

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-2 (2014) 規格名：照明器具－第 2-2 部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	JIS C 8105-1 (以下、第 1 部) 0.3.1 第 1 部 4.27A	第 1 部 0.3.1 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に対し、危険の原因にならないように設計、製造しなければならない。 第 1 部 4.27A 光出力 一般照明用の LED 照明器具の光出力は、人がちらつきを感じるものであってはならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 第 4 章 第 1 部 第 5 章 第 1 部 第 14 章 第 1 部 第 15 章	第 1 部 第 4 章 構造 第 1 部 第 5 章 内部及び外部配線 第 1 部 第 14 章 ねじ締め式端子 第 1 部 第 15 章 ねじなし端子及び電気接続	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 4.26 第 1 部 12.5 第 1 部 12.6 第 1 部 12.7	第 1 部 4.26 短絡保護 絶縁しない可触の異極の安全特別低電圧部 (SELV) の短絡事故の下での安全保護手段 第 1 部 12.5 温度試験 (異常動作) 第 1 部 12.6 温度試験 (ランプ制御装置が故障を起こした状態) 第 1 部 12.7 熱可塑性樹脂製照明器具に使用するランプ制御装置又は電子装置の故障状態に関する温度試	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-2 (2014) 規格名：照明器具－第 2-2 部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項続 き				2.13.1	<p>験</p> <p>2.13.1 照明器具内を通るか又は照明器具に触れるおそれのある電源用配線は、不安全な温度になってはならない。IP20 を超える IP 分類の照明器具に対しては、JISC8105-1 の 12.4、12.5、12.6 及び 12.7 の関連する試験を適用しなければならない。</p>	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 3.2 第1部 3.3	第1部 3.2 照明器具の表示 第1部 3.3 追加の情報	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 4.11.4 第1部 4.14.3 第1部 4.18 第1部 4.27B 第1部 12.3	第1部 4.11.4 通電部は、腐食に耐えるか、又は腐食に対して適切に保護していなければならない。 第1部 4.14.3 調節装置（調節装置の動作サイクル試験） 第1部 4.18 耐食性 第1部 4.27B 供用期間中の発煙、発火などの防止 LED 照明器具は、供用期間中に発煙、発火など火災に関連する故障が発生しないように設計しなければならない。 第1部 12.3 耐久性試験	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-2 (2014) 規格名：照明器具－第 2-2 部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				第 1 部 14.4.5	第 1 部 14.4.5 ねじ締め式端子の耐食性	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部第 9 章	第 1 部第 9 章 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 4.4.7 第 1 部 4.9.2 第 1 部 5.2.2 第 1 部 5.3.1 2.11 第 1 部第 12	第 1 部 4.4.7 ラフサービス照明器具に組み込むランプソケット及び差し込みプラグの絶縁部分の耐トラッキング性 第 1 部 4.9.2 絶縁ライニング（裏打ち）及びスリーブの機械的、電気的及び熱的強度 第 1 部 5.2.2 照明器具製造業者が取り付けした電源コードに対する電気的・機械的性能及び通常の使用温度における最高温度での耐劣化性 第 1 部 5.3.1 内部配線の適切な種類及びサイズの使用、絶縁の安全性、耐電圧性、耐温度性 2.11 電源接続用の可とうケーブル又はコードが照明器具製造業者によって供給される場合には、（中略）通常の使用状態でさらされる可能性のある最高温度で劣化することなく耐えるものでなければならない。 第 1 部第 12 章 耐久性試験及び温度試験	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-2 (2014) 規格名：照明器具－第 2-2 部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六條 続き				章 第 1 部第 13 章 第 1 部 15.3.9 第 1 部 15.6.2 第 1 部 15.9.2	第 1 部第 13 章 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 第 1 部 15.3.9 端子及び接続器は、通常起こる機械的、電氣的及び熱的ストレスに耐えなければならない。 第 1 部 15.6.2 内部配線用端子及び接続の加熱試験 第 1 部 15.9.2 外部配線用端子及び接続の加熱試験	
第七條 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 4.27C 第 1 部 4.27D 第 1 部 5.2.10 第 1 部 5.3.1.3	第 1 部 4.27C 非交換形光源をもつ照明器具（照明器具又は照明器具の部分を破壊することなく、光源の交換及び／又は充電部へ接触ができてはならない。） 第 1 部 4.27D 使用者非交換形光源をもつ照明器具（使用者非交換形光源を覆って感電に対して保護するカバーがあり、カバーに 3.2.22A による“感電注意”記号が表示されている場合は、二つ以上の独立した固定手段によって、所定の位置に保持されなければならない。） 第 1 部 5.2.10 ケーブル又はコードが絶縁破壊したとき可触金属部分が充電部となるおそれがある場合は、コード止め具は絶縁物を用いるか、又は固着絶縁ライニングを施さなければならない。 第 1 部 5.3.1.3 内部配線に充電部となる導体をもち、かつ、通常動作状態で可触金属部分があるクラスⅡ照	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-2 (2014) 規格名：照明器具－第2-2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号続 き				第1部第8章 2.12	<p>明器具では、少なくとも接触箇所における絶縁は、例えば被覆ケーブル又はスリーブなどを適用することによって、電圧ストレスに応じた二重絶縁又は強化絶縁の要求事項を満足しなければならない。</p> <p>第1部第8章 感電に対する保護</p> <p>2.12 照明器具の部分及び部品で天井空間又はくぼみ内にあるものは、天井空間の下側にある照明器具の部分と同じ感電保護の等級を備えていなければならない。</p>	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部4.15 第1部第7章 第1部10.3	第1部4.15 附属書A 導電部が感電を生じるかどうかを決める試験 第1部第7章 保護接地 第1部10.3 接触電流、保護導体電流及び電気やけど	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部4.3 第1部4.9 第1部5.3.6	第1部4.3 電線経路 電線はなめらかな経路に配し、シャープエッジ・ばり・铸はりなどから電線の絶縁被覆が損傷を受けないようになっているなければならない。 第1部4.9 絶縁ライニング及びスリーブ 第1部5.3.6 自在型照明器具で、照明器具の通常の動きで配線が金属部分と擦れてその絶縁を損なう可能性のあるすべての箇所では、配線を絶縁物の線ひ、電線止め具又は同様の手段で固定して擦れないように	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-2 (2014) 規格名：照明器具－第2-2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				第1部第9章 第1部10.2 第1部第11章 第1部第12章 第1部第13章 第1部15.6.2 第1部15.9.2	しなければならない。 第1部第9章 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護 第1部10.2 絶縁抵抗及び耐電圧 第1部第11章 .沿面距離及び空間距離 第1部第12章 耐久性試験及び温度試験 第1部第13章 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 第1部15.6.2 内部配線用端子及び接続の加熱試験 第1部15.9.2 外部配線用端子及び接続の加熱試験	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部3.2.9 第1部3.2.13 第1部3.3.4 第1部4.15.1 第1部4.15.2	第1部3.2.9 可燃性材料表面への直接取付に適さない照明器具の表示 第1部3.2.13 被照射物が過熱する可能性がある照明器具の表示 第1部3.3.4 照明器具が不燃性材料表面にだけ取付に適している場合の表示 第1部4.15.1 可炎性材料部分の発熱部からの分離、可炎性材料部分への激しく燃える材料の使用禁止 第1部4.15.2 熱可塑性樹脂材料製照明器具の耐温度性	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-2 (2014) 規格名：照明器具－第 2-2 部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九條 続き				第 1 部 4.16 第 1 部 4.21.4 第 1 部 4.26 第 1 部 4.27B 第 1 部第 12 章 第 1 部 13.3	第 1 部 4.16 可炎性材料表面へ取り付ける照明器具の過熱対策 第 1 部 4.21.4 絶縁材料製のランプ収納室の耐炎性及び着火性 第 1 部 4.26 短絡保護 絶縁しない可触の異極の安全特別低電圧部 (SELV) の短絡事故の下での安全保護手段、ブローイング工法で断熱材施工する照明器具は、規定する検査プローブが侵入する開口部があってはならない。 第 1 部 4.27B 供用期間中の発煙、発火などの防止 第 1 部第 12 章 耐久性試験及び温度試験 第 1 部 13.3 耐炎性及び耐着火性試験	
第十條	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 12.4 第 1 部 12.5	第 1 部 12.4 温度試験 (通常動作) (照明器具が動作温度に達したときに可触部分、取り扱う部分調整する部分及び握る部分の過度の温度上昇があってはならない。) 第 1 部 12.5 温度試験 (異常動作) (手で触れるおそれのある部分の温度について規定されている。)	
第十一條 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよ	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 4.13.4	第 1 部 4.13.4 ラフサービス照明器具 ラフサービス照明器具は、適切な機械的強度をもち、通常の使用中に予期される周囲環境で転倒しては	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-2 (2014) 規格名：照明器具－第2-2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き		うに、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。		第1部4.14 第1部4.25	ならない。 第1部4.14 つり具及び調節手段（機械的なつり具の強度の適切な安全率） 第1部4.25 機械的危険箇所 照明器具は、取付け工事中、通常使用時又は保守のときに、使用者が危険になるような鋭利な突起又はエッジがあってはならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	第1部4.4.4 第1部4.9.2 第1部4.12.1 第1部4.13 第1部4.20 第1部4.21	第1部4.4.4 ランプソケットの固定装置の機械的強度 第1部4.9.2 絶縁ライニング（裏打ち）及びスリーブの機械的、電氣的及び熱的強度 第1部4.12.1 ねじ及び機械的接続部の機械的ストレス耐性 第1部4.13 照明器具の機械的強度 第1部4.20 ラフサービス照明器具－振動に対する要求事項 ラフサービス照明器具は、振動に対して適切な耐性をもたなければならない。 第1部4.21 保護シールド（ハロゲン電球及びメタルハライドランプを用いる照明器具は、ランプの破裂の危険性があるため、保護シールドをもたなければならない。ランプ収納室の部分は、ランプの破裂による破片で安全性を損なわないように設計しなければなら	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-2 (2014) 規格名：照明器具－第2-2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				第1部 8.2.6 第1部 14.4.4 第1部 15.3.9 第1部 15.5.1 第1部 15.8	ない。 第1部 8.2.6 感電に対する保護のためのカバー及びその他の部分の機械的強度 第1部 14.4.4 照明器具に組み込むねじ締め式端子の機械的強度 1 第1部 5.3.9 ねじなし端子及び接続器の機械的、電氣的及び熱的ストレス耐性 第1部 15.5.1 内部配線用のねじなし端子及び電気接続の機械的強度 第1部 15.8 ねじなし端子及び電気接続の機械的強度	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具は、一般的に、流出し、又は溶出することにより人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える化学物質を使用していない。
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 4.24	第1部 4.24 紫外放射 ハロゲン電球及びメタルハライドランプを使用するよう設計した照明器具は、それらのランプを使用したときに、過度の紫外放射をしてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-2 (2014) 規格名：照明器具－第2-2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 4.26 第1部 4.26 第1部 12.5 第1部 12.6 第1部 12.7 2.13.1	第1部 4.26 短絡保護 絶縁しない可触の異極の安全特別低電圧部 (SELV) の短絡事故の下での安全保護手段 第1部 12.5 温度試験 (異常動作) 第1部 12.6 温度試験 (ランプ制御装置が故障を起こした状態) 第1部 12.7 熱可塑性樹脂製照明器具に使用するランプ制御装置又は電子装置の故障状態に関する温度試験 2.13.1 (前掲略)	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具は、不意な動作によって人体に危害が及ぶおそれがない。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具は、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがない。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-2 (2014) 規格名：照明器具－第 2-2 部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 5.2.2 第1部 5.3.1	第1部 5.2.2 電源コードの導体の最小断面積の規定 第1部 5.3.1 内部配線の適切な種類及びサイズの使用、絶縁の安全性、耐電圧性、耐温度性	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 0.3.1 第1部 11.2	第1部 0.3.1 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に対し、危険の原因にならないように設計、製造しなければならない。 第1部 11.2 浴面距離及び空間距離 耐インパルスカテゴリに応じた浴面距離及び空間距離	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具に対する雑音の強さは、J55015 等の別規

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-2 (2014) 規格名：照明器具－第2-2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八条	条続き					格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部第3章 第1部 12.3.2	第1部第3章 表示 第1部 12.3.2 耐久性試験後の表示の可読性に対する規定	
第二十条	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-2 (2014) 規格名：照明器具－第2-2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-2 (2014) 規格名：照明器具－第2-2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第4項 続き		掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-8 (2014) 規格名：照明器具－第2-8部：ハンドランプに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	JIS C 8105-1 (以下、第1部) 0.3.1 第1部4.27A	第1部0.3.1 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に対し、危険の原因にならないように設計、製造しなければならない。 第1部4.27A 光出力 一般照明用の LED 照明器具の光出力は、人がちらつきを感じるものであってはならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部第4章 8.7.2 8.7.3 8.7.4 8.7.5	第1部第4章 構造 8.7.2 ランプは、保護格子、透光性カバー又は同様の手段で偶発的な損傷に対して保護しなければならない。つり下げフックを持つ場合、つり下げフックはハンドランプに確実に取り付けなければならない。 8.7.3 ハンドランプには、抵抗性の安定器又は放電ランプの電源装置を制限する抵抗線を用いてはならない。 8.7.4 白熱電球のランプソケットは、二つ以上の別々の手段で、回転止めしなければならない。 8.7.5 安定器又は変圧器を、可とうケーブル又はコードに接続する場合、プラグから安定器又は変圧器までの距離は1m以内とし、かつ、安定器又は変圧器にはつり下げフックを設けなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-8 (2014) 規格名：照明器具－第2-8部：ハンドランプに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項続き				第1部第5章 8.11.1 8.11.3 8.11.5 8.11.6 第1部第14章 8.10.1 第1部第15章	第1部第5章 内部及び外部配線 8.11.1 ハンドランプは、コンセントを備えてはならない。普通型でないハンドランプは、機器用インレットを備えてはならない。普通形のハンドランプが機器用インレットを備えている場合には、それらにロック機構が備わっていないなければならない。 8.11.3 ケーブル入り口は、一つだけとする。 8.11.5 グランドはコード止めに使用してはならない。 8.11.6 取外し不可能なケーブル及びコードの長さは、5m以上でなければならない。 第1部第14章 ねじ締め式端子 8.10.1 電源接続用の端子は、0.75mm ² ～1.5mm ² の公称断面積をもつ導体の接続に適切なものでなければならない。 第1部第15章 ねじなし端子及び電気接続	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 4.26 第1部 12.5	第1部 4.26 短絡保護 絶縁しない可触の異極の安全特別低電圧部 (SELV) の短絡事故の下での安全保護手段 第1部 12.5 温度試験 (異常動作)	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-8 (2014) 規格名：照明器具－第2-8部：ハンドランプに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項続き				第1部 12.6 第1部 12.7 8.13.1	第1部 12.6 温度試験（ランプ制御装置が故障を起こした状態） 第1部 12.7 熱可塑性樹脂製照明器具に使用するランプ制御装置又は電子装置の故障状態に関する温度試験 8.13.1 外部部分が劣化した場合に安定性を損なうハンドランプ及び安定器の耐久性試験。IP20を超えるIP分類の照明器具は、12.4、12.5、12.6を行う。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 3.2 第1部 3.3	第1部 3.2 照明器具の表示 第1部 3.3 追加の情報	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 4.11.4 第1部 4.14.3 第1部 4.18 第1部 4.27B	第1部 4.11.4 通電部は、腐食に耐えるか、又は腐食に対して適切に保護していなければならない。 第1部 4.14.3 調節装置（調節装置の動作サイクル試験） 第1部 4.18 耐食性 第1部 4.27B 供用期間中の発煙、発火などの防止 LED照明器具は、供用期間中に発煙、発火など火災に関連する故障が発生しないように設計しなければ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-8 (2014) 規格名：照明器具－第2-8部：ハンドランプに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				8.11.4 8.11.4.1 第1部 12.3 8.13.1 第1部 14.4.5	ならない。 8.11.4 可とうケーブル及びコードは、絶縁材料製のコード保護又は適切な形状の入り口孔によって、ハンドランプ、及びプラグ付き安定器又は変圧器の入り口孔での過度の曲がり対して保護しなければならない。 8.11.4.1 屈曲に対する試験 第1部 12.3 耐久性試験 8.13.1 (前掲略) 第1部 14.4.5 ねじ締め式端子の耐食性	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	8.5.1 第1部第9章	8.5.1 感電保護の形式によって、ハンドランプは、クラスⅡ又はクラスⅢに分類する。 第1部第9章 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	第1部 4.4.7 第1部 4.9.2 第1部 5.2.2 第1部 5.3.1	第1部4.4.7 ラフサービスマルチ照明器具に組み込むランプソケット及び差し込みプラグの絶縁部分の耐トラッキング性 第1部 4.9.2 絶縁ライニング（裏打ち）及びスリーブの機械的、電氣的及び熱的強度 第1部5.2.2 照明器具製造業者が取り付けた電源コードに対する電氣的・機械的性能及び通常の使用温度における最高温度での耐劣化性 第1部 5.3.1 内部配線の適切な種類及びサイズの使	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-8 (2014) 規格名：照明器具－第2-8部：ハンドランプに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				<p>8.11.2 用、絶縁の安全性、耐電圧性、耐温度性</p> <p>8.11.2 可とうケーブル又はコードは、次のいずれかでなければならない。－JIS C 3663-4 で規定するオーディナリークロロブレン又は同等のゴムシースコード（中略）導体の公称断面積は次の値以上でなければならない。（略）</p> <p>第1部第12章 第1部第12章 耐久性試験及び温度試験</p> <p>8.13.1 8.13.1 （前掲略）</p> <p>第1部第13章 第1部第13章 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性</p> <p>8.16.1 8.16.1 ゴム又はポリクロロブレン等の柔軟材料のハンドル又は外郭の耐熱性に関する試験。</p> <p>第1部15.3.9 第1部15.3.9 端子及び接続器は、通常起こる機械的、電氣的及び熱的ストレスに耐えなければならない。</p> <p>第1部15.6.2 第1部15.6.2 内部配線用端子及び接続の加熱試験</p> <p>第1部15.9.2 第1部15.9.2 外部配線用端子及び接続の加熱試験</p>		
第七条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<p>8.5.1 8.5.1 （前掲略）</p> <p>第1部4.27C 第1部4.27C 非交換形光源をもつ照明器具（照明器具又は照明器具の部分破壊することなく、光源の交換及び／又は充電部へ接触ができてはならない。）</p>		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-8 (2014) 規格名：照明器具－第2-8部：ハンドランプに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第1号続 き		に応じて、接近に対しても適切に保護すること。		第1部4.27D	第1部4.27D 使用者非交換形光源をもつ照明器具(使用者非交換形光源を覆って感電に対して保護するカバーがあり、カバーに3.2.22Aによる“感電注意”記号が表示されている場合は、二つ以上の独立した固定手段によって、所定の位置に保持されなければならない。)	
				8.7.1	8.7.1 ハンドランプの外郭及び把手の材料は、絶縁材料でなければならない。	
				8.7.6.1	8.7.6.1 格子、透光性カバー及び保護カバーは確実に取り付けなければならない。100Nを1時間加える引っ張り強度試験によって、ハンドランプ本体の保護カバー取付け状態を確認する。通電部に接触できるような取付けの緩みがあってはならない。	
				第1部5.2.10	第1部5.2.10 ケーブル又はコードが絶縁破壊したとき可触金属部分が充電部となるおそれがある場合は、コード止め具は絶縁物を用いるか、又は固着絶縁ライニングを施さなければならない。	
				第1部5.3.1.3	第1部5.3.1.3 内部配線に充電部となる導体を持ち、かつ、通常動作状態で可触金属部分があるクラスⅡ照明器具では、少なくとも接触箇所における絶縁は、例えば被覆ケーブル又はスリーブなどを適用することによって、電圧ストレスに応じた二重絶縁又は強化絶	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-8 (2014) 規格名：照明器具－第2-8部：ハンドランプに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号続 き				第1部第8章 8.12.1	縁の要求事項を満足しなければならない。 第1部第8章 感電に対する保護 8.12.1 ねじ込み口金又は差込み口金への接触を防ぐ 部分は、手で取り外せる構造であってはならない。	
第七條 第2号	感電に対する保 護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制 されていること。	■該当 □非該当	第1部4.15 第1部第7章 第1部10.3	第1部4.15 附属書A 導電部が感電を生じるかどう かを定める試験 第1部第7章 保護接地 第1部10.3 接触電流、保護導体電流及び電気やけど	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に 応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	第1部4.3 第1部4.9 第1部5.3.6 第1部第9章 第1部10.2 第1部第11	第1部4.3 電線経路 電線はなめらかな経路に配し、シャープエッジ・ばり・ 鑄はりなどから電線の絶縁被覆が損傷を受けないよ うになっていなければならない。 第1部4.9 絶縁ライニング及びスリーブ 第1部5.3.6 自在型照明器具で、照明器具の通常 の動きで配線が金属部分と擦れてその絶縁を損なう可 能性のあるすべての箇所では、配線を絶縁物の線ひ、電 線止め具又は同様の手段で固定して擦れないように しなければならない。 第1部第9章 じんあい、固形物及び水気の侵入に対 する保護 第1部10.2 絶縁抵抗及び耐電圧 第1部第11章 沿面距離及び空間距離	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-8 (2014) 規格名：照明器具－第2-8部：ハンドランプに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				章 第1部第12章 8.13.1 第1部第13章 第1部15.6.2 第1部15.9.2	第1部第12章 耐久性試験及び温度試験 8.13.1 (前掲略) 第1部第13章 耐熱性, 耐火性及び耐トラッキング性 第1部15.6.2 内部配線用端子及び接続の加熱試験 第1部15.9.2 外部配線用端子及び接続の加熱試験	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部3.2.9 第1部3.2.13 第1部3.3.4 第1部4.15.1 第1部4.15.2 第1部4.16 第1部4.21.4	第1部3.2.9 可燃性材料表面への直接取付に適さない照明器具の表示 第1部3.2.13 被照射物が過熱する可能性がある照明器具の表示 第1部3.3.4 照明器具が不燃性材料表面にだけ取付に適している場合の表示 第1部4.15.1 可炎性材料部分の発熱部からの分離, 可炎性材料部分への激しく燃える材料の使用禁止 第1部4.15.2 熱可塑性樹脂材料製照明器具の耐温度性 第1部4.16 可炎性材料表面へ取り付ける照明器具の過熱対策 第1部4.21.4 絶縁材料製のランプ収納室の耐炎性及び着火性	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-8 (2014) 規格名：照明器具－第2-8部：ハンドランプに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九 条 続 き				第1部4.26 第1部4.27B 第1部第12章 8.13.1 第1部13.3	第1部4.26 短絡保護 絶縁しない可触の異極の安全特別低電圧部（SELV）の短絡事故の下での安全保護手段、ブローイング工法で断熱材施工する照明器具は、規定する検査プローブが侵入する開口部があってはならない。 第1部4.27B 供用期間中の発煙、発火などの防止 第1部第12章 耐久性試験及び温度試験 8.13.1 (前掲略) 第1部13.3 耐炎性及び耐着火性試験	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	第1部12.4 第1部12.5 8.13.1	第1部12.4 温度試験（通常動作）（照明器具が動作温度に達したときに可触部分、取り扱う部分調整する部分及び握る部分の過度の温度上昇があってはならない。） 第1部12.5 温度試験（異常動作）（手で触れるおそれのある部分の温度について規定されている。） 8.13.1 (前掲略)	
第十 一 条 第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	第1部4.13.4	第1部4.13.4 ラフサービス照明器具 ラフサービス照明器具は、適切な機械的強度をもち、通常の使用中に予期される周囲環境で転倒してはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-8 (2014) 規格名：照明器具－第2-8部：ハンドランプに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き		る。		第1部4.14 第1部4.25 8.7.2	第1部4.14 つり具及び調節手段（機械的なつり具の強度の適切な安全率） 第1部4.25 機械的危険箇所 照明器具は、取付け工事中、通常使用時又は保守のときに、使用者が危険になるような鋭利な突起又はエッジがあってはならない。 8.7.2 (前掲略)	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	第1部4.4.4 第1部4.9.2 第1部4.12.1 第1部4.13 第1部4.20 第1部4.21	第1部4.4.4 ランプソケットの固定装置の機械的強度 第1部4.9.2 絶縁ライニング（裏打ち）及びブスリーブの機械的、電氣的及び熱的強度 第1部4.12.1 ねじ及び機械的接続部の機械的ストレス耐性 第1部4.13 b) 手持ち式ラフサービス照明器具の機械的強度 第1部4.20 ラフサービス照明器具－振動に対する要求事項 ラフサービス照明器具は、振動に対して適切な耐性をもたなければならない。 第1部4.21 保護シールド（ハロゲン電球及びメタルハライドランプを用いる照明器具は、ランプの破裂の危険性があるため、保護シールドをもたなければならない。ランプ収納室の部分は、ランプの破裂による破	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-8 (2014) 規格名：照明器具－第2-8部：ハンドランプに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				<p>8.7.6.1 (前掲略)</p> <p>8.7.6.2 衝撃試験の追加要求。</p> <p>第1部 8.2.6 感電に対する保護のためのカバー及びその他の部分の機械的強度</p> <p>第1部 14.4.4 照明器具に組み込むねじ締め式端子の機械的強度</p> <p>第1部 15.3.9 ねじなし端子及び接続器の機械的、電氣的及び熱的ストレス耐性</p> <p>第1部 15.5.1 内部配線用のねじなし端子及び電気接続の機械的強度</p> <p>第1部 15.8 ねじなし端子及び電気接続の機械的強度</p>		
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具は、一般的に、流出し、又は溶出することにより人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える化学物質を使用していない。
第十三	電気用品から発	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	第1部 4.24	第1部 4.24 紫外放射	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-8 (2014) 規格名：照明器具－第2-8部：ハンドランプに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条	せられる電磁波による危害の防止	が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当		ハロゲン電球及びメタルハライドランプを使用するよう設計した照明器具は、それらのランプを使用したときに、過度の紫外放射をしてはならない。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 4.26 第1部 12.5 第1部 12.6 第1部 12.7 8.13.1	第1部 4.26 短絡保護 絶縁しない可触の異極の安全特別低電圧部 (SELV) の短絡事故の下での安全保護手段 第1部 12.5 温度試験 (異常動作) 第1部 12.6 温度試験 (ランプ制御装置が故障を起こした状態) 第1部 12.7 熱可塑性樹脂製照明器具に使用するランプ制御装置又は電子装置の故障状態に関する温度試験 8.13.1 (前掲略)	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具は、不意な動作によって人体に危害が及ぶおそれがない。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具は、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-8 (2014) 規格名：照明器具－第2-8部：ハンドランプに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項 続き						を与えるおそれがない。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 5.2.2 第1部 5.3.1 8.11.2	第1部 5.2.2 電源コードの導体の最小断面積の規定 第1部 5.3.1 内部配線の適切な種類及びサイズの使用、絶縁の安全性、耐電圧性、耐温度性 8.11.2 (前掲略)	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 0.3.1 第1部 11.2	第1部 0.3.1 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に対し、危険の原因にならないように設計、製造しなければならない。 第1部 11.2 沿面距離及び空間距離 耐インパルスカテゴリに応じた沿面距離及び空間距離	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-8 (2014) 規格名：照明器具－第 2-8 部：ハンドランプに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具に対する雑音の強さは、J55015 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部第 3 章 8.6.1 8.6.2 第 1 部 12.3.2	第 1 部第 3 章 表示 8.6.1 クラスⅡ又はクラスⅢのシンボル、クラスⅢのハンドランプの定格電圧の表示、並びにじんあい及び水気に対する保護等級の記号を、ハンドランプの外側に表示する。最大定格ワット数の表示は、ワニスで保護している場合でも塗料又はインクで行ってはならない。 8.6.2 ランプを交換できるタイプ X 取付け方法をもつハンドランプの場合、開閉方法を保護カバーの上使用中又は使用後に見えるように表示する。 第 1 部 12.3.2 耐久性試験後の表示の可読性に対する規定	
第二十条第 1 項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-8 (2014) 規格名：照明器具－第2-8部：ハンドランプに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き		<p>体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				格は不要。
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-8 (2014) 規格名：照明器具－第2-8部：ハンドランプに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3項 続き		器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	－	－	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-12(2014) 規格名：照明器具－第2-12部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	JIS C 8105-1 (以下、第1部) 0.3.1 第1部4.27A	第1部0.3.1 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に対し、危険の原因にならないように設計、製造しなければならない。 第1部4.27A 光出力 一般照明用のLED照明器具の光出力は、人がちらつきを感じるものであってはならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部第4章 12.7.1 12.7.2 12.7.5 12.7.10 12.8.1 12.10	第1部第4章 構造 12.7.1 常夜灯のプラグ部分の形状及び寸法は、JISC8303に適合しなければならない。 12.7.2 その他全ての点で、常夜灯プラグ部分は、JISC8282-1又はJISC8303の構造についての要求事項に適合しなければならない。 12.7.5 常夜灯を電源に接続しているとき、ランプ（光源）は交換できてはならない。 12.7.10 ネオンタイプを用いる常夜灯の直列抵抗は、“ソリッド抵抗器”又は“炭素被膜抵抗器”タイプであってはならない。 12.8.1 出力コンセント付常夜灯は、電源との接続用の一体形プラグ刃を備えなければならない。 12.10 感電に対する保護	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-12(2014) 規格名：照明器具－第2-12部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項続 き				12.16 第1部第5章 第1部第14 章 第1部第15 章	12.16 ねじ端子 密閉した常夜灯には、ねじ端子を使用してはならない。 第1部第5章 内部及び外部配線 第1部第14章 ねじ締め式端子 第1部第15章 ねじなし端子及び電気接続	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	第1部4.26 第1部12.5 12.14.3 第1部12.6 第1部12.7	第1部4.26 短絡保護 絶縁しない可触の異極の安全特別低電圧部（SELV）の短絡事故の下での安全保護手段。 第1部12.5 温度試験（異常動作） 12.14.3 異常温度試験中、常夜灯は、通常使用と同じように取り付けて、定格電圧で連続7時間、又は故障が発生するまでの、いずれか短い時間まで動作させなければならない。 試験後に、常夜灯は JISC8105-1 の 12.5（温度試験（異常動作））の要求事項に適合しなければならず、更に常夜灯に変形があってはならず、綿布に焦げ及び発火があってはならない。 第1部12.6 温度試験（ランプ制御装置が故障を起こした状態） 第1部12.7 熱可塑性樹脂製照明器具に使用するランプ制	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-12(2014) 規格名：照明器具－第2-12部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項続き					御装置又は電子装置の故障状態に関する温度試験	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部3.2 第1部3.3	第1部3.2 照明器具の表示 第1部3.3 追加の情報	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部4.11.4 第1部4.14.3 第1部4.18 第1部4.27B 第1部12.3 第1部14.4.5	第1部4.11.4 通電部は、腐食に耐えるか、又は腐食に対して適切に保護していなければならない。 第1部4.14.3 調節装置（調節装置の動作サイクル試験） 第1部4.18 耐食性 第1部4.27B 供用期間中の発煙、発火などの防止 LED 照明器具は、供用期間中に発煙、発火など火災に関連する故障が発生しないように設計しなければならない。 第1部12.3 耐久性試験 第1部14.4.5 ねじ締め式端子の耐食性	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	12.7.8	12.7.8 常夜灯のカバーは、子供が玩具として扱う可能性のある、次のいずれかのことがあってはならない。 a)子供が玩具として扱う可能性のある形状をしている。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-12(2014) 規格名：照明器具－第2-12部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き		切な表示をされているものとする。		第1部第9章	b)子供が玩具として扱う可能性のある装飾が施されている。 第1部第9章 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部4.4.7 第1部4.9.2 第1部5.2.2 第1部5.3.1 第1部第12章 第1部第13章 第1部15.3.9 第1部15.6.2 第1部15.9.2	第1部4.4.7 ラフサービス照明器具に組み込むランプソケット及び差し込みプラグの絶縁部分の耐トラッキング性 第1部4.9.2 絶縁ライニング（裏打ち）及びスリーブの機械的、電気的及び熱的強度 第1部5.2.2 照明器具製造業者が取り付けけた電源コードに対する電気的・機械的性能及び通常の使用温度における最高温度での耐劣化性 第1部5.3.1 内部配線の適切な種類及びサイズの使用、絶縁の安全性、耐電圧性、耐温度性 第1部第12章 耐久性試験及び温度試験 第1部第13章 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 第1部15.3.9 端子及び接続器は、通常起こる機械的、電気的及び熱的ストレスに耐えなければならない。 第1部15.6.2 内部配線用端子及び接続の加熱試験 第1部15.9.2 外部配線用端子及び接続の加熱試験	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-12(2014) 規格名：照明器具－第2-12部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号	感電に対する保護	<p>電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。</p> <p>一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。</p>	<p>■該当</p> <p>□非該当</p>	<p>第1部4.27C</p> <p>第1部4.27D</p> <p>12.7.4</p> <p>12.7.6</p> <p>12.7.11</p>	<p>第1部4.27C 非交換形光源をもつ照明器具（照明器具又は照明器具の部分破壊することなく、光源の交換及び／又は充電部へ接触ができてはならない）。</p> <p>第1部4.27D 使用者非交換形光源をもつ照明器具（使用者非交換形光源を覆って感電に対して保護するカバーがあり、カバーに3.2.22Aによる“感電注意”記号が表示されている場合は、二つ以上の独立した固定手段によって、所定の位置に保持されなければならない）。</p> <p>12.7.4 常夜灯のカバーは、通常使用するように組み立てたとき、固形物の侵入に耐えるように設計しなければならない。</p> <p>12.7.6 常夜灯の基部及びカバーは、互いに堅固に固定されていないなければならない。</p> <p>12.7.11 ELパネルを内蔵した常夜灯は、電圧サージに耐えなければならない。</p> <p>次の場合は、感電のおそれがあるものとみなす。</p> <p>a) チーズクロス又は包装用ティッシュペーパーの、赤熱、炭化又は発火がある。</p> <p>b) 試験中、又はJIS C8105-1の第10章（絶縁抵抗、耐電圧、接触電流及び保護導体電流）の耐電圧試験を行ったとき、パネルの充電部と接触可能な金属部の間に絶縁破壊がある。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-12(2014) 規格名：照明器具－第2-12部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号続 き				第1部5.2.10 第1部5.3.1.3 第1部第8章 12.10	第1部5.2.10 ケーブル又はコードが絶縁破壊したとき可 触金属部分が充電部となるおそれがある場合は、コード止 め具は絶縁物を用いるか、又は固着絶縁ライニングを施さ なければならない。 第1部5.3.1.3 内部配線に充電部となる導体を持ち、かつ、 通常動作状態で可触金属部分があるクラスⅡ照明器具で は、少なくとも接触箇所における絶縁は、例えば被覆ケー ブル又はスリーブなどを適用することによって、電圧スト レスに応じた二重絶縁又は強化絶縁の要求事項を満足し なければならない。 第1部第8章 感電に対する保護 12.10 常夜灯を適切なコンセントに差し込んだとき、ラン プソケットまたはその他の内部充電部が接触可能であつ てはならない。	
第七條 第2号	感電に対する保 護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制 されていること。	■該当 □非該当	第1部4.15 第1部第7章 第1部10.3	第1部4.15 附属書A 導電部が感電を生じるかどうかを 決める試験 第1部第7章 保護接地 第1部10.3 接触電流、保護導体電流及び電気やけど	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれ がある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況 に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	第1部4.3	第1部4.3 電線経路 電線はなめらかな経路に配し、シャープエッジ・ばり・ 鋳はりなどから電線の絶縁被覆が損傷を受けないよう になっていなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-12(2014) 規格名：照明器具－第2-12部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				第1部4.9 第1部5.3.6 第1部第9章 第1部10.2 12.7.11 第1部第11章 12.13 第1部第12章 第1部第13章 第1部15.6.2 第1部15.9.2	第1部4.9 絶縁ライニング及びスリーブ 第1部5.3.6 自在型照明器具で、照明器具の通常の動きで配線が金属部分と擦れてその絶縁を損なう可能性のあるすべての箇所では、配線を絶縁物の線び、電線止め具又は同様の手段で固定して擦れないようにしなければならない。 第1部第9章 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護 第1部10.2 絶縁抵抗及び耐電圧 12.7.11 (前掲略) 第1部第11章 浴面距離及び空間距離 12.13 浴面距離及び空間距離 常夜灯のプラグ刃以外の金属部で、充電部に接触しており、常夜灯のかん(嵌)合面上にむき出しの金属部は、かん(嵌)合面から3mm以上引っ込めなければならない。 第1部第12章 耐久性試験及び温度試験 第1部第13章 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 第1部15.6.2 内部配線用端子及び接続の加熱試験 第1部15.9.2 外部配線用端子及び接続の加熱試験	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-12(2014) 規格名：照明器具－第2-12部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	12.7.11 第1部3.2.9 第1部3.2.13 第1部3.3.4 第1部4.15.1 第1部4.15.2 第1部4.16 第1部4.21.4 第1部4.26 第1部4.27B 第1部第12章	12.7.11 (前掲略) 第1部3.2.9 可燃性材料表面への直接取付に適さない照明器具の表示 第1部3.2.13 被照射物が過熱する可能性がある照明器具の表示 第1部3.3.4 照明器具が不燃性材料表面にだけ取付に適している場合の表示 第1部4.15.1 可炎性材料部分の発熱部からの分離、可炎性材料部分への激しく燃える材料の使用禁止 第1部4.15.2 熱可塑性樹脂材料製照明器具の耐温度性 第1部4.16 可炎性材料表面へ取り付ける照明器具の過熱対策 第1部4.21.4 絶縁材料製のランプ収納室の耐炎性及び着火性 第1部4.26 短絡保護 絶縁しない可触の異極の安全特別低電圧部 (SELV) の短絡事故の下での安全保護手段、ブローイング工法で断熱材施工する照明器具は、規定する検査ブローブが侵入する開口部があってはならない。 第1部4.27B 供用期間中の発煙、発火などの防止 第1部第12章 耐久性試験及び温度試験	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-12(2014) 規格名：照明器具－第2-12部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九 条 続 き				12.14.3 第1部13.3	12.14.3 (前掲略) 第1部13.3 耐炎性及び耐着火性試験	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	第1部12.4 第1部12.5 12.14.1 12.14.2 12.14.3	第1部12.4 温度試験（通常動作）（照明器具が動作温度に達したときに可触部分、取り扱う部分調整する部分及び握る部分の過度の温度上昇があってはならない）。 第1部12.5 温度試験（異常動作）（手で触れるおそれのある部分の温度について規定されている）。 12.14.1 プラグ刃の最高許容温度は、JIS C 8303の5.3（温度上昇）に規定する刃と刃受けとの接触部の既定値として、コンセントとのかん（嵌）合面の最高温度は65°Cを超えてはならない。 12.14.2 常夜灯の接触可能部分の最高温度は、次による a)金属部で55°C b) その他の部分で65°C 12.14.3 (前掲略)	
第十 一 条 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	第1部4.13.4 第1部4.14 第1部4.25	第1部4.13.4 ラフサービス照明器具 ラフサービス照明器具は、適切な機械的強度をもち、通常的使用中に予期される周囲環境で転倒してはならない。 第1部4.14 つり具及び調節手段（機械的なつり具の強度の適切な安全率） 第1部4.25 機械的危険箇所 照明器具は、取付け工事中、通常使用時又は保守のときに、	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-12(2014) 規格名：照明器具－第2-12部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き					使用者が危険になるような鋭利な突起又はエッジがあつてはならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	12.7.7 第1部4.4.4 第1部4.9.2 第1部4.12.1 第1部4.13 12.7.12 第1部4.20	12.7.7 常夜灯の質量及び設計は、該当するコンセントに過度な張力を加えるものであってはならない。 第1部4.4.4 ランプソケットの固定装置の機械的強度 第1部4.9.2 絶縁ライニング（裏打ち）及びスリーブの機械的、電気的及び熱的強度 第1部4.12.1 ねじ及び機械的接続部の機械的ストレス耐性 第1部4.13 照明器具の機械的強度 12.7.12 出力コンセント付常夜灯に対しては、JIS C 8105-1の4.14.6（つり具及び調整手段）による試験（コンセントに過度な力が加わらないことの確認試験）を行わなければならない。そのやり方は、出力コンセントを0.75mm ² で長さ1mのJIS C 3662-5に適合する丸形可とうケーブル（ライトビニルシースコード記号60227 IEC 52、導体の数は該当するプラグの数と一致させる） 第1部4.20 ラフサービス照明器具－振動に対する要求事項 ラフサービス照明器具は、振動に対して適切な耐性をもたなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-12(2014) 規格名：照明器具－第2-12部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				第1部 4.21 第1部 8.2.6 第1部 14.4.4 第1部 15.3.9 第1部 15.5.1 第1部 15.8	第1部 4.21 保護シールド(ハロゲン電球及びメタルハライドランプを用いる照明器具は、ランプの破裂の危険性があるため、保護シールドをもたなければならない。ランプ収納室の部分は、ランプの破裂による破片で安全性を損なわないように設計しなければならない)。 第1部 8.2.6 感電に対する保護のためのカバー及びその他の部分の機械的強度 第1部 14.4.4 照明器具に組み込むねじ締め式端子の機械的強度 第1部 15.3.9 ねじなし端子及び接続器の機械的、電気的及び熱的ストレス耐性 第1部 15.5.1 内部配線用のねじなし端子及び電気接続の機械的強度 第1部 15.8 ねじなし端子及び電気接続の機械的強度	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具は、一般的に、流出し、又は溶出することにより人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える化学物質を使用していない。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-12(2014) 規格名：照明器具－第2-12部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 4.24	第1部 4.24 紫外放射 ハロゲン電球及びメタルハライドランプを使用するよう設計した照明器具は、それらのランプを使用したときに、過度の紫外放射をしてはならない。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 4.26 第1部 12.5 12.14.3 第1部 12.6 第1部 12.7	第1部 4.26 短絡保護 絶縁しない可触の異極の安全特別低電圧部 (SELV) の短絡事故の下での安全保護手段。 第1部 12.5 温度試験 (異常動作) 12.14.3 (前掲略) 第1部 12.6 温度試験 (ランプ制御装置が故障を起こした状態) 第1部 12.7 熱可塑性樹脂製照明器具に使用するランプ制御装置又は電子装置の故障状態に関する温度試験	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具は、不意な動作によって人体に危害を及ぼすおそれがない。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具は、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-12(2014) 規格名：照明器具－第2-12部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項 続き						を与えるおそれがない。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないことから、本規格では規定していないため、非該当とする。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	12.7.9 第1部 5.2.2 第1部 5.3.1	12.7.9 常夜灯も過電流防止のための適切なヒューズを内蔵していなければならない。 第1部 5.2.2 電源コードの導体の最小断面積の規定 第1部 5.3.1 内部配線の適切な種類及びサイズの使用、絶縁の安全性、耐電圧性、耐温度性	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 0.3.1	第1部 0.3.1 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に対し、危険の原因にならないように設計、製造しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-12(2014) 規格名：照明器具－第2-12部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七 条続き				第1部 11.2	第1部 11.2 沿面距離及び空間距離 耐インパルスカテゴリに応じた沿面距離及び空間距離	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具に対する雑音の強さは、J55015等の別規格で規定されている。
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部第3章 第1部 12.3.2	第1部第3章 表示 第1部 12.3.2 耐久性試験後の表示の可読性に対する規定	
第二十 条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-12(2014) 規格名：照明器具－第2-12部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き		下同じ。 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-12(2014) 規格名：照明器具－第2-12部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3項 続き		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-13(2009) + 追補 1(2014) 規格名：照明器具－第 2-13 部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	JIS C 8105-1 (以下、第 1 部) 0.3.1 第 1 部 4.27A	第 1 部 0.3.1 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に対し、危険の原因にならないように設計、製造しなければならない。 第 1 部 4.27A 光出力 一般照明用の LED 照明器具の光出力は、人がちらつきを感じるものであってはならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 第 4 章 第 1 部 第 5 章 第 1 部 第 14 章 第 1 部 第 15 章	第 1 部 第 4 章 構造 第 1 部 第 5 章 内部及び外部配線 第 1 部 第 14 章 ねじ締め式端子 第 1 部 第 15 章 ねじなし端子及び電気接続	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 4.26 第 1 部 12.5 第 1 部 12.6 第 1 部 12.7	第 1 部 4.26 短絡保護 絶縁しない可触の異極の安全特別低電圧部 (SELV) の短絡事故の下での安全保護手段 第 1 部 12.5 温度試験 (異常動作) 第 1 部 12.6 温度試験 (ランプ制御装置が故障を起こした状態) 第 1 部 12.7 熱可塑性樹脂製照明器具に使用するランプ制御装置又は電子装置の故障状態に関する温度試験	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-13(2009) + 追補 1(2014) 規格名：照明器具－第 2-13 部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 3.2 第1部 3.3	第1部 3.2 照明器具の表示 第1部 3.3 追加の情報	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 4.11.4 第1部 4.14.3 第1部 4.18 第1部 4.27B 第1部 12.3 第1部 14.4.5	第1部 4.11.4 通電部は、腐食に耐えるか、又は腐食に対して適切に保護していなければならない。 第1部 4.14.3 調節装置（調節装置の動作サイクル試験） 第1部 4.18 耐食性 第1部 4.27B 供用期間中の発煙、発火などの防止 LED 照明器具は、供用期間中に発煙、発火など火災に関連する故障が発生しないように設計しなければならない。 第1部 12.3 耐久性試験 第1部 14.4.5 ねじ締め式端子の耐食性	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部第9章 13.13	第1部第9章 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護 13.13 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護 照明器具は、少なくとも IP65 及び IP67 の両方の要求事項を満たさなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-13(2009) + 追補 1(2014) 規格名：照明器具－第 2-13 部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 4.4.7 第 1 部 4.9.2 第 1 部 5.2.2 第 1 部 5.3.1 13.6.3 13.10 第 1 部第 12 章	第 1 部 4.4.7 ラフサービス照明器具に組み込むランプソケット及び差し込みプラグの絶縁部分の耐トラッキング性 第 1 部 4.9.2 絶縁ライニング（裏打ち）及びスリーブの機械的、電気的及び熱的強度 第 1 部 5.2.2 照明器具製造業者が取り付けけた電源コードに対する電気的・機械的性能及び通常の使用温度における最高温度での耐劣化性 第 1 部 5.3.1 内部配線の適切な種類及びサイズの使用、絶縁の安全性、耐電圧性、耐温度性 13.6.3 耐熱衝撃性 ガラスカバーは、熱衝撃に耐えなければならない。 13.10 外部及び内部配線 屋外で使用する場合、電源接続用のケーブルは、照明器具製造業者が供給するときは、少なくとも次のタイプの機械的特性及び電気的特性と同等のものでなければならない。 - JIS C 3663-4 のタイプ 60245 IEC 57 又はタイプ 60245 IEC 66：定格電圧が 750 V 以下の、円形導体をもつゴム絶縁可とうケーブル。 - 電気設備技術基準に従った、その他のケーブル。 第 1 部第 12 章 耐久性試験及び温度試験	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-13(2009) + 追補 1(2014) 規格名：照明器具－第 2-13 部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				第 1 部第 13 章 第 1 部 15.3.9 第 1 部 15.6.2 第 1 部 15.9.2	第 1 部第 13 章 耐熱性，耐火性及び耐トラッキング性 第 1 部 15.3.9 端子及び接続器は，通常起こる機械的，電氣的及び熱的ストレスに耐えなければならない。 第 1 部 15.6.2 内部配線用端子及び接続の加熱試験 第 1 部 15.9.2 外部配線用端子及び接続の加熱試験	
第七条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には，使用場所の状況及び電圧に応じ，感電のおそれがないように，次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに，必要に応じて，接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	第 1 部 4.27C 第 1 部 4.27D 第 1 部 5.2.10 第 1 部 5.3.1.3	第 1 部 4.27C 非交換形光源をもつ照明器具（照明器具又は照明器具の部分破壊することなく，光源の交換及び／又は充電部へ接触ができてはならない。） 第 1 部 4.27D 使用者非交換形光源をもつ照明器具（使用者非交換形光源を覆って感電に対して保護するカバーがあり，カバーに 3.2.22A による“感電注意”記号が表示されている場合は，二つ以上の独立した固定手段によって，所定の位置に保持されなければならない。） 第 1 部 5.2.10 ケーブル又はコードが絶縁破壊したとき可触金属部分が充電部となるおそれがある場合は，コード止め具は絶縁物を用いるか，又は固着絶縁ライニングを施さなければならない。 第 1 部 5.3.1.3 内部配線に充電部となる導体を持ち，かつ，通常動作状態で可触金属部分があるクラス II 照明器具では，少なくとも接触箇所における絶縁は，例	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-13(2009) + 追補 1(2014) 規格名：照明器具－第 2-13 部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号 続き				第1部第8章	えば被覆ケーブル又はスリーブなどを適用することによって、電圧ストレスに応じた二重絶縁又は強化絶縁の要求事項を満足しなければならない。 第1部第8章 感電に対する保護	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	第1部4.15 第1部第7章 第1部10.3	第1部4.15 附属書A 導電部が感電を生じるかどうかを決める試験 第1部第7章 保護接地 第1部10.3 接触電流、保護導体電流及び電気やけど	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	第1部4.3 第1部4.9 第1部5.3.6 第1部第9章 13.13	第1部4.3 電線経路 電線はなめらかな経路に配し、シャープエッジ・バリ・鍍はりなどから電線の絶縁被覆が損傷を受けないようになっていなければならない。 第1部4.9 絶縁ライニング及びスリーブ 第1部5.3.6 自在型照明器具で、照明器具の通常の動きで配線が金属部分と擦れてその絶縁を損なう可能性のあるすべての箇所では、配線を絶縁物の線ぴ、電線止め具又は同様の手段で固定して擦れないようにしなければならない。 第1部第9章 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護 13.13 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護 前掲略	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-13(2009) + 追補 1(2014) 規格名：照明器具－第 2-13 部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				第 1 部 10.2 第 1 部第 11 章 第 1 部第 12 章 第 1 部第 13 章 第 1 部 15.6.2 第 1 部 15.9.2	第 1 部 10.2 絶縁抵抗及び耐電圧 第 1 部第 11 章 沿面距離及び空間距離 第 1 部第 12 章 耐久性試験及び温度試験 第 1 部第 13 章 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 第 1 部 15.6.2 内部配線用端子及び接続の加熱試験 第 1 部 15.9.2 外部配線用端子及び接続の加熱試験	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 3.2.9 第 1 部 3.2.13 第 1 部 3.3.4 第 1 部 4.15.1 第 1 部 4.15.2 第 1 部 4.16 第 1 部 4.21.4 第 1 部 4.26	第 1 部 3.2.9 可燃性材料表面への直接取付に適さない照明器具の表示 第 1 部 3.2.13 被照射物が過熱する可能性がある照明器具の表示 第 1 部 3.3.4 照明器具が不燃性材料表面にだけ取付に適している場合の表示 第 1 部 4.15.1 可炎性材料部分の発熱部からの分離、可炎性材料部分への激しく燃える材料の使用禁止 第 1 部 4.15.2 熱可塑性樹脂材料製照明器具の耐温度性 第 1 部 4.16 可炎性材料表面へ取り付ける照明器具の過熱対策 第 1 部 4.21.4 絶縁材料製のランプ収納室の耐炎性及び着火性 第 1 部 4.26 短絡保護	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-13(2009) + 追補 1(2014) 規格名：照明器具－第 2-13 部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き				第 1 部 4.27B 第 1 部第 12 章 第 1 部 13.3	絶縁しない可触の異極の安全特別低電圧部 (SELV) の短絡事故の下での安全保護手段、ブローイング工法で断熱材施工する照明器具は、規定する検査プローブが侵入する開口部があってはならない。 第 1 部 4.27B 供用期間中の発煙、発火などの防止 第 1 部第 12 章 耐久性試験及び温度試験 第 1 部 13.3 耐炎性及び耐着火性試験	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	第 1 部 12.4 第 1 部 12.5 13.12	第 1 部 12.4 温度試験 (通常動作) (照明器具が動作温度に達したときに可触部分、取り扱う部分調整する部分及び握る部分の過度の温度上昇があってはならない。) 第 1 部 12.5 温度試験 (異常動作) (手で触れるおそれのある部分の温度について規定されている。) 13.12 耐久性試験及び温度試験 透光性カバー及び金属製の外側のカバー部の温度は、13.5.2 に従って表示した値を超えてはならない。	
第 十 一 条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	第 1 部 4.13.4 第 1 部 4.14	第 1 部 4.13.4 ラフサービス照明器具 ラフサービス照明器具は、適切な機械的強度をもち、通常の使用中に予期される周囲環境で転倒してはならない。 第 1 部 4.14 つり具及び調節手段 (機械的なつり具の強度の適切な安全率)	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-13(2009) + 追補 1(2014) 規格名：照明器具－第 2-13 部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き				第1部 4.25 13.64	第1部 4.25 機械的危険箇所 照明器具は、取付け工事中、通常使用時又は保守のときに、使用者が危険になるような鋭利な突起又はエッジがあってはならない。 13.64 エッジ 触れることができるすべてのエッジは、半径 1.5 mm 以上の丸みを付けるか、又はこれと同等の面取りをしなければならない。 上部の組立品の表面は、滑らかで、ばり、はみ出し及びその類があってはならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	第1部 4.44 第1部 4.9.2 第1部 4.12.1 第1部 4.13 第1部 4.20 第1部 4.21	第1部 4.4.4 ランプソケットの固定装置の機械的強度 第1部 4.9.2 絶縁ライニング（裏打ち）及びスリーブの機械的、電気的及び熱的強度 第1部 4.12.1 ねじ及び機械的接続部の機械的ストレス耐性 第1部 4.13 照明器具の機械的強度 第1部 4.20 ラフサービス照明器具－振動に対する要求事項 ラフサービス照明器具は、振動に対して適切な耐性をもたなければならない。 第1部 4.21 保護シールド（ハロゲン電球及びメタルハライドランプを用いる照明器具は、ランプの破裂の	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-13(2009) + 追補 1(2014) 規格名：照明器具－第 2-13 部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				13.6.1	危険性があるため、保護シールドをもたなければなら ない。ランプ収納室の部分は、ランプの破裂による破 片で安全性を損なわないように設計しなければなら ない。） 13.6.1 耐静荷重 照明器具は、製造業者の取扱説明書に従った最大静荷 重に耐えなければならない。 試験後、供試照明器具は、JIS C 8105-1 の 4.13.1（機 械的強度）の要求事項（すなわち、機械衝撃試験の後 に適用する判定）を満たさなければならない。	
				13.6.2	13.6.2 トルク及びせん断力に対する耐性 自動車も通る道、駐車場などの自動車が旋回するかも しれない区域 [表 A.1 の用途 3) 及び 4)] で使用す るように設計された照明器具は、タイヤの旋回、制動 又は加速によって加えられる力に耐えなければなら ない。	
				13.6.2.1	13.6.2.1 トルク試験 回転力を受けることがある照明器具の一部は、適切な 機械的強度をもっていなければならない。これらの部 品間の継手に、50 N のトルクを 1 分間加える（図 3 参照）。各継手は、個別に試験する。 試験後、供試照明器具は JIS C 8105-1 の 4.13.1（機械	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-13(2009) + 追補 1(2014) 規格名：照明器具－第 2-13 部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				13.6.2.2	<p>的強度)の要求事項(すなわち、機械衝撃試験の後に適用する判定)を満たさなければならない。</p> <p>13.6.2.2 せん断荷重試験</p> <p>13.6.2.1と同じ試験配置で、5kNの引張力を同じ部分に、バーの端に向かって長さ方向に、照明器具を自動車も通る道に設置する意図がある場合は、道のセンターラインの方向に、徐々に5秒-10秒間加えて、次に開放する(図4参照)。これを20回繰り返す。</p> <p>試験後、供試照明器具はJIS C 8105-1の4.13.1(機械的強度)の要求事項(すなわち、機械衝撃試験の後に適用する判定)を満たさなければならない。</p>	
				第1部 8.2.6	第1部 8.2.6 感電に対する保護のためのカバー及びその他の部分の機械的強度	
				第1部 14.4.4	第1部 14.4.4 照明器具に組み込むねじ締め式端子の機械的強度	
				第1部 15.3.9	1 第1部 5.3.9 ねじなし端子及び接続器の機械的、電氣的及び熱的ストレス耐性	
				第1部 15.5.1	第1部 15.5.1 内部配線用のねじなし端子及び電気接続の機械的強度	
				第1部 15.8	第1部 15.8 ねじなし端子及び電気接続の機械的強度	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具は、一般的に、流出

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-13(2009) + 追補 1(2014) 規格名：照明器具－第 2-13 部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	傷の防止	又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。				し、又は溶出することにより人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える化学物質を使用していない。
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 4.24	第 1 部 4.24 紫外放射 ハロゲン電球及びメタルハライドランプを使用するよう設計した照明器具は、それらのランプを使用したときに、過度の紫外放射をしてはならない。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 4.26 第 1 部 12.5 第 1 部 12.6 第 1 部 12.7	第 1 部 4.26 短絡保護 絶縁しない可触の異極の安全特別低電圧部 (SELV) の短絡事故の下での安全保護手段 第 1 部 12.5 温度試験 (異常動作) 第 1 部 12.6 温度試験 (ランプ制御装置が故障を起こした状態) 第 1 部 12.7 熱可塑性樹脂製照明器具に使用するランプ制御装置又は電子装置の故障状態に関する温度試験	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-13(2009) + 追補 1(2014) 規格名：照明器具－第 2-13 部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具は、不意な動作によって人体に危害が及ぶおそれがない。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具は、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがない。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがない。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-13(2009) + 追補 1(2014) 規格名：照明器具－第 2-13 部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 5.2.2 第 1 部 5.3.1	第 1 部 5.2.2 電源コードの導体の最小断面積の規定 第 1 部 5.3.1 内部配線の適切な種類及びサイズの使用、絶縁の安全性、耐電圧性、耐温度性	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 0.3.1 第 1 部 11.2	第 1 部 0.3.1 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に対し、危険の原因にならないように設計、製造しなければならない。 第 1 部 11.2 沿面距離及び空間距離 耐インパルスカテゴリに応じた沿面距離及び空間距離	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具に対する雑音の強さは、J55015等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部第 3 章 第 1 部 12.3.2	第 1 部第 3 章 表示 第 1 部 12.3.2 耐久性試験後の表示の可読性に対する規定	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-13(2009) + 追補 1(2014) 規格名：照明器具－第 2-13 部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-13(2009) + 追補 1(2014) 規格名：照明器具－第 2-13 部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2項 続き		旨				
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-13(2009) + 追補 1(2014) 規格名：照明器具－第 2-13 部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		旨				

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-22(2014) 規格名：照明器具－第 2-22 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	JIS C 8105-1 (以下、第1部) 0.3.1 第1部4.27A	第1部0.3.1 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に対し、危険の原因にならないように設計、製造しなければならない。 第1部4.27A 光出力 一般照明用の LED 照明器具の光出力は、人がちらつきを感じるものであってはならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	22.4 第1部第4章 22.7 第1部第5章 22.11.1	22.4 試験に関する一般要求事項 電池内蔵形非常時用照明器具の幾つかの構成部品が、照明器具外に近接して設けられている場合は、相互の接続手段を含めて照明器具の全ての構成部品がこの関連した要求事項を満足しなければならない。 第1部第4章 構造 22.7 構造（全細分箇条を含む） 第1部第5章 内部及び外部配線 22.11.1 電源への電気接続、照明器具の分離した部分間の電気接続、及び照明器具の部品間の電気接続は、偶発的な切断の危険を防止しなければならない。内部のプラグ及びソケットによる接続で、偶発的な切断を防ぐ対策をしていないものは、それらを直接、接触できなければ、規定に適合する。偶発的な切断に対する	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-22(2014) 規格名：照明器具－第 2-22 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				第1部第14章 第1部第15章	対策をしていない外部のプラグ及びソケットの接続は、照明器具が 22.6.18 で要求する警告表示を備えている場合、規定に適合する。 第1部第14章 ねじ締め式端子 第1部第15章 ねじなし端子及び電気接続	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	第1部4.26 22.7.3 22.7.11 22.7.13 第1部12.5	第1部4.26 短絡保護 絶縁しない可触の異極の安全特別低電圧部 (SELV) の短絡事故の下での安全保護手段 22.7.3 非常時用照明器具は、この照明器具の中で何らかの故障が起こったときに、この照明器具を電源から切り離す保護部品をもたなければならない。 22.7.11 電池内蔵形非常時用照明器具は、光源（非常時用照明の光源又は常用照明用の光源）にいかなる故障があっても、蓄電池への充電電流が切断されてはならず、また、蓄電池の動作を損なう過負荷を生じてはならない。 22.7.13 電池内蔵形非常時用照明器具の非常点灯モードの動作は、常用電源の配線に生じた短絡、地絡、又は切断によって、影響されてはならない。 第1部12.5 温度試験（異常動作）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-22(2014) 規格名：照明器具－第 2-22 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項 続き				第1部 12.6 22.13.1 22.13.6 第1部 12.7	第1部 12.6 温度試験（ランプ制御装置が故障を起こした状態） 22.13.1 IP分類がIP20より大きい照明器具は、水気の侵入に対する試験の後で、耐湿試験の前に、温度試験（第1部 12.4 通常動作、同 12.5 異常動作、同 12.6 ランプ制御装置が故障を起こした状態、同 12.7 熱可塑性樹脂製照明器具に使用するランプ制御装置又は電子装置の故障状態に関する）を行わなければならない。 さらに、照明器具は耐久試験の後、50回の電源電圧への切替操作（オンーオフ）の間は、正常に動作しなければならない。 22.13.6 電池内蔵形非常時用照明器具は、第1部 12.5 温度試験（異常動作）に従って、更なる温度試験を行わなければならない。照明器具は不安全にならない。 第1部 12.7 熱可塑性樹脂製照明器具に使用するランプ制御装置又は電子装置の故障状態に関する温度試験	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 3.2 第1部 3.3 22.6 22.11.1	第1部 3.2 照明器具の表示 第1部 3.3 追加の情報 22.6 表示（全細分箇条を含む） 22.11.1 前掲略	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-22(2014) 規格名：照明器具－第 2-22 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き		属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。				
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 4.11.4 第1部 4.14.3 第1部 4.18 第1部 4.27B 第1部 12.3 22.13.1 第1部 14.4.5	第1部 4.11.4 通電部は、腐食に耐えるか、又は腐食に対して適切に保護していなければならない。 第1部 4.14.3 調節装置（調節装置の動作サイクル試験） 第1部 4.18 耐食性 第1部 4.27B 供用期間中の発煙、発火などの防止 LED 照明器具は、供用期間中に発煙、発火など火災に関連する故障が発生しないように設計しなければならない。 第1部 12.3 耐久性試験 22.13.1 前掲略 第1部 14.4.5 ねじ締め式端子の耐食性	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部第9章 22.13.1	第1部第9章 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護 22.13.1 前掲略	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-22(2014) 規格名：照明器具－第 2-22 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 4.4.7 第 1 部 4.9.2 第 1 部 5.2.2 第 1 部 5.3.1 第 1 部第 12 章 22.13.1 第 1 部第 13 章 第 1 部 15.3.9 第 1 部 15.6.2 第 1 部 15.9.2	第 1 部 4.4.7 ラフサービス照明器具に組み込むランプソケット及び差し込みプラグの絶縁部分の耐トラッキング性 第 1 部 4.9.2 絶縁ライニング（裏打ち）及びスリーブの機械的、電気的及び熱的強度 第 1 部 5.2.2 照明器具製造業者が取り付けした電源コードに対する電気的・機械的性能及び通常の使用温度における最高温度での耐劣化性 第 1 部 5.3.1 内部配線の適切な種類及びサイズの使用、絶縁の安全性、耐電圧性、耐温度性 第 1 部第 12 章 耐久性試験及び温度試験 22.13.1 前掲略 第 1 部第 13 章 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 第 1 部 15.3.9 端子及び接続器は、通常起こる機械的、電気的及び熱的ストレスに耐えなければならない。 第 1 部 15.6.2 内部配線用端子及び接続の加熱試験 第 1 部 15.9.2 外部配線用端子及び接続の加熱試験	
第七条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 4.27C	第 1 部 4.27C 非交換形光源をもつ照明器具（照明器具又は照明器具の部分を破壊することなく、光源の交換及び／又は充電部へ接触ができてはならない。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-22(2014) 規格名：照明器具－第 2-22 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号 続き		一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。		第1部4.27D 第1部5.2.10 第1部5.3.1.3 22.11.1 第1部第8章	第1部4.27D 使用者非交換形光源をもつ照明器具(使用者非交換形光源を覆って感電に対して保護するカバーがあり、カバーに 3.2.22A による“感電注意”記号が表示されている場合は、二つ以上の独立した固定手段によって、所定の位置に保持されなければならない。) 第1部5.2.10 ケーブル又はコードが絶縁破壊したとき可触金属部分が充電部となるおそれがある場合は、コード止め具は絶縁物を用いるか、又は固着絶縁ライニングを施さなければならない。 第1部5.3.1.3 内部配線に充電部となる導体をもち、かつ、通常動作状態で可触金属部分があるクラスⅡ照明器具では、少なくとも接触箇所における絶縁は、例えば被覆ケーブル又はスリーブなどを適用することによって、電圧ストレスに応じた二重絶縁又は強化絶縁の要求事項を満足しなければならない。 22.11.1 前掲略 第1部第8章 感電に対する保護	
第七 条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	4 第1部.15 第1部第7章 第1部10.3	第1部4.15 附属書A 導電部が感電を生じるかどうかを決める試験 第1部第7章 保護接地 第1部10.3 接触電流、保護導体電流及び電気やけど	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-22(2014) 規格名：照明器具－第 2-22 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 4.3 第 1 部 4.9 22.7.5 22.7.6 第 1 部 5.3.6 第 1 部第 9 章 第 1 部 10.2 第 1 部第 11 章	第 1 部 4.3 電線経路 電線はなめらかな経路に配し、シャープエッジ・ばり・铸はりなどから電線の絶縁被覆が損傷を受けないようになっていなければならない。 第 1 部 4.9 絶縁ライニング及びスリーブ 22.7.5 活線状態の電源に接続されている間、電池内蔵形非常時用照明器具は、常用電源と蓄電池充電回路内の充電部品との間を適切に分離しなければならない。 22.7.6 電源別置型の組込形非常時用照明器具では、常用電源と非常用電源との分離を、二重絶縁、強化絶縁、接地遮蔽板、又は他の同等な方法によって確保しなければならない。 第 1 部 5.3.6 自在型照明器具で、照明器具の通常の動きで配線が金属部分と擦れてその絶縁を損なう可能性のあるすべての箇所では、配線を絶縁物の線び、電線止め具又は同様の手段で固定して擦れないようにしなければならない。 第 1 部第 9 章 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護 第 1 部 10.2 絶縁抵抗及び耐電圧 第 1 部第 11 章 . 沿面距離及び空間距離	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-22(2014) 規格名：照明器具－第 2-22 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				第 1 部第 12 章 22.13.1 第 1 部第 13 章 第 1 部 15.6.2 第 1 部 15.9.2	第 1 部第 12 章 耐久性試験及び温度試験 22.13.1 前掲略 第 1 部第 13 章 耐熱性, 耐火性及び耐トラッキング性 第 1 部 15.6.2 内部配線用端子及び接続の加熱試験 第 1 部 15.9.2 外部配線用端子及び接続の加熱試験	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 3.2.9 第 1 部 3.2.13 第 1 部 3.3.4 第 1 部 4.15.1 第 1 部 4.15.2 第 1 部 4.16 第 1 部 4.21.4 第 1 部 4.26	第 1 部 3.2.9 可燃性材料表面への直接取付に適さない照明器具の表示 第 1 部 3.2.13 被照射物が過熱する可能性がある照明器具の表示 第 1 部 3.3.4 照明器具が不燃性材料表面にだけ取付に適している場合の表示 第 1 部 4.15.1 可炎性材料部分の発熱部からの分離、可炎性材料部分への激しく燃える材料の使用禁止 第 1 部 4.15.2 熱可塑性樹脂材料製照明器具の耐温度性 第 1 部 4.16 可炎性材料表面へ取り付ける照明器具の過熱対策 第 1 部 4.21.4 絶縁材料製のランプ収納室の耐炎性及び着火性 第 1 部 4.26 短絡保護	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-22(2014) 規格名：照明器具－第 2-22 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条 続き				22.13.1	22.13.1 前掲略	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	第1部 4.13.4 第1部 4.14 第1部 4.25	第1部 4.13.4 ラフサービス照明器具 ラフサービス照明器具は、適切な機械的強度をもち、通常の使用中に予期される周囲環境で転倒してはならない。 第1部 4.14 つり具及び調節手段（機械的なつり具の強度の適切な安全率） 第1部 4.25 機械的危険箇所 照明器具は、取付け工事中、通常使用時又は保守のときに、使用者が危険になるような鋭利な突起又はエッジがあってはならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	第1部 4.4.4 第1部 4.9.2 第1部 4.12.1 第1部 4.13 11.2	第1部 4.4.4 ランプソケットの固定装置の機械的強度 第1部 4.9.2 絶縁ライニング（裏打ち）及びスリーブの機械的、電気的及び熱的強度 第1部 4.12.1 ねじ及び機械的接続部の機械的ストレス耐性 第1部 4.13 照明器具の機械的強度 11.2 非常時用照明器具には、JIS C 8105-1 の 4.13（機械的強度）に規定する機械的強度の試験を、全ての外部部品に対して 0.35N・m の最小衝撃エネルギーで行う。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-22(2014) 規格名：照明器具－第 2-22 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				第1部 4.20	第1部 4.20 ラフサービス照明器具—振動に対する要求事項 ラフサービス照明器具は、振動に対して適切な耐性をもたなければならない。	
				第1部 4.21	第1部 4.21 保護シールド（ハロゲン電球及びメタルハライドランプを用いる照明器具は、ランプの破裂の危険性があるため、保護シールドをもたなければならない。ランプ収納室の部分は、ランプの破裂による破片で安全性を損なわないように設計しなければならない。）	
				第1部 8.2.6	第1部 8.2.6 感電に対する保護のためのカバー及びその他の部分の機械的強度	
				第1部 14.4.4	第1部 14.4.4 照明器具に組み込むねじ締め式端子の機械的強度	
				第1部 15.3.9	1 第1部 5.3.9 ねじなし端子及び接続器の機械的、電氣的及び熱的ストレス耐性	
				第1部 15.5.1	第1部 15.5.1 内部配線用のねじなし端子及び電気接続の機械的強度	
				第1部 15.8	第1部 15.8 ねじなし端子及び電気接続の機械的強度	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具は、一般的に、流出し、又

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-22(2014) 規格名：照明器具－第 2-22 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二 条続き	傷の防止	又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。				は溶出することにより人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える化学物質を使用していない。
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 4.24	第 1 部 4.24 紫外放射 ハロゲン電球及びメタルハライドランプを使用するよう設計した照明器具は、それらのランプを使用したときに、過度の紫外放射をしてはならない。	
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 4.26 第 1 部 12.5 第 1 部 12.6 22.13.1 22.13.6 第 1 部 12.7	第 1 部 4.26 短絡保護 絶縁しない可触の異極の安全特別低電圧部 (SELV) の短絡事故の下での安全保護手段 第 1 部 12.5 温度試験 (異常動作) 第 1 部 12.6 温度試験 (ランプ制御装置が故障を起こした状態) 22.13.1 前掲略 22.13.6 前掲略 第 1 部 12.7 熱可塑性樹脂製照明器具に使用するランプ制御装置又は電子装置の故障状態に関する温度試験	
第十五	始動、再始動及	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼ	<input type="checkbox"/> 該当	—	—	照明器具は、不意

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-22(2014) 規格名：照明器具－第 2-22 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第1項	び停止による危害の防止	し、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■非該当			な動作によって人体に危害が及ぶおそれがない。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	—	照明器具は、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがない。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	—	照明器具は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがない。
第十六条	保護協調及び組み合わせ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■該当 □非該当	第1部 5.2.2 第1部 5.3.1	第1部 5.2.2 電源コードの導体の最小断面積の規定 第1部 5.3.1 内部配線の適切な種類及びサイズの使用、絶縁の安全性、耐電圧性、耐温度性	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-22(2014) 規格名：照明器具－第 2-22 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 0.3.1 第 1 部 11.2	第 1 部 0.3.1 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に対し、危険の原因にならないように設計、製造しなければならない。 第 1 部 11.2 浴面距離及び空間距離 耐インパルスカテゴリに応じた浴面距離及び空間距離	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具に対する雑音の強さは、J55015 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 第 3 章 第 1 部 12.3.2 22.6.2	第 1 部 第 3 章 表示 第 1 部 12.3.2 耐久性試験後の表示の可読性に対する規定 22.6.2 分類した詳細情報を明瞭に表示	
第二十条第 1 項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-22(2014) 規格名：照明器具－第 2-22 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	－	－	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	－	－	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-22(2014) 規格名：照明器具－第 2-22 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3項 続き		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	0.1	0.1 安全性の一般原則 設計者は、機器の通常動作状態だけでなく、起こり得る故障状態、更に引き続き生じる故障、予見できる誤動作、及び温度、高度、汚損、湿気、主電源の過電圧、ネットワーク線又はケーブル分配システムにおける過電圧のような外部からの影響を考慮しなければならない。	
				1.3.2	1.3.2 機器の設計及び構造 機器は、いかなる通常の使用状態においても、及び起こり得る異常使用又は単一故障（1.4.14 参照）においても、人体が感電その他の危険にされる事態を避け、機器内から発生する火災の拡大を防止するように設計し、組み立てなければならない。	
				1.3.3	1.3.3 電源電圧 機器は、接続を意図したいかなる電源電圧においても安全であるように設計しなければならない。	
				1.3.4	1.3.4 明確に規定していない構造 機器が、この規格で明確に規定していない技術及び材料又は構造手法を含んでいる場合は、この規格によって一般的にもたらされる安全水準及びここに含まれる安全原則以上の高い安全水準を備えていなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	1.3.2 2.3.2.1 2.3.2.4 2.3.3 2.5 2.6.4.2 2.8.8	1.3.2 前掲略 2.3.2.1 一般要求事項 SELV 回路、TNV-1 回路及びアクセス可能な導電部は、単一故障（1.4.14 参照）の場合に次の両方の条件を満足するように、TNV-2 回路及び TNV-3 回路から分離しなければならない。 2.3.2.4 他の構造による保護 2.3.2.1で規定する電圧の限度値に適合することが確実なときは、基礎絶縁若しくは接地、又は2.10.5.13で規定するような分離に頼らない、他の構造であってもよい。 2.3.3 危険電圧からの分離 2.3.4 の適用を受ける場合を除き、TNV 回路は、2.9.4 に規定する構造の一つ以上の方法によって、危険電圧回路から分離しなければならない。 2.5有限電源 交流主電源によって動作する有限電源、又は負荷に供給しながら交流主電源によって充電を行う電池駆動の有限電源は、絶縁変圧器を組み込まなければならない。 2.6.4.2 保護接地及びボンディング端子 端子は、導体の偶然による緩みに対処するように設計しなければならない。 2.8.8 機械的連動部 機械的安全インタロックシステム内の連動部分が安全に関与している場合は、それが過度のストレスを受けないことを確保するための予防措置を施さなければなら	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				2.9.4	ない。 2.9.4 危険電圧からの分離 SELV 回路, TNV 回路及びそれらに関連した巻線を含む アクセス可能な導電部分を危険電圧部分から分離する 場合, 次のa)-f)の構造であってもよい。	
				3.1.6	3.1.6 電氣的に接触圧が必要なねじ 電氣的に接触圧が必要な場合, ねじは金属板, 金属ナット 又は金属インサートにねじ山が完全に 2 山以上かみ 合っていないなければならない。	
				3.1.7	3.1.7 電氣的接続部の絶縁材料 保護接地機能のための接続 (2.6参照) を含めて, 電氣的 接続部は, 絶縁物を通して接触圧が伝わらないように 設計しなければならない。	
				3.1.8	3.1.8セルフタッピングねじ及びスペーススレッドねじ スペーススレッド (シートメタル) ねじは, 通電部の接 続に使用してはならない。ただし, 通電部双方を直接接 触させて締め付け, かつ, 適切な緩み止めを施した場合 を除く。セルフタッピング (スレッドカッティング又は スレッドフォーミング) ねじは, 通電部の電氣的接続に 使用してはならない。	
				3.1.9	3.1.9 導体の接続箇所 導体及びその端子 (例環形端子及び平形速結端子) は, 通常の使用時に沿面距離又は空間距離が2.10 (又は附属 書 G) で規定する値を下回るような移動ができないよう な手段 (例バリア又は固定) を備えているか, 又はその	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				3.1.10	<p>ように終端していなければならない。</p> <p>3.1.10 電線のスリーブ 内部配線に付加絶縁としてスリーブを使用する場合は、 確実な手段によって適切な場所に保持しなければならない。</p>	
				3.2.1.1	<p>3.2.1.1 交流主電源への接続 交流主電源への安全で信頼のおける接続を行うために、 機器は次のいずれかを備えていなければならない。</p>	
				3.2.2	<p>3.2.2 複数電源接続 二つ以上の電源（例 異なった電圧若しくは周波数、又 はバックアップ電源）に接続できる機器の場合は、次の 全ての条件を満たすような設計でなければならない。</p>	
				3.2.3	<p>3.2.3 恒久接続形機器 恒久接続形機器は、次のいずれかを備えていなければな らない。</p>	
				3.2.4	<p>3.2.4 機器用インレット 機器用インレットは、次による。 － コネクタの抜き差しを行う場合に、危険電圧が加わる部 分に人がアクセスすることができないように配置する か、又はそのように囲う。</p>	
				3.2.6	<p>3.2.6 コード留め及びストレーンリリーフ 非着脱式電源コードをもつ機器は、次のようにコード留 めを施さなければならない。</p>	
				3.2.9	<p>3.2.9 電源配線用スペース 恒久接続用又は非着脱式一般用電源コードの接続用に、 機器の内側、又は機器の一部として設けた電源配線用ス</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				<p>ペースは、次のような設計でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 導体を容易に引き込むことができ、かつ、容易に接続することができる。 - 導体の絶縁されていない端がその端子から抜け出すおそれがない、又は抜け出すことがあっても、次のいずれかの部分とは接触することがない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護接地されていないアクセス可能な導電部 ・ 手持形機器のアクセス可能な導電部 - カバーがある場合は、カバーを取り付ける前に、導体が正しく接続され定位置にあることを判定できる。 - カバーがある場合は、それを電源導体又はその絶縁を損傷させることなく取り付けることができる。 - 端子にアクセスするために外すカバーがある場合は、それは汎用工具で取り外すことができる。 <p>3.3(3.3.7を除く) 3.4.10 3.5.1</p>	<p>ペースは、次のような設計でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 導体を容易に引き込むことができ、かつ、容易に接続することができる。 - 導体の絶縁されていない端がその端子から抜け出すおそれがない、又は抜け出すことがあっても、次のいずれかの部分とは接触することがない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護接地されていないアクセス可能な導電部 ・ 手持形機器のアクセス可能な導電部 - カバーがある場合は、カバーを取り付ける前に、導体が正しく接続され定位置にあることを判定できる。 - カバーがある場合は、それを電源導体又はその絶縁を損傷させることなく取り付けることができる。 - 端子にアクセスするために外すカバーがある場合は、それは汎用工具で取り外すことができる。 <p>3.3 外部導体接続用の配線端子 (3.3.7を除く全細分箇条を含む)</p> <p>3.4.10 相互接続形機器</p> <p>個々に電源接続できるユニットの一群が、危険電圧又は危険エネルギーレベルをユニットからユニットに伝送できるような方法で相互接続されている場合、当該ユニットの保守中に接触するような危険な部分を遮断するための遮断デバイスを設けなければならない。</p> <p>3.5.1 一般用要求事項</p> <p>他の機器、アクセサリ又はネットワーク線と電気的接続を行うことを意図した機器は、相互接続回路は機器間を接続した後も、SELV 回路については2.2の要求事項、ま</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				4.2.1	<p>た、TNV 回路については2.3の要求事項に対する適合性を維持しなければならない。</p> <p>4.2.1 一般要求事項 機器は、十分な機械的強度をもっており、かつ、予期される取扱いにおいて、この規格で意図する危険を引き起こさない構造でなければならない。ラック搭載形機器の追加事項については、附属書DDによる。エンクロージャが機械的な保護の役目をしている場合は、4.6.2の要求事項に適合させるために使用する内部のバリア、遮蔽物、その他これに類似のものは、機械的強度試験に適合する必要はない。機械的エンクロージャは、故障、その他の理由で動いている部分から緩んだり、分離したり、若しくは投げ出されたりするかもしれない部品を完全に閉じこめるか、又はその運動進路をそらせるのに十分なものでなければならない。</p>	
				4.3.2	<p>4.3.2 ハンドル及び手動操作 ハンドル、ノブ、グリップ、レバー及び類似のものが緩み、危険が生じるおそれがある場合は、通常使用時に緩まないような方法で確実に固定しなければならない。</p>	
				4.3.3	<p>4.3.3 調整可能なコントロール 異なる交流主電源の電圧を選択するためのデバイスのようなコントロールデバイスを手で調整して、間違った設定又は不注意な調整となり、危険が生じるおそれがある場合、機器は、その調整に工具の使用を必要とする構造でなければならない。</p>	
				4.3.4	<p>4.3.4 部品の固定</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第 2 項 続き				4.3.5	ねじ、ナット、座金、ばね、その他類似の部品が緩み、危険が生じる場合、又は付加絶縁若しくは強化絶縁を介しての空間距離若しくは浴面距離が減少して2.10 (又は附属書 G) に規定する値を下回る場合、このような部品は通常使用時に発生する機械的ストレスに耐えるよう確実に固定しなければならない。 4.3.5 プラグ及び接続器による接続 製造業者のユニット又はシステムにおいて、操作者又はサービス従事者が使用する可能性があるプラグ及び接続器は、差し間違いによって危険が生じるような方法で用いてはならない。	
				4.3.6	4.3.6 ダイレクトプラグイン機器 ダイレクトプラグイン機器は、コンセントに過度の力が加わってはならない。	
				4.3.8	4.3.8 電池 電池を内蔵する機器は、通常使用状態及び機器の中における単一の故障 (1.4.14参照) において、火災、爆発及び化学的な漏液の危険がない構造でなければならない。	
				4.3.10	4.3.10 じんあい、粉末、液体及び気体 じんあい (例紙粉) を生じる機器、又は粉末、液体若しくは気体を使用する機器は、通常動作、貯蔵、充填又は空になっている間に、濃縮、蒸発、漏れ、こぼれ又は腐食によって、これらの物質が危険な濃度に達することがなく、かつ、この規格でいう危険が起りにくい構造でなければならない。浴面距離及び空間距離は、2.10 (又は附属書 G) で規定する値を下回ってはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				4.3.11	4.3.11 液体及び気体の容器 通常使用時に液体又は気体を収納している機器は、過度の圧力を生じる危険に対して適切な安全確保手段を組み込んでいなければならない。	
				4.3.12	4.3.12 可燃性液体 可燃性液体を機器で使用する場合、その液体は密閉形の容器に保管しなければならない。	
				4.4.1	4.4.1 一般要求事項 回転しているファンブレードを除き、傷害を与える可能性のある機器の危険な可動部分は、人体への傷害のリスクを軽減するように配置するか、囲うか、又は保護しなければならない。	
				4.4.2	4.4.2 操作者アクセスエリアにおける保護 操作者アクセスエリアにおいては、危険な可動部分へのアクセスが生じにくいような適切な構造を備えるか、又はアクセスしたときに危険を取り除くような機械的若しくは電気的な安全インタロックを備えたエンクロージャの中に可動部分を配置することによって、保護しなければならない。	
				4.4.3	4.4.3 アクセス制限場所における保護 アクセス制限場所に設置する機器については、4.4.2に規定する操作者アクセスエリアのための要求事項及び適否の基準を適用する。	
				4.6.1	4.6.1 上面及び側面開口 機器が、二つ以上の設置方向での使用を意図する場合(1.3.6参照)、この細分箇条の要求事項は、それぞれ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				4.6.4.1	<p>の適切な設置方向に適用する。</p> <p>4.6.4.1 構造設計上で対応する方法 構造設計上で対応する方法として認められる例には、次のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 長さに関係なく幅が 1 mm 以下の開口 - 各開口の中心間隔が 2 mm 以下の公称開口をもち、線径 0.45 mm 以上の糸又は針金製メッシュ状のスクリーン - 内部バリア - 他の同等な構造的な手段 	
				4.6.4.2	<p>4.6.4.2 大きな開口部の評価手法</p> <p>4.6.4.1の適否の基準に適合しない機器内の全ての領域において、お互いから 13 mm 以上離れずに位置する裸の導電部（メタライズされた部分については、4.6.4.3 参照）間で、直線的経路に沿った橋絡を模擬する故障試験を行う場合は、4.6.4.1に規定するよりも大きな開口部であってもよい。</p>	
				4.6.5	<p>4.6.5 構造目的の接着剤</p> <p>4.6.1、4.6.2又は4.6.4に適合させるために施したバリア又はスクリーンを、接着剤を用いてエンクロージャの内側、又はエンクロージャ内部のその他の部分に固定する場合、当該接着剤は、製品寿命を通じて十分な接着特性をもっていなければならない。</p>	
				4.7	<p>4.7 耐火性</p> <p>この細分箇条は、機器内部及び外部への着火及び炎の拡散の危険性を、適切な材料及びコンポーネントの使用、</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				5.1.1 5.3.8	並びに適した構造にすることによって減らすことを意図した要求事項について規定する。 5.1.1 一般要求事項 機器は、タッチカレント又は保護導体電流のいずれから感電の危険が生じないように設計及び組み立てなければならない。 5.3.8 無人使用を意図する機器 無人使用を意図する機器で、サーモスタット、温度制限器及び温度過昇防止器を備えている機器、又は接点に並列に接続されたコンデンサが、ヒューズ又は同様のもので保護されていない機器は、次の試験を行う。 (試験概要は省略) 両サンプルが5.3.9に規定する条件に適合しなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	0.2 1.3.2 2.2.1	0.2 危険 安全規格の適用は、次に示す危険要因による傷害又は損傷の危険性を減少させることを意図している。 —感電 —エネルギーによる危険、 —火災 —熱的危険 —機械的危険 —放射 —化学的危険 1.3.2 前掲略 2.2.1 一般要求事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第 1 項 続き				2.2.4	SELV 回路は、通常動作状態及び単一故障状態(1.4.14 参照)が生じた後のいずれかの場合でも、発生する電圧は、接触しても安全なものでなければならない。 2.2.4 SELV 回路からその他の回路との接続 SELV 回路は、他の回路に接続してもよい。ただし、次の条件を全て満足しなければならない。 -1.5.7 及び 2.4.3 で許容する場合を除き、SELV 回路は、機器内のいずれの一次回路(中性線を含む。)からも基礎絶縁で分離する。 -SELV 回路は、通常動作状態で 2.2.2 の限度値を満足する。 -2.3.2.1 b)で規定するものを除いて、SELV 回路の(絶縁の)単一故障(1.4.14 参照)、又は SELV 回路が接続されている二次回路の(絶縁の)単一故障の場合にも、SELV 回路は 2.2.3 の限度値を満足する。	
				2.3.2.1	2.3.2.1 一般要求事項 SELV 回路、TNV-1 回路及びアクセス可能な導電部は、単一故障(1.4.14 参照)の場合に次の両方の条件を満足するように、TNV-2 回路及び TNV-3 回路から分離しなければならない。 a)TNV-1 回路の電圧は、図 2F の限度値を超えない。 b)SELV 回路及びアクセス可能な導電部の電圧が、通常動作状態において、TNV-2 回路及び TNV-3 回路に対し	
				2.3.4	2.3.4 TNV 回路のその他の回路への接続 1.5.7 で許容する場合以外にも、TNV 回路が機器内の	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項 続き				2.6.1	一次回路（中性線を含む。）から基礎絶縁によって分離することを条件に、これを他の回路に接続してもよい。 (中略) TNV 回路は、単一故障状態（1.4.14 参照）においても 2.3.1 に示す限度値を満足しなければならない。 2.6.1 保護接地 機器の次の部分は、機器の主保護接地端子に確実に接続しなければならない。	
				2.8.1	2.8.1 一般原則 操作者アクセスエリアにこの規格でいう危険が通常存在する場合は、安全インタロックを備えなければならない	
				2.8.2	2.8.2 保護要求事項 安全インタロックは、図 2A のテストフィンガ（2.1.1.1 参照）が危険部分に触れることができるところまでカバー、扉などが開かないうちに危険を除去する設計でなければならない。	
				2.8.4	2.8.4 故障時の安全動作 安全インタロックシステムは、次のいずれかに適合するように設計及び構成しなければならない。 - 機器の通常の寿命期間中に、安全インタロックシステムは故障せず、たとえ故障した場合でも、極度の危険が生じてはならない。 - 機器の通常の寿命期間中に、安全インタロックシステムが故障し得る場合、予想される故障モードは保護を必要とする危険を生じてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項 続き				2.8.5	<p>極度の危険に対する保護については、二つの安全インタロックシステムを用いた冗長システムにするか、又は単一の安全インタロックシステム回路内の固定された分離距離(例：プリント配線板に関連したもの)が強化絶縁に関する要求事項に適合しなければ成らない。</p> <p>2.8.5 可動部品</p> <p>機械的及び電子機械的安全インタロックシステムの中にある可動機械部品は適切な耐久力をもたなければならない。</p>	
				3.5.1	3.5.1 前掲略	
				4.3.7	<p>4.3.7 接地した機器の電熱素子</p> <p>安全のために接地した機器の中の電熱素子は、地絡故障状態の下でも過熱による火災の危険がないように保護しなければならない。</p>	
				4.3.8	4.3.8 前掲略	
				4.3.12	4.3.12 前掲略	
				4.4.5.2	<p>4.4.5.2 使用者の保護</p> <p>4.4.5.1a)に分類する回転しているファンブレードは、操作者アクセスエリアにあってもよい。また、単一故障状態において、4.4.5.1b)に分類する回転しているファンブレードの制限値に達してもよい。</p> <p>4.4.5.1b)に分類する回転しているファンブレードは、通常使用状態において操作者アクセスエリアにあってはならない。</p>	
				4.5.5	<p>4.5.5 異常状態の熱に対する耐性</p> <p>熱可塑性樹脂部品に危険電圧部分を直接取り付けるとき</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項 続き				4.6.2	合, その樹脂部品は異常状態の熱に耐えなければならない。 4.6.2 防火用エンクロージャの底面 機器が二つ以上の設置方向での使用を意図する場合 (1.3.6 参照)、この細分箇条の要求事項は、それぞれの適切な設置方向で適用する。 防火用エンクロージャ (可搬形機器の防火用エンクロージャを除く。) 又は各バリアの底部は、故障状態において支持台の表面を着火させるおそれがある材料の放出を起こす、部分的に囲ったコンポーネント又は部分組立品を含む全ての内部部品の下側を保護しなければならない。	
				4.6.3	4.6.3 防火用エンクロージャの扉又はカバー 防火用エンクロージャの一部に、操作者アクセスエリアの開閉を行う扉又はカバーがある場合は、次のいずれかの要求事項に適合しなければならない。 —扉又はカバーには、2.8の要求事項に適合するインタロックを備えなければならない。	
				4.6.5	4.6.5 前掲略	
				5.3.1	5.3.1 過負荷及び異常動作に対する保護 機器は、機械的若しくは電気的な過負荷、故障、異常動作又は不注意な使用によって、火災又は感電の危険ができるだけ生じることがないように設計しなければならない。異常動作又は単一故障 (1.4.14 参照) の後で、機器はこの規格内でいう操作者に対する安全性を維持していなければならない。ただし、機器は、正常に機能	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項続 き				5.3.2 5.3.3	し続ける必要はない。 5.3.2 モータ 過負荷、回転子拘束、その他の異常状態の下で、モータは、温度が異常に高くなり、それがもとで危険が生じることがないようにしなければならない。 5.3.3 変圧器 過負荷に対して変圧器を保護しなければならない。例えば、次のいずれかによる。 - 過電流保護 - 内部組込式温度過昇防止器 - 限流変圧器の使用 適否は、C.1の適用可能な試験によって判定する。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	0.1 1.3.6 1.7.1.1 1.7.1.2	0.1 前掲略 1.3.6 輸送時及び使用時の置き方 機器の置き方によって、要求事項の適用又は試験結果に重大な影響が起り得ることが明白な場合は、設置指示書又は取扱説明書で認めているあらゆる置き方を考慮しなければならない。 1.7.1.1 電源定格表示 機器には、電源定格を表示しなければならない。その目的は、正しい電圧及び周波数並びに適切な通電容量をもつ電源を指定することにある。 1.7.1.2 識別表示 機器には、次の識別表示をしなければならない。 - 製造業者又は責任をもつ事業者の名称、商標又は識別表示。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				1.7.2.1	<ul style="list-style-type: none"> - 製造業者又は責任をもつ事業者が定めたモデル識別名又は形式。 - クラス II 機器の場合に限り、識別記号  (IEC60417-5172)。 <p>1.7.2.1 一般要求事項 製造業者が定めたように使用するとき、この規格の意図する範囲において機器に危険がないことを確実にするために必要な全ての条件に関して、十分な情報を使用者に対して提供しなければならない。</p>	
				1.7.2.2	<p>1.7.2.2 遮断デバイス 遮断デバイスを組み込んでいない機器 (3.4.3 参照)、又は電源コードのプラグを抜くことによって電源を切り離すことを意図した機器の場合は、設置指示書に次のことを記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 恒久接続形機器の場合は、容易にアクセス可能な電源遮断デバイスを機器の外部に設置しなければならない。 - プラグ接続形機器の場合は、機器の近傍にコンセントがあり、かつ、そのコンセントには、容易にアクセスできなければならない。 	
				1.7.2.3	<p>1.7.2.3 過電流保護デバイス タイプ B プラグ接続形機器又は恒久接続形機器においては、機器内に適切な過電流保護デバイスをもたない限り、機器の外部に設置すべき過電流保護デバイスの最大定格値を設置指示書に明記する (2.6.3.3 b) 参照)。</p>	
				1.7.2.4	<p>1.7.2.4 IT 電力系統</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				1.7.2.5	IT 電力系統に接続するように設計した機器、又は必要な場合にそのように変更する機器の場合は、機器の設置指示書にそのことを記載しなければならない。 1.7.2.5 工具の使用による操作者のアクセス 操作者アクセスエリアにアクセスするために工具の使用を必要とする場合は、そのエリア内にある、危険を含む他の全ての区画内に、操作者が同じ工具を用いてアクセスすることができないか、又はその区画部分に操作者がアクセスしないように注意表示をしなければならない。	
				1.7.2.6	1.7.2.6 オゾン オゾンが発生するおそれがある機器の場合は、設置指示書及び取扱説明書に“オゾン濃度が安全な値を超えることがないようにするための予防措置を講じる必要がある”との注意書きがなければならない。	
				1.7.3	1.7.3 短時間繰り返し動作 構造的に動作時間を制限しない限り、連続動作を意図しない機器については定格動作時間及び定格休止時間を表示しなければならない。	
				1.7.4	1.7.4 電源電圧調整 複数の定格電圧、又は複数の定格周波数の電源に接続することを意図した機器の場合は、サービス説明書又は設置指示書に調整方法を全て記載しなければならない。	
				1.7.5	1.7.5 機器の電源供給用コンセント 機器に取り付けた標準形の電源供給用コンセントであって、操作者がアクセス可能な場合は、そのコンセント	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				1.7.5A	<p>の近傍に、コンセントに接続することができる最大負荷を表示しなければならない。</p> <p>1.7.5A 電源コードセット</p> <p>定格電圧が 125V 以下で、定格電流が 10A を超える機器に JIS C 8283-1 の C14 の機器用インレット（定格電流 10A）を使用する場合は、“この機器に同こん（梱）した指定の電源コードセットだけを使用する。”又は同等の内容を取扱説明書に記載しなければならない。</p>	
				1.7.6	<p>1.7.6 ヒューズの識別</p> <p>ヒューズ若しくはヒューズホルダの近傍又はヒューズホルダ表面にヒューズの定格電流を示す表示がなければならない。</p>	
				1.7.7.1	<p>1.7.7.1 保護用の接地及びボンディングの端子</p> <p>保護接地導体を接続するための配線端子には、記号  (IEC 60417-5019) を表示しなければならない。</p>	
				1.7.7.2	<p>1.7.7.2 交流主電源導体用端子</p> <p>恒久接続形機器及び非着脱式的一般用電源コード付きの機器の場合は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> -交流主電源の中性線の接続だけに用いる端子がある場合は、大文字 N を表示しなければならない。 -三相機器にあつて、相導体の接続を間違えることによって、過熱その他の危険を生じるおそれがある場合は、交流主電源の相導体接続用の端子には、設置指示書と関連して、各相の順序が明瞭に分かるような方法で表示しなければならない。ねじ部、又は導体を接続する場合に 	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				1.7.9	<p>取り外すおそれがあるその他の部分には、上記の表示を行ってはならない。</p> <p>1.7.9 複数電源の分離</p> <p>危険電圧又は危険エネルギーレベルを機器に供給する接続部が複数個ある場合は、サービス従事者が危険な部分にアクセスするときの入り口近傍によく目立つように、どの電源遮断装置が機器全体を完全に分離し、また、どの電源遮断装置で機器の各部を分離できるかを示す表示を行わなければならない。</p>	
				1.7.10	<p>1.7.10 サーモスタット、その他の調節装置</p> <p>サーモスタット、その他これに類する調節装置であって、設置のとき又は通常使用時に調整するものは、その調整対象の特性値を増大又は減少させるための調整方向を表示しなければならない。</p>	
				1.7.13	<p>1.7.13 交換可能な電池</p> <p>交換することができる電池を使用する機器で、かつ、間違った種類の電池に交換すると爆発が生じる可能性がある場合は、(例えば、ある種のリチウム電池を使用する場合は)、次を適用する。</p> <p>-操作者アクセスエリアに電池を収納する場合は、電池の近傍に表示をするか、又は取扱説明書及びサービス指示書の両方に記載しなければならない。</p>	
				1.7.14	<p>1.7.14 アクセス制限場所設置用の機器</p> <p>アクセス制限場所だけに設置することを意図した機器の設置指示書には、その意図を記載しなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第 2 項 続き				1. 7. 14A	1. 7. 14A クラス 0I 機器の接地接続に関する表示 クラス 0I 機器には、次の又は同等の内容の表示をしなければならない。	
				1. 7. 14B	1. 7. 14B クラス 0I 機器に使用する保護接地線 主保護接地端子として独立した端子を備えたクラス 0I 機器であって、接地接続線を機器に同こん（梱）しない場合は、適切な接地接続線についての情報を取扱説明書に記載しなければならない。	
				2. 3. 2. 3	2. 3. 2. 3 接地による保護 SELV 回路、TNV-1 回路又はアクセス可能な導電部を 2. 6. 1c) 又は d) に従って主保護接地端子に接続し、かつ、次の a) ～d) のいずれかを適用する場合は、2. 3. 2. 1 の要求事項に適合するとみなす。 a) プラグ接続形機器については、主保護接地端子がある場合（2. 6. 4. 1 参照）、これに加えて分離した保護接地端子を取り付ける。また、設置指示書には、この分離した保護接地端子を恒久的に接地接続しなければならないことを記載する。 b) ネットワーク線又はケーブル分配システムにプラグ接続できるタイプ B プラグ接続形機器については、機器上の表示及び設置指示書への記述がなければならない。これらは、使用者が電源コードを抜く前に、全てのネットワーク線及びケーブル分配システムのコネクタを外すことを明記しなければならない。 c) タイプ A プラグ接続形機器については、上記 b) に加え、設置指示書にはサービス従事者によって設置され、	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				2.6.3.5	<p>保護接地コンタクトのあるコンセントに接続するように明記しなければならない。</p> <p>d) 恒久接続形機器については、追加の要求事項はない。</p> <p>2.6.3.5 絶縁物の色</p> <p>機器とともに提供される電源コードの保護接地導体の絶縁物は、緑と黄との組合せでなければならない。ただし、この要求事項は、プラグ及びコネクタとともに一体成形した電源コード（コードセット）のシースで覆われた内部の導体には適用しない。</p> <p>保護ボンディング導体が絶縁されている場合、その絶縁物は、次の場合を除き、緑と黄との組合せでなければならない。</p>	
				2.7.6	<p>2.7.6 サービス従事者に対する警告</p> <p>次の両方に該当する場合は、サービス従事者に起こり得る危険を警告するために適切な表示を機器に備えるか、又はサービス指示書の中にその内容を記載しなければならない。</p>	
				4.1	<p>4.1 安定性</p> <p>機器及びユニットは、通常使用状態で操作者及びサービス従事者に危害を及ぼすおそれがあるような不安定な状態となってはならない。使用現場で組み合わせて固定するようになっており、かつ、個々に単独使用しない組合せユニットの場合、個々のユニットの安定性については、この細分箇条の要求事項を除外する。設置指示書によって、操作する前に建造物に取り付けることが指定されている機器には、この細分箇条の要求事項を適用しな</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				4.4.2	<p>い。</p> <p>4.4.2 操作者アクセスエリアにおける保護</p> <p>操作者アクセスエリアにおいては、危険な可動部分へのアクセスが生じにくいような適切な構造を備えるか、又はアクセスしたときに危険を取り除くような機械的若しくは電気的な安全インタロックを備えたエンクロージャの中に可動部分を配置することによって、保護しなければならない。家庭用及び家庭・オフィス両用、文書/メディアシュレツダは、附属書 JA にも適合しなければならない。上記要求事項を満たし、かつ、機器が意図する機能を果たすことが不可能な場合は、次を条件にアクセスできてもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 該当する危険な可動部分は、その作業に直接携わる部分となる（例えば、ペーパーカッタの可動部分）。 - その可動部に関わる危険が、操作者に明確に分かる。 - 追加的な手段を次のように備えている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警告文を取扱説明書の中に記載し、かつ、表示を機器に付け、その両方には、次の文言又はそれと類似の適切な文言を含める。 <p style="text-align: center;">警告</p> <p>危険な可動部指及びび体を近づけない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指、装身具、衣服などが可動部分に引き込まれるおそれがある場合は、操作者が、その可動部分を停止できるような手段を備える。（以下略） 	
				4.4.3	4.4.3 前掲略	
				4.4.5.2	4.4.5.2 前掲略	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				4.4.5.3	4.4.5.3 サービス従事者の保護 サービス従事者のための回転しているファンブレードに対する保護機構を機器側には要求しない。4.4.5.1c)に分類する回転しているファンブレードとの意図しない接触が起こる可能性がある区域で保守する間、サービス従事者が回転しているファンブレードとの接触を避けるために必要なあらゆる指示に加え、回転しているファンブレードの位置を識別するために 4.4.5.2 に従って表示しなければならない。	
				5.1.7.1	5.1.7.1 一般要求事項 主保護接地端子を備える次の機器については、タッチカレントが 3.5 mA (実効値) を超えてもよい。 - 据置形恒久接続形機器 - 据置形タイプ B プラグ接続形機器 - 据置形タイプ A プラグ接続形機器で、交流主電源へ単一接続し、主保護接地端子がある場合、それに加えて、独立した保護接地端子を備えるもの (2.6.4.1 参照)。設置指示書には、その独立した保護接地端子を恒久的に接地接続することを明記しなければならない。	
				5.1.8.2	5.1.8.2 ネットワーク線からのタッチカレントの総量 他のネットワーク線機器と接続するために複数のネットワーク線接続ポートをもつ供試機器は、タッチカレントが合算されることによって、使用者及びネットワーク線のサービス従事者に危険を生じてはならない。 (中略) - 機械的に保護している場合は 2.5 mm ² 以上、それ以外	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き					<p>の場合は 4.0 mm² 以上の断面積をもつ保護接地への恒久接続を備えることを設置説明書に明示しなければならない。</p> <p>次のいずれか又は同等の文章が書かれたラベルを恒久接地接続部の近傍に貼らなければならない。</p> <p>このラベルを 5.1.7.1 b) のラベルと組み合わせてもよい。</p> <p style="text-align: center;">警告</p> <p style="text-align: center;">漏えい電流大</p> <p>ネットワーク線と接続する前に接地接続が必要</p> <p style="text-align: center;">警告</p> <p style="text-align: center;">タッチカレント大</p> <p>ネットワーク線と接続する前に接地接続が必要</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き						
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	0.1 0.3 2.6.5.6 2.8.4 2.8.5 2.8.6	0.1 前掲略 0.3 材料及びコンポーネント 機器の構成に用いる材料及びコンポーネントは、危険を発生させることなく信頼のおける方法で機器の予定寿命の間、機能することが期待でき、かつ、火災の拡大を助長することがないように選択し、配置するのがよい。 2.6.5.6 耐腐食性 保護接地用端子及び保護ボンディング用端子並びに接続部に接触している導電部は、機器とともに提供される説明書に明示した動作、保管又は輸送時の環境条件において、電気化学反応による腐食が生じてはならない。 2.8.4 前掲略 2.8.5 可動部品 機械的及び電子機械的安全インタロックシステムの中にある可動機械部品は適切な耐久力をもたなければならぬ。適否は、安全インタロックシステム及び利用できるデータの目視検査、並びに必要なに応じて、安全インタロックシステムに 10000 回のサイクル試験を行ったとき、安全モード以外の故障を起こさないかどうかを確認することによって判定する。 2.8.6 解除 サービス従事者が安全インタロックを解除する必要がある場合、解除システムは次の全てに適合しなければならぬ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				2.8.7.2	<p>らない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 作動させるために意図的な作業が必要となる。 - 保守作業が完了したときに通常動作に自動的に復帰するか、又はサービス従事者が安全インタロックを復帰しない限り通常動作にならない。 - 操作者アクセスエリアにあるときは作動させるのに工具を必要とし、図 2A のテストフィンガ (2.1.1.1 参照) で作動できない。 - 極度の危険がある場合、安全インタロックをバイパスしたときに他の信頼できる安全保護手段が機能しない限り、安全インタロックをバイパスしない。機器は、他の保護手段が完全に置き換わって機能するまでは、安全インタロックをバイパスすることができないような設計になっている。 <p>2.8.7.2 過負荷試験</p> <p>安全インタロックシステム内のスイッチ又はリレーの接点は、使用状態の 150%の電流を流して、開閉を 1 分間に 6~10 サイクルの割合で 50 サイクル動作させる過負荷試験を行う。ただし、接点がモータ負荷を開閉している場合、モータの回転子を拘束状態にして試験を行う。試験後、スイッチ又はリレーを含む安全インタロックシステムは機能しなければならない。</p>	
				2.8.7.3	<p>2.8.7.3 耐久試験</p> <p>安全インタロックシステム内のスイッチ又はリレーの接点は、使用状態の 100 %の電流を流して、開閉を 1 分間に 6~10 サイクルの割合で動作させる耐久試験に</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				2.8.7.4	<p>耐えなければならない。</p> <p>2.8.7.4 耐電圧試験</p> <p>2.8.7.2 及び/又は2.8.7.3の試験後, ELV 回路, SELV 回路及び TNV-1 回路に用いているリードスイッチを除き, 5.2.2 で規定する耐電圧試験をスイッチ及びリレーの接点間に行う。接点が一次回路にある場合, 試験電圧は強化絶縁用に対して規定する値とする。接点が一次回路以外にある場合, 試験電圧は一次回路にある基礎絶縁に対して規定する値とする。</p>	
				3.2.5.1	<p>3.2.5.1 交流電源コード</p> <p>交流主電源に接続する電源コードは, 該当する場合, 次の全てに適合しなければならない</p> <p>(中略)</p> <p>シールドを施したコードについては, JIS C 3662-5 の試験を行って適否を判定する。ただし, 屈曲試験は, 可動形機器に使用するシールドを施した電源コードに対してだけ適用する。</p>	
				4.5.1	<p>4.5.1 一般要求事項</p> <p>4.5 においては, 次のことを防止するための要求事項について規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 接触可能な部分が一定温度を超える。 - 機器の期待寿命の間の通常使用状態において, コンポーネント, 部分, 絶縁材及びプラスチック材料が, 電気的, 機械的, 又はその他の特性を劣化させるような温度を超える。 <p>長い期間には, ある種の絶縁材料 (2.9.1 参照) では電</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き				1.1.3	<p>次の場合は、この規格で規定する要求事項のほか、追加の要求事項が必要となる場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> —特別な環境で動作することを意図した機器（例えば、極端な温度、過度なじんあい、過度の湿度又は振動、可燃性ガス、腐食性の雰囲気、爆発性の雰囲気） —患者の身体に接続するような電気医療的用途 —車両、船舶若しくは航空機に搭載する機器、又は熱帯地域の国々及び海拔 2000m を超えるところで用いる機器 —水が浸入する可能性がある場所で用いる機器。そのような場合の要求事項及び関連試験に関する指針については、附属書 T を参照する。 <p>1.1.3 適用除外</p> <p>次のものには、この規格を適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> —電動発電機セット、バッテリーバックアップシステム、変圧器のような電力供給システムであって、機器の構成部分ではないもの。 —建造物の屋内配線。 —電力を必要としない装置 	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	1.5.1	1.5.1 一般要求事項 コンポーネントが安全性に関係がある場合、そのコンポーネントは、この規格の要求事項若しくは関連するコンポーネントに関する JIS の安全性に関わる要求事項、又はコンポーネントに関する JIS がない場合は、関連するコンポーネントに関する IEC 規格の安全性に関わる要求事項のいずれかに適合しなければならない。	
				1.5.3	1.5.3 温度調整器 温度調整器は、附属書Kに従って試験を行わなければならない。	
				1.5.4	1.5.4 変圧器 変圧器は、附属書Cの該当部分を含むこの規格の関連する要求事項に適合しなければならない。	
				1.5.6	1.5.6 絶縁を橋絡するコンデンサ 一次回路の二相導体間、一つの相導体と中性線との間、又は、一次回路と保護接地との間に接続したコンデンサは、JIS C 5101-14 又は IEC 60384-14 に規定するサブクラスの一つに適合し、かつ、定格に従って使用しなければならない。	
				1.5.7.1	1.5.7.1 機能絶縁、基礎絶縁又は付加絶縁を橋絡する抵抗器 機能絶縁、基礎絶縁又は付加絶縁を橋絡する抵抗器に対する特別な要求事項はないが、2.10.3 (又は附属書 G)、2.10.4 及び場合によっては 2.4 の関連する要求事項を適用する。	
				1.5.7.2	1.5.7.2 交流主電源と他の回路との間の二重絶縁又は	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				1.5.7.3	<p>強化絶縁を橋絡する抵抗器</p> <p>次の条件で、一つ又は二つ以上の直列の抵抗器で二重絶縁又は強化絶縁を橋絡してもよい。アンテナ又は同軸ケーブルに接続する回路に適用する条件は、1.5.7.3 による。抵抗器又は一群の抵抗器は、2.10.3 又は附属書 G の最小空間距離に適合しなければならない。</p> <p>1.5.7.3 交流主電源とアンテナ又は同軸ケーブルに接続する回路との間の二重絶縁又は強化絶縁を橋絡する抵抗器</p> <p>1.5.7.2の要求事項及び試験に、次の変更を加えて適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 回路をアンテナに接続する場合は、表 N.1 の参照 3 のインパルス発生器を用いる。 - 回路を同軸ケーブルに接続する場合は、表 N.1 の参照 1 のインパルス発生器を用いる。 <p>試験後、それぞれのサンプルの抵抗値は 20 %を超える変化があつてはならず、10個のうち一つでも不合格があつてはならない。</p>	
				1.5.8	<p>1.5.8 IT電力系統に関する機器内コンポーネント</p> <p>IT 電力系統に接続する機器では、相導体と大地との間に接続したコンポーネントは、相導体間電圧によって生じる電圧に耐えるものでなければならない。</p>	
				1.5.9.1	<p>1.5.9.1 一般事項</p> <p>二次回路には電圧依存抵抗器 (VDR) を含む、いかなるサージ抑制器を使用してもよい。一次回路にサージ抑制器を使用する場合は、附属書 Q に適合する電圧依存抵</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				1.6.4	<p>抗器でなければならない。</p> <p>1.6.4 中性線 中性線がある場合、それは相導体とみなし、大地および機器の器体から絶縁しなければならない。</p>	
				2.5	2.5 前掲略	
				2.9.1	<p>2.9.1 絶縁材料の特性 絶縁材料の選択及び使用に当たっては、電気的、熱的及び機械的強度、動作電圧の周波数並びに動作環境(温度、気圧、湿度及び汚損度合)を考慮しなければならない。</p>	
				2.10.5.6	<p>2.10.5.6 薄いシート状材料 一般要求事項 機能絶縁及び基礎絶縁として使用する薄いシート状材料内の絶縁に対する寸法及び構造に関する要求事項はない。付加絶縁及び強化絶縁として認められる薄いシート材料内の絶縁(図 F.15参照)には、絶縁物を通した距離に関係なく、次の全てを適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 二つ以上の層を使用する。 - 絶縁が機器のエンクロージャ内にある。 - 操作者が保守している間に、その絶縁物を取り扱ったりこすったりしない。 <p>-2.10.5.7(分離可能層)又は2.10.5.8(分離不可能層)の要求事項及び試験に適合する。上記の“二つ以上の層”には、同一の導電部分に固定することを要求しない。その“二つ以上の層”は、次のようにできる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 分離が要求される導電部分のうちの一つに固定する。 - 二つの導電部分間に共有する。 - いずれの導電部にも固定しない。 	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				2.10.5.7	2.10.5.7 分離可能な薄いシート状材料 分離可能な薄いシート層の絶縁には、2.10.5.6の要求事項に追加して次を適用しなければならない。 - 付加絶縁は、各々が付加絶縁の耐電圧試験に合格する 2 層以上の材料で構成する。 - 付加絶縁は、あらゆる 2 層の組合せが付加絶縁の耐電圧試験に合格する 3 層の材料で構成する。 - 強化絶縁は、各々が強化絶縁の耐電圧試験に合格する 2 層以上の材料で構成する。 - 強化絶縁は、あらゆる 2 層の組合せが強化絶縁の耐電圧試験に合格する 3 層の材料で構成する。異なる絶縁層は、異なる材料若しくは異なる厚さ又はその両方によってもよい。	
				2.10.5.8	2.10.5.8 分離不可能な薄いシート状材料 分離不可能な薄いシート状材料で構成されている絶縁には、2.10.5.6の要求事項に追加して、表 2Pの試験手順を適用する。異なる絶縁層は、異なる材料若しくは異なる厚さ又はその両方によってもよい。	
				2.10.5.9	2.10.5.9 薄いシート状材料—標準試験手順 標準試験手順 分離可能又は分離不可能な層には、全ての層を一緒に5.2.2に従った耐電圧試験を適用する。	
				2.10.5.10	2.10.5.10 薄いシート状材料—代替試験手順 複数層が各々の試験のために分離可能な場合、2.10.5.9の標準試験手順に対して次の代替を適用してもよい。耐電圧試験を5.2.2に従って適用する。	
				2.10.8.3	2.10.8.3 耐電圧試験	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六條 続き				2.10.8.4 2.10.9 4.5.2 4.5.5	次に、サンプル No.1 及び No.2 (2.10.8.1参照) は、2.9.2の吸湿処理を行う。その後、導体部相互間で5.2.2の関連する耐電圧試験に耐えなければならない。 2.10.8.4 耐剥離性試験 (試験概要は略) 上記試験を行った結果、コーティングは浮いたり、貫通したりしてはならない。また、導体部相互間で5.2.2に規定する耐電圧試験に耐えなければならない。 2.10.9 熱サイクル (試験概要は略) この状態で絶縁破壊が生じてはならない。 4.5.2 温度試験 コンポーネントの中、及び機器の構造の中で使用される材料は、通常負荷の使用条件下で、温度がこの規格でいう安全な値を超えないように、選定しなければならない。 4.5.5 前掲略	
第七條 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	1.7.2.5 2.1.1	1.7.2.5 前掲略 2.1.1 操作者アクセスエリアにおける保護 この細分箇条は、次の部分に操作者がアクセスすることを前提として、充電部分からの感電に対する保護のための要求事項について規定する。 一 SELV 回路の裸の部分	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号 続き				2.1.1.1	<ul style="list-style-type: none"> - 制限電流回路の裸の部分 - 2.1.1.1に規定する条件下における TNV 回路 <p>その他の充電部分、及びそれらの絶縁物へのアクセスは、2.1.1.1で規定する制限を受ける。 エネルギーによる危険に対する保護のための追加要求事項は、2.1.1.5及び2.1.1.8に規定する。</p> <p>2.1.1.1 充電部分へのアクセス 機器は、操作者アクセスエリアにおいて、次の部分への接触に対する十分な保護をもつ構造でなければならない。</p>	
				2.1.1.2	<p>2.1.1.2 電池収納部</p> <p>次の全ての条件を満たす場合は、機器内部の電池収納部内にある TNV 回路の裸の導電部に操作者がアクセスできてもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 電池収納部には、例えば、工具の使用、ラッチ装置の使用など、開けるためには意図的な手法を用いる必要がある扉が取り付けられている。 - 扉を閉めた状態では、TNV 回路にアクセスできない。 - 扉を開けたとき、使用者を保護するための指示を含む表示を、扉の近傍、又は扉が機器に固定されている場合は、扉の表面に行う。 <p>“扉を開く前に電話コードの接続を外す”との情報は、適切な指示の例となる。</p>	
				2.1.1.3	<p>2.1.1.3 ELV 配線へのアクセス</p> <p>次の a)又は b)の条件に適合すれば、ELV 回路の内部配線の絶縁物に操作者がアクセスできてもよい。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号 続き					<p>a) 絶縁物は、3.1.4 に規定する付加絶縁の要求事項を満足する。</p> <p>b) 次の全ての条件に適合する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 操作者が配線を取り扱う必要がない場合で、かつ、操作者が配線を偶発的に引っ張ることがないように位置に設置するか、又は接続点に負担がかからないように取り付ける。 - 接地していないアクセス可能な導電部に触れることがないように配線し、固定する。 - 絶縁物は、付加絶縁についての 5.2.2 の耐電圧試験に合格する。 - 絶縁物を通しての距離は、表 2A に規定する値以上とする。 <p>2.1.1.4 2.1.1.4 危険電圧回路配線へのアクセス 危険電圧が加わる内部配線の絶縁物に、操作者がアクセス可能な場合、又は接地されていないアクセス可能な導電部にこの絶縁体が接触しないように配置及び固定していない場合は、この絶縁は二重絶縁又は強化絶縁に関する 3.1.4 の要求事項を満足しなければならない。</p> <p>2.1.1.5 2.1.1.5 エネルギーによる危険 操作者アクセスエリアでは、エネルギーによる危険に起因する傷害のおそれがあるてはならない。</p> <p>2.1.1.6 2.1.1.6 手動操作部 操作者アクセスエリア内の操作用ノブ、ハンドル、レバー及び同様のものの導電性の軸は、危険電圧部分、ELV 回路、又は TNV 回路に接続してはならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号 続き				2.1.1.7	<p>さらに、通常の使用において手で動かすことができ、かつ、回転軸又は軸受けだけで接地されている導電性の操作用ノブ、ハンドル、レバー及び同様のものについては、次のいずれかの条件を満足しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 二重絶縁又は強化絶縁によって危険電圧部分から分離する。 - アクセス可能な部分を危険電圧部分の場合は付加絶縁で、TNV 回路の場合は基礎絶縁で覆う。 <p>2.1.1.7 機器内のコンデンサ</p> <p>操作者がアクセス可能な、機器外部で主電源を切り離す箇所において、機器内に接続したコンデンサに蓄積された電荷による感電の危険が減少するように設計しなければならない。</p>	
				2.1.1.9	<p>2.1.1.9 情報技術機器内の音響増幅器</p> <p>音響増幅器のアクセス可能な回路、端子及び部分並びに関連回路は、次のいずれかに適合しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - この規格の 2.1.1.1 - JIS C 6065 の 9.1.1 	
				2.1.2	<p>2.1.2 サービス従事者アクセスエリアにおける保護</p> <p>サービス従事者アクセスエリアには、次の要求事項を適用する。2.1.1.7の要求事項を全てのタイプの機器に適用する。ただし、恒久接続形機器の場合、時定数の限度値は10秒とする。さらに、2.1.1.8の要求事項も適用する。危険電圧が加わる裸の部分は、機器の他の部分を含めたサービス作業中に、この部分に偶発的に接触をするおそれがないように配置するか、又は防護しなければ</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第 1 号 続き				2.1.3	<p>ならない。</p> <p>2.1.3 アクセス制限場所における保護 アクセス制限場所に設置する機器については、次の四つの段落で許容する事項を除き、操作者アクセスエリアに対する要求事項を適用する。 一般的には、2.1.1.7 及び 2.1.1.8 の要求事項を適用するが、恒久接続型機器には適用しない。ただし、危険エネルギーレベルが存在する場合は、エネルギーによる危険に対する保護のために適切な表示及び指示がなければならぬ。</p>	
				2.2.1	<p>2.2.1 一般要求事項 SELV 回路は、通常動作状態及び単一故障状態 (1.4.14 参照) が生じた後のいずれかの場合でも、発生する電圧は、接触しても安全なものでなければならぬ。SELV 回路に外部負荷が接続されない状態 (開放電圧) においても、2.2.2 及び 2.2.3 に規定する電圧の限度値を超えてはならぬ。</p>	
				2.2.2	<p>2.2.2 通常動作状態での電圧の限度値 単独の SELV 回路又は相互に接続した SELV 回路の場合、単独の SELV 回路内のいずれか二つの導体間又は相互に接続した SELV 回路のいずれか二つの導体間の電圧、及び SELV 回路のいずれかの導体と大地 (1.4.9 参照) との間の電圧は、通常動作状態の下ではピーク 42.4 V 又は直流 60 V を超えてはならぬ。</p>	
				2.2.3	<p>2.2.3 故障状態での電圧の限度値 2.3.2.1 b) で許容するものを除いては、単一故障</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号 続き				2.2.4 3.5.2 3.5.3 4.2.1 5.3.3	<p>(1.4.14 参照) の場合に単独の SELV 回路内のいずれか二つの導体間又は相互に接続した SELV 回路間のいずれか二つの導体間の電圧, 及び SELV 回路のいずれかの導体と大地 (1.4.9 参照) との間の電圧は, ピーク 42.4 V 又は直流 60 V を超えてはならない。</p> <p>2.2.4 前掲略</p> <p>3.5.2 相互接続回路のタイプ それぞれの相互接続回路は, 次のいずれかでなければならない。 - SELV 回路, 又は制限電流回路 - TNV-1 回路, TNV-2 回路, 又は TNV-3 回路 - 危険電圧回路</p> <p>3.5.3 で許容する場合を除き, 相互接続回路は ELV 回路であってはならない。</p> <p>3.5.3 相互接続回路としての ELV 回路 例えば, 複写機にコレータといったその機器特有の補足機能をもたせるために付加装置を親機器に接続する場合は, ELV 回路を機器間で相互接続できる。この場合, 機器を相互接続したときに, この規格の要求事項への適合性を維持していなければならない。</p> <p>4.2.1 前掲略</p> <p>5.3.3 前掲略</p>	
第七 条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は, 人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	2.1.1.7 5.1.1	2.1.1.7 前掲略 5.1.1 前掲略	
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は, 通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し, かつ, 使用場所の	■該当 □非該当	2.3.2.1 2.3.2.3	2.3.2.1 前掲略 2.3.2.3 前掲略	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き		状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。		2.3.3	2.3.3 前掲略	
				2.3.4	2.3.4 前掲略	
				2.3.5	2.3.5 外部要因によって発生する動作電圧の試験 この試験は、2.3.2.3 又は 2.3.2.4 で規定する場合にだけ行う。(略) 試験中、SELV 回路、TNV-1 回路又はアクセス可能な導電部は、引き続いて 2.2.2 に適合しなければならない。	
				2.8.7.1	2.8.7.1 接点及びその関連回路の分離距離 接点及びその関連回路が一次回路にある場合、それらの分離距離は遮断デバイス (3.4.2 参照) の接点分離距離以上でなければならない。接点及び関連回路が一次回路以外にある場合、それらの分離距離は、二次回路内の基礎絶縁に対して 2.10.3 (又は附属書 G) に規定する関連の最小空間距離以上でなければならない。	
				2.8.7.4	2.8.7.4 前掲略	
				2.9.4	2.9.4 前掲略	
				2.10.1.1	2.10.1.1 周波数 2.10 に規定する絶縁要求事項は、30 kHz 以下の周波数に適用する。	
				2.10.1.2	2.10.1.2 汚損度 汚損度は、次のように分類する。 - 汚損度 1 は、汚損がない、又は乾燥した非導電性の汚損だけに適用する。汚損による影響はない。通常、汚損度 1 は、じんあい及び湿気が入らないようにコンポーネント及び部分組立品を包み込む又は密封することによって適切に囲うことで達成される (2.10.12 参照)。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				2. 10. 1. 3	<p>－ 汚損度 2 は、非導電性の汚損であって時折の結露によって一時的に導電性になり得る場合にだけ適用する。一般に、この規格の適用範囲内の機器に当てはまる。</p> <p>－ 汚損度 3 は、機器内部で局所的に導電性の汚損にさらされる場合、又は予期される結露によって導電性となるおそれのある乾燥した非導電性の汚損にさらされる場合に適用する。</p> <p>2. 10. 1. 3 機能絶縁に対する緩和値</p> <p>5. 3. 4 a) に規定する場合を除き、機能絶縁に対する空間距離及び沿面距離のいずれも最小値の要求はない。</p>	
				2. 10. 1. 4	<p>2. 10. 1. 4 接続されていない導電部の介在</p> <p>コネクタの未使用接点などのような接続されていない（フローティング）導電部の介在によって、空間距離及び沿面距離を分割してもよい。この場合、分割した各距離を合計した値は、規定する最小値を満足していなければならない。</p>	
				2. 10. 1. 5	<p>2. 10. 1. 5 既定値が一様でない絶縁</p> <p>巻線の長さに沿って変化する動作電圧をもつ変圧器の絶縁においては、空間距離、沿面距離及び絶縁物を通しての距離は動作電圧に伴って変えてもよい。</p>	
				2. 10. 1. 6	<p>2. 10. 1. 6 特殊分離要求</p> <p>基礎絶縁を用いる場合を除いて、2. 3. 2 に適合するための分離、又は 6. 1. 2 若しくは 6. 2. 1 に適合するための分離には、2. 10 及び附属書 G の要求事項を適用しない。</p>	
				2. 10. 1. 7	<p>2. 10. 1. 7 起動パルス発生回路の絶縁</p> <p>放電ランプを点火するための起動パルスを発生する回</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				2.10.2 2.10.2.1	<p>路については、回路が 2.4 に適合する制限電流回路の場合、機能絶縁の要求事項をその回路と他の導電部との間に適用する。</p> <p>2.10.2 動作電圧の決定方法 一般に、この細分箇条への適否は、検査及び必要な場合は測定によって判定する。</p> <p>2.10.2.1 一般要求事項 動作電圧の決定においては、次の全ての条件及び要求事項を適用しなければならない（1.4.8 も参照）。</p> <p>a) 接地していないアクセス可能な導電部は、接地されているものとみなす。</p> <p>b) 変圧器巻線又はその他の部分がフローティング（すなわち、対地電位をもつ回路に接続されていない）の場合は、最大動作電圧が得られる点で接地されているものとみなす。</p> <p>c) 2.10.1.5 で許容するものを除き、二つの変圧器巻線間の絶縁については、巻線に接続される外部電圧を考慮して二つの巻線内で任意の 2 点間の最大電圧を使用する。</p> <p>d) 2.10.1.5 で許容するものを除き、変圧器の巻線と他の部分との間の絶縁については、巻線上の任意の点と他の部分との間の最大動作電圧を使用する。</p> <p>e) 二重絶縁を用いている場合は、付加絶縁が短絡したと仮定して基礎絶縁両端の動作電圧を決定する。同様に、基礎絶縁を短絡したと仮定して付加絶縁両端の動作電圧を決定する。変圧器巻線相互間の二重絶縁に関して、</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				2.10.2.2	<p>この短絡は一方の絶縁に最大動作電圧を生じる点で発生するものとみなす。(以下略)</p> <p>2.10.2.2 実効動作電圧</p> <p>最小沿面距離は、実効値動作電圧による。実効値動作電圧の決定は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 全ての波形に対し、測定した実効値を使用する。 - 短時間の状態（例 TNV 回路の旋律呼出シグナル）は考慮しない。 - 繰返し性のない過渡電圧（例大気じょう乱）は考慮しない。 	
				2.10.2.3	<p>2.10.2.3 ピーク動作電圧</p> <p>最小空間距離及び耐電圧試験電圧は、ピーク動作電圧による。ピーク動作電圧の決定は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 全ての波形に対し、測定したピーク値を使用する。直流電圧のあらゆるリップル（10%以下）のピーク値を含める。 - 繰返し性のない過渡電圧（例大気じょう乱）は考慮しない。 - 一次回路と二次回路との間のピーク動作電圧を決定するときは、あらゆる ELV 回路, SELV 回路又は TNV 回路（電話の呼出シグナルを含む。）の電圧は、全てゼロとみなす。 	
				2.10.3.1	<p>2.10.3.1 一般要求事項</p> <p>空間距離は、機器に流入する過渡電圧を含む過電圧、及び機器内で発生するピーク電圧によって空間距離が絶縁破壊しないような寸法でなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				2.10.3.2	<p>2.10.3.2 主電源過渡電圧</p> <p>主電源過渡電圧は、次による。</p> <p>a) 交流主電源 交流主電源から給電される機器の場合、主電源過渡電圧の値は過電圧カテゴリ及び交流主電源電圧に依存する。一般に、交流主電源に接続することを意図する機器の空間距離は、過電圧カテゴリ II として設計しなければならない。</p> <p>b) 接地した直流電源</p> <p>c) 接地しない直流電源</p> <p>d) 電池駆動</p>	
				2.10.3.3	<p>2.10.3.3 一次回路の空間距離</p> <p>一次回路内、一次回路と大地との間、及び一次回路と二次回路との間の絶縁に対しては、次の規定を適用する。実効値 300 V (ピーク 420 V) を超えない交流主電源の場合、次の a) 又は b) による。</p> <p>a) ピーク動作電圧が交流主電源電圧のピーク値を超えない場合、最小空間距離は表 2K による。</p> <p>b) ピーク動作電圧が交流主電源電圧のピーク値を超える場合、最小空間距離は、次に規定する二つの値の和とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表 2K に基づく最小空間距離 ・表 2L に基づく加算空間距離 	
				2.10.3.4	<p>2.10.3.4 二次回路の空間距離</p> <p>二次回路の最小空間距離は、表 2M によって決定する。表 2M で使用するピーク動作電圧は、次のいずれかの値とする。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				2.10.3.5	<ul style="list-style-type: none"> - 正弦波電圧のピーク値 - 非正弦波電圧の測定したピーク値 <p>表 2M で使用する最大過渡過電圧は、次のいずれか高い値とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> -2.10.3.6 又は 2.10.3.7 に従って決定した、主電源からの最大過渡電圧 -2.10.3.8 に従って決定した、ネットワーク線からの最大過渡電圧。 <p>2.10.3.5 起動パルスをもつ回路の空間距離</p> <p>放電ランプを点火させるための起動パルスを発生する回路であって、回路が 2.4 に適合する制限電流回路でない場合 (2.10.1.7 参照)、空間距離は、次のいずれかの方法で決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 附属書 G に従って最小空間距離を決定する。 b) 次の手順のいずれかを用いて耐電圧試験を実施する (中略) <ul style="list-style-type: none"> - 外部のパルス発生器からピーク動作電圧の 150 % に等しく増幅したパルスを 30 回印加する。そのパルス幅は、内部で発生する起動パルスの幅以上でなければならない。 	
				2.10.3.6	<p>2.10.3.6 交流主電源からの過渡電圧</p> <p>次によって許容する場合を除き、交流主電源の過渡電圧に起因する二次回路の最大過渡電圧は、2.10.3.9 a) に基づいて測定した値とする。代替法として、ある二次回路については、最大過渡電圧は次のいずれかであるとみなしてもよい。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				2.10.3.8	<p>-2.10.3.9 a)に従って測定した値</p> <p>- 次にリストした値であって、表 2Jに基づく一次回路の主電源過渡電圧よりも一段低い値</p> <p>ピーク 330 V, 500 V, 800 V, 1 500 V, 2 500 V 及び 4 000 V。</p> <p>これは、次のいずれかの場合に適用できる。</p> <p>- 交流主電源から電源供給を受け、2.6.1に従って主保護接地端子に接続した二次回路</p> <p>- 交流主電源から電源供給を受け、2.6.1に従って主保護接地端子に接続した金属遮蔽物によって一次回路から分離した二次回路。</p> <p>2.10.3.8 ネットワーク線及びケーブル分配システムからの過渡電圧</p> <p>対象とするネットワーク線の過渡電圧が既知の場合、2.10.3.4 においてはその値を適用してもよい。ネットワーク線過渡電圧が不明の場合、次の値を適用しなければならない。</p> <p>- ネットワーク線に接続する回路が TNV-1 回路又は TNV-3 回路の場合、ピーク 1 500 V</p> <p>- ネットワーク線に接続する回路が SELV 回路又は TNV-2 回路の場合、ピーク 800 V</p> <p>侵入してくる過渡電圧が機器内部で減衰する場合、2.10.3.9 b)に従って測定した値を適用してもよい。呼出シグナルの過渡電圧の影響は考慮しない。ケーブル分配システムからの過渡電圧の影響は考慮しない。</p>	
				2.10.4.1	2.10.4.1 一般	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				2.10.4.2	<p>沿面距離の規定値は、規定する実効値動作電圧及び汚損度において、フラッシュオーバー又は絶縁破壊（例えば、トラッキングによる。）を生じないように決定しなければならない。</p> <p>2.10.4.2 材料グループ及び比較トラッキング指数 材料グループは、比較トラッキング指数（CTI）によって、次のように分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 材料グループ I：600 以上 - 材料グループ II：400 以上 600 未満 - 材料グループ IIIa：175 以上 400 未満 - 材料グループ IIIb：100 以上 175 未満 <p>材料グループは、50 滴の溶液 A を使用した JIS C 2134 に従った材料の試験データを評価することによって確認する。材料グループが不明の場合、材料グループ IIIb とみなす。</p>	
				2.10.4.3	<p>2.10.4.3 最小沿面距離 沿面距離は、表 2N に規定する該当する最小値以上でなければならない。</p>	
				2.10.5.1	<p>2.10.5.1 一般 2.10.5 において、固体絶縁（薄いシート状材料のものを除く。）及び絶縁コンパウンドに対する要求事項は、この目的のために使用するゲル状の材料にも適用する。固体絶縁は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 機器に侵入する過渡を含む過電圧及び機器内で発生する可能性があるピーク電圧が固体絶縁を破壊しないような寸法とする。 	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				2.10.5.2	2.10.5.2 絶縁物を通しての距離 設計が絶縁物を通しての距離に基づいている場合、これらの距離は、絶縁の適用（2.9参照）に従って、次のように決定しなければならない。 - ピーク動作電圧が 71V 以下の場合、絶縁物を通しての距離に関する要求事項はない。 - ピーク動作電圧が 71V を超える場合は、次による。 ・ 機能絶縁及び基礎絶縁については、絶縁物を通しての最小距離に関する要求事項はない。 ・ 付加絶縁又は強化絶縁は、単層の場合 0.4 mm 以上の絶縁物の厚さをもたなければならない。	
				2.10.5.3	2.10.5.3 固体絶縁としての絶縁コンパウンド コンポーネント又は部分組立品の中のそれぞれの絶縁物を通しての距離が 2.10.5.2 を満足し、単一のサンプルが 2.10.10 の試験に合格するように、コンポーネント又は部分組立品の外郭を絶縁コンパウンドによって完全に充填している場合は、最小の内部空間距離及び沿面距離の要求事項はない。	
				2.10.5.4	2.10.5.4 半導体デバイス 次の a) 又は b) のうちの一つを満足する半導体コンポーネント（例 オプトカプラ、図 F.17 参照）のケースを完全に充填している絶縁コンパウンドで構成された付加絶縁及び強化絶縁に対する絶縁物を通しての最小距離の要求事項はない。 a) 半導体コンポーネントは、次に適合しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				2. 10. 5. 5	<p>-2. 10. 11 の形式試験及び目視検査の基準に合格する。</p> <p>-5. 2. 2 の適切な値の試験電圧で、製造過程の耐電圧試験に対するルーチン試験に合格する。</p> <p>b) オプトカプラに限っては、IEC 60747-5-5 の要求事項を満足しなければならない。ただし、IEC 60747-5-5 の 5. 2. 6 に規定する次の試験電圧は、この規格の 5. 2. 2 の試験電圧の適切な値でなければならない。(以下略)</p> <p>2. 10. 5. 5 接合部 導電部分間の経路が絶縁コンパウンドで充填され、その絶縁コンパウンドが二つの非導電部分間 (図 F. 18 参照)、又は非導電部分とそのもの自身との間 (図 F. 16 及び図 F. 17 参照) で接合部を形成しているところでは、次の a)、b) 又は c) を適用する。</p> <p>a) 二つの導電部分間の経路に沿った距離は、汚損度 2 に対する最小空間距離及び最小沿面距離以上でなければならない。(以下略)</p>	
				2. 10. 5. 6	2. 10. 5. 6 前掲略	
				2. 10. 5. 8	2. 10. 5. 8 前掲略	
				2. 10. 5. 9	2. 10. 5. 9 前掲略	
				2. 10. 5. 10	2. 10. 5. 10 前掲略	
				2. 10. 5. 13	2. 5. 10. 13 巻線コンポーネント内の溶剤ベースのエナメル線	
					2. 3. 2. 1 の要求事項に適合するとみなす電气的分離をするために、巻線に溶剤ベースのエナメルを使用してもよい。	
				2. 10. 5. 14	2. 10. 5. 14 巻線コンポーネント内の追加の絶縁	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				2.10.6.1	<p>次の要求事項は、巻線又は他の線の絶縁に追加して備えた巻線コンポーネント内の絶縁に適用する。この絶縁には、例えば、次を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 巻線間の絶縁 - 巻線又は他の線と巻線コンポーネント内の他の導電部分と間の絶縁 <p>注記 巻線自身の絶縁は、2.10.5.12を参照する。</p> <p>ピーク動作電圧が 71V 以下の場合、寸法及び構造に関する要求事項はない。ピーク動作電圧が 71V を超える場合は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 機械的応力を受けない基礎絶縁については、寸法及び構造に関する要求事項はない。 - 付加絶縁又は強化絶縁は、次のいずれかでなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 単層で厚さが 0.4 mm 以上とする。 ・ 2.10.5.6 に適合する。 	
				2.10.6.2	<p>2.10.6.1 コーティングを施さないプリント配線板 コーティングを施さないプリント配線板の外部表面上の導体間の絶縁は、2.10.3（又は附属書 G）の最小空間距離の要求事項及び 2.10.4 の最小浴面距離の要求事項に適合しなければならない。</p> <p>2.10.6.2 コーティングを施したプリント配線板 適正なコーティング材で外部表面にコーティングを施したプリント配線板に対しては、コーティングを施す前の導体部分に、次の要求事項を適用しなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				2.10.6.3	<p>-表 2Q の最小分離距離に適合する。</p> <p>- 製造過程は、R.1 の例のような保証レベルと同等以上の品質管理プログラムに従っている。</p> <p>二重絶縁及び強化絶縁は、耐電圧に対するルーチン試験に合格する。</p> <p>2.10.6.3 プリント配線板の同一内部表面上の導体間の絶縁</p> <p>多層プリント配線板の内部表面（図 F.16 参照）上のあらゆる二つの導体間の経路は、2.10.5.5 の接合部の要求事項に適合しなければならない。</p>	
				2.10.6.4	<p>2.10.6.4 プリント配線板の異なる表面上の導体間の絶縁</p> <p>両面単層プリント配線板、多層プリント配線板及びメタルコアプリント配線板内の異なる表面上の導電部分間の付加絶縁又は強化絶縁は、次のいずれかでなければならない。</p> <p>- 0.4mm 以上の厚さをもつ。</p>	
				2.10.7	<p>-表 2R の仕様のうちの一つに適合し、関連した試験に合格する。</p> <p>2.10.7 コンポーネントの外部接続部</p> <p>実効沿面距離及び空間距離を大きくするために、コンポーネントの外部接続端子上に、コーティングを施してもよい（図 F.10 参照）。コーティングを施す前のコンポーネントには、表 2Q の最小分離距離を適用し、コーティングは品質管理条項を含めて 2.10.6.2 の要求事項を満足しなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				2. 10. 10	2. 10. 10 汚染度 1 環境及び絶縁コンパウンドについての試験 この試験は、汚損度 1 環境 [2. 10. 5. 5 b), 表 2N 又は表 G. 2 を使用するとき] の確認が要求されたとき、又は 2. 10. 5. 3 若しくは 2. 10. 12 で要求されたときに行う。	
				2. 10. 11	2. 10. 11 半導体デバイス及び接合部についての試験 2. 10. 5. 4 又は 2. 10. 5. 5 c) で要求がある場合、3 個のサンプルに 2. 10. 9 の一連の熱サイクル処理を行う。接合部の試験に先立ち、コンポーネント内で使用した溶剤ベースのエナメル巻線は、接合部に近接した金属はく、又は裸の線を数回巻き付けたものに置き換える。その 3 個のサンプルに次の試験を行う。 - サンプル 1 個については、熱サイクル処理中で T1 の最後の期間が終了した直後に 5. 2. 2 の関連する耐電圧試験を行う。	
				2. 10. 12	2. 10. 12 囲いを施した部分及び密閉した部分 じんあい及び湿気が入らないように封入又は密閉によって適切に囲いを施したコンポーネント若しくは部分組立品内部の空間距離及び浴面距離に対しては、汚損度 1 に対する値を適用する。	
				3. 1. 2	3. 1. 2 機械的損傷に対する保護 配線経路は滑らかで、かつ、とがった縁があってはならない。導体の絶縁物を損傷するおそれのある、ばり、冷却フィン、動く部分などに接触しないように配線を保護していなければならない。	
				3. 1. 3	3. 1. 3 内部配線の固定	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				3.1.4	内部配線は、次の可能性を減少させるように引き回し、保持、締付け又は固定を行わなければならない。 3.1.4 導体の絶縁 2.1.1.3b)で規定するものを除き、内部配線の各導体の絶縁被覆は、2.10.5の要求事項を満たし、かつ、5.2.2に規定する耐電圧試験に耐えるものでなければならない。	
				3.1.5	3.1.5 ビーズ及びセラミック絶縁物 導体上のビーズ及び類似のセラミック絶縁物は、次による。 - それらの位置が、危険が生じるような場所に移動することがないように固定又は保持する。 - とがった縁又はとがった角に接触していない。 ビーズが金属製の可とう電線管の中にある場合は、通常使用時の動きによって危険を生じないように電線管を取り付けるか、又は固定しない限り、それらは絶縁スリーブの中に収めなければならない。	
				3.1.6	3.1.6 前掲略	
				3.1.9	3.1.9 前掲略	
				3.1.10	3.1.10 前掲略	
				3.2.5.1	3.2.5.1 前掲略	
				3.2.7	3.2.7 機械的損傷に対する保護 電源コードは、機器の内部若しくは機器表面、又はコード引込口の開口部若しくは引込口ブッシングにある、鋭利な部分又は縁に接触しないようになっていなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				3.3.6	3.3.6 配線端子の設計 配線端子は、十分な接触圧をもち、かつ、導体に損傷を与えないようにして金属表面間で導体を固定するような構造でかけなければならない。(以下略)	
				3.5.1	3.5.1 前掲略	
				4.2.1	4.2.1 前掲略	
				4.3.8	4.3.8 前掲略	
				4.3.9	4.3.9 油及びグリース 内部配線、巻線、整流子、スリップリング及びこれに類するもの、並びに絶縁物一般が、油、グリース又は類似の物質にさらされる場合、絶縁はこれらの条件の下で劣化しないような適切な特性をもっていなければならない。	
				4.3.10	4.3.10 前掲略	
				4.5.3	4.5.3 材料の温度限度 材料及びコンポーネントの温度は、表 4B に規定する値を超えてはならない。	
				5.2.1	5.2.1 一般要求事項 機器に使用されている固体絶縁物は、十分な耐電圧をもっていなければならない。	
				5.3.2	5.3.2 前掲略	
				5.3.3	5.3.3 前掲略	
				5.3.4	5.3.4 機能絶縁 機能絶縁の場合、沿面距離及び空間距離は、次の a)~c) のいずれかの要求事項を満足しなければならない。二次回路と機能上接地を行うアクセスできない導電部分と	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				5.3.7	<p>の間の絶縁部分の場合、沿面距離及び空間距離は、次の a)~c) のいずれかを満足しなければならない。</p> <p>a) 2.10 (又は附属書 G) の機能絶縁に関する沿面距離及び空間距離の要求事項に適合する。</p> <p>b) 5.2.2 の機能絶縁に関する耐電圧試験に耐える。</p> <p>c) 短絡によって次のことを引き起こす可能性がある場合は短絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 火災の危険を引き起こす材料の過熱。ただし、過熱のおそれがある材料が、V-1 材の場合を除く。 - 感電の危険を引き起こす基礎絶縁、付加絶縁又は強化絶縁の熱的損傷。 <p>c) に対する適否の基準は、5.3.9 による。</p>	
				6.1.2.1	<p>6.1.2.1 要求事項</p> <p>6.1.2.2 で規定する例外事項に該当しない場合は、ネットワーク線との接続を意図する機器内部回路と、使用法によっては供試機器内で又は他の機器を介して接地される、任意の部分又は回路部との間は、絶縁しなければならない。絶縁部を橋絡するサージ抑制器は、次の式に示す最小動作定格電圧 U_{op} (例 ガス放電管の放電開始電圧) をもっていなければならない。</p>	
				6.2.1	<p>6.2.1 分離要求事項</p> <p>機器は、TNV-1 回路又は TNV-3 回路と機器の次の部分</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				7.3	<p>との間を適切に、かつ、電気的に分離していなければならない。</p> <p>a) 手に持つ可能性があるか、又は通常使用状態において人体との接触が継続してある機器の接地されていない導電部分又は非導電部分 (例: 電話機のハンドセット又はヘッドセット若しくはラップトップ又はノートブックコンピュータのパームレストの表面)</p> <p>b) 図 2A (2.1.1.1 参照) のテストフィンガで接触できる部分及び回路部。ただし、図 2C (2.1.1.1 参照) のテストプローブが接触できないコネクタの接点を除く。</p> <p>c) 他の機器に接続するために設けた SELV 回路, TNV-2 回路又は制限電流回路。その回路部に人がアクセス可能か否かとは関係なく、分離についての要求事項を適用する。</p> <p>これらの要求事項は、回路解析及び機器調査によって適切な保護を他の手段によって確保していることが明確である場合は適用しない。例えば、各々の回路が保護接地に恒久接続された二つの回路間。</p> <p>7.3 ケーブル分配システム上の過電圧に対する機器使用者の保護</p> <p>6.2 の要求事項及び試験を適用する。ただし、6.2 を通じて、“ネットワーク線” という用語を“ケーブル分配システム” に置き換える。ケーブル分配システムに 6.2 を適用するとき、同軸ケーブルの内部導体に直接接続する回路部だけに分離要求を適用する。同軸ケーブルのシールド部分に直接接続する回路部には、分離要求は適用</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				7.4.1	<p>しない。ただし、次の全てを適用する場合、6.2.1 a), b)及び c)の分離要求事項並びに試験は、ケーブル分配システムには適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 当該回路は、TNV-1 回路である。 - 当該回路のコモン側又は接地側が同軸ケーブルのシールド部分、並びにアクセス可能な全ての部分及び回路 (SELV 回路、アクセス可能な金属部及び制限電流回路がある場合は、これらも該当する。) に接続している。 - 同軸ケーブルのシールド部分は、建造物配線の接地線に接続することを意図している。 <p>7.4.1 一般要求</p> <p>一次回路とケーブル分配システムに接続する端子又はリード線との絶縁は、次のいずれかの試験に合格しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 屋外アンテナに接続することを意図した機器の場合は、7.4.2の電圧サージ試験-他のケーブル分配システムに接続することを意図した機器の場合は、7.4.3のインパルス試験機器が屋外アンテナ及び別のケーブル分配システムの両方に接続することを意図している場合は、7.4.2及び7.4.3の試験に合格しなければならない <p>抵抗器又は一群の抵抗器は、2.10.3又は附属書Gの最小空間距離に適合しなければならない。</p>	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	2.5 3.5.1 3.5.4	2.5 前掲略 3.5.1 前掲略 3.5.4 追加機器用のデータポート 追加機器又はアクセサリ(例 スキャナ、マウス、キー	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き					ボード、DVDドライブ、CD-ROMドライブ又はジョイスティック)の火災の危険を制限するために、追加機器又はアクセサリを接続するデータポートのSELV回路は、2.5を満足する有限電源から供給しなければならない。	
				4.3.7	4.3.7 前掲略	
				4.3.8	4.3.8 前掲略	
				4.3.10	4.3.10 前掲略	
				4.3.12	4.3.12 前掲略	
				4.5.3	4.5.3 前掲略	
				4.6.2	4.6.2 前掲略	
				4.6.4.3	4.6.4.3 メタライズした部分の使用 プラスチックバリア又はエンクロージャのメタライズした部分が、15 VA を超える電力が取り出せる回路から13 mm 以内のところにある場合、次のa)、b)又はc)の要求事項のいずれか一つを適用する。 a)取り出せる電力が2.5の限度値に適合する場合でも、外部からの金属物質は、4.6.4.1に従って侵入しないように制限しなければならない。 b)裸の導電部とメタライズしたバリア又はエンクロージャとの間にバリアを設けなければならない。 c)裸の導電部分から 13 mm 以内のところにあるエンクロージャ又はバリアの最も近いメタライズした部分とその裸の導電部分との間の直接の橋絡を模擬するための故障試験を実施しなければならない。	
				4.6.5	4.6.5 前掲略	
				4.7	4.7 前掲略	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き				5.3.3 5.3.9	5.3.3 前掲略 5.3.9 異常動作及び故障状態での適否の基準	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	4.5.1 4.5.4 4.6.4.2 4.6.5 5.3.3	4.5.1 前掲略 4.5.4 接触温度限度 操作者アクセスエリアにあるアクセス可能な部分の温度は、表4Cに規定する値を超えてはならない。 表4C 接触温度限度 4.6.4.2 前掲略 4.6.5 前掲略 5.3.3 前掲略	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	2.8.2 4.1 4.3.1 4.4.1 4.4.2 4.4.3 4.4.4 4.4.5.1	2.8.2 前掲略 4.1 前掲略 4.3.1 縁及び角 機器の縁又は角が、それらの機器の中での位置又は役割を考慮して、操作者に危険が生じるおそれがある場合は、丸め又は面取りの処理を施さなければならない。 4.4.1 前掲略 4.4.2 前掲略 4.4.3 前掲略 4.4.4 サービス従事者アクセスエリアにおける保護 サービス従事者アクセスエリアにおいては、機器の他の部分への修理点検などの保守作業中、危険な可動部に偶然に接触するおそれがないような保護手段を備えなければならない。 4.4.5.1 一般要求事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き					<p>機器は、回転しているファンブレードでけがをする可能性を最小とするような構造でなければならない。回転しているファンブレードでけがをする可能性は、各ファンブレードのKファクタを計算して決定する。</p> <p>(計算式)</p> <p>回転しているファンブレードでけがが引き起こす能力を次のように分類する。</p> <p>a) 次の式を満たす場合、回転しているファンブレードは痛みを引き起こさないとみなす。</p> <p>b) 次の式を満たす場合、回転しているファンブレードは痛みを引き起こし得るが、けがは引き起こさないとみなす。</p> <p>c) 上記 a) 及び b) に適合しない回転しているファンブレードは痛みを引き起こし得るとみなす。</p>	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.2.1 4.2.5 4.2.8	4.2.1 前掲略 4.2.5 衝撃試験 4.2.6 で規定する機器を除き、破損した場合に危険な部分に人がアクセスするおそれがあるエンクロージャの外面には、次の試験を行う。完全なエンクロージャのサンプル、又は補強を施していない最も大きな範囲を代表するエンクロージャの一部を、通常の位置に支持する。直径が約 50 mm で、質量が (500±25) g の固くて表面が滑らかな鋼球を、垂直距離 (H) 1.3 m (図 4A 参照) のところから試験サンプルの上に自然落下させる。 4.2.8 ブラウン管 160 mm を超える最大表示面寸法をもつブラウン管を機	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				4.2.9	器に含む場合、ブラウン管、又はブラウン管を正しく取り付けたエンクロージャのいずれかは、JIS C 6065 の18 に規定する機械的強度に関する要求事項に適合しなければならない。 4.2.9 高圧ランプ 高圧ランプの機械的エンクロージャは、通常使用時、又は操作者によるサービス時に操作者又は機器の側にいる者に危険を及ぼさないように、ランプが爆発した場合、それを封じ込めるだけの十分な強度をもっていなければならない。	
				4.2.10	4.2.10 壁又は天井に取り付ける機器 壁又は天井に取り付ける機器の取付手段は、適切なものでなければならない。	
				4.3.2	4.3.2 前掲略	
				4.3.4	4.3.4 前掲略	
				5.3.3	5.3.3 前掲略	
				5.3.9	5.3.9 前掲略	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	0.2 1.7.2.6 2.9.1 4.3.8 4.3.10	0.2 前掲略 1.7.2.6 前掲略 2.9.1 前掲略 4.3.8 前掲略 4.3.10 前掲略	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	4.3.13.1	4.3.13.1 一般要求事項 機器は、放射による人体への有害な影響、及び安全性に関係ある材料の損傷の危険性を軽減するように設計しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三 条続き			4.3.13.2	4.3.13.2 電離放射 電離放射線を発生する機器についての適否は、附属書 H の試験によって判定する。		
			4.3.13.3	4.3.13.3 材料の紫外線の影響 次の要求事項は、ランプの製造業者の指定に基づき、多量の紫外線を放射し、かつ、主に 180~400 nm のスペクトラム帯域を放射するランプを装備する機器だけに適用する。		
			4.3.13.4	4.3.13.4 人体の紫外線 (UV) への暴露 次の要求事項は、ランプの製造業者の指定に基づき、多量の紫外線を放射し、かつ、主に 180~400 nm のスペクトラム帯域を放射するランプを装備する機器だけに適用する。400nm 以下の紫外線が 90%以上減衰するガラスの焦点レンズを通じてだけ放射する可視光と紫外線の組合せを発生する機器は、可視光を放出する開口が他にない限り、この適用を除外する。 機器は、過度の紫外線を放射してはならない。紫外線放射は、次のいずれかでなければならない。 - 紫外線ランプのエンクロージャ、又は機器のエンクロージャによって適切に収納されている。 - IEC/TR 60825-9 に記載する適切な限界値を超えてはならない。通常の動作中、8 時間の暴露時間として適切な限界値でなければならない。保守及び清掃作業の間、紫外線ランプを点灯させる必要がある場合、その限られた時間については、より高い限界値であってもよい。適切な限界値は、これらの作業のために予測される時間で設		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三 条続き				4.3.13.5.1	<p>定し、取扱説明書及びサービス指示書に記載しなければならない。開いたときに上記の限度値よりも更に高い値の放射へのアクセスが可能な、使用者がアクセスする全ての扉又はカバーには、次のいずれかを表示しなければならない（1.7.12も参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> - “警告：開ける前に紫外線ランプを消す” 又は同等のもの - 記号 又は同等のもの上記は扉若しくはカバーのそばに、又は扉が機器から取り外せない場合は扉に表示してもよい。 <p>上記の表示は、扉若しくはカバーが開かれたときに紫外線ランプの電源を遮断する安全インタロックスイッチ（2.8参照）、又はその他の紫外線放射防止メカニズムをもつ扉若しくはカバーには必要としない。紫外線放射の図記号を機器に用いた場合は、上記の表示に類似した記号及び警告文と一緒に、取扱説明書及びサービス指示書に記載しなければならない。サービス従事者アクセスエリアで、上記で許容する値より更に高い放射部へのアクセスが可能であって、かつ、サービス中通電していることが必要である機器の場合は、次のいずれかを機器に表示しなければならない。</p> <p>4.3.13.5.1 レーザ（レーザダイオードも含む）</p> <p>次に許容するものを除き、機器はJIS C 6802, JIS C 6803及びJIS C 6804に従って分類し、ラベルを貼らなければならない。</p> <p>本質的にクラスIのレーザ機器、すなわち、より高いク</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三 条続き				4. 3. 13. 5. 2	<p>ラス番号のレーザ又はレーザダイオードを含まない機器には、レーザ警告ラベル及びその他のレーザの説明は必要としない。</p> <p>上記の除外を適用するために、レーザ又はレーザダイオードのデータは、JIS C 6802 に従って測定したときのクラス I の被ばく放出限界に適合するものでなければならない。データは、コンポーネント製造業者から取得でき(1.4.15 参照)、コンポーネント単独又は機器の中でその意図したとおりに適用したコンポーネントに対して適用できる。そのようなレーザ又はレーザダイオードは、180 nm～1 mm の波長範囲だけ放出するものでなければならない。</p> <p>4. 3. 13. 5. 2 発光ダイオード(LED)</p> <p>ランプ製造業者の仕様で 200～3000nm の波長範囲の光学的放射が JIS C 7550 及び IEC 62471 に規定する限度値を超える LED を含む機器は、JIS C 7550 及び IEC 62471 に規定された限度値を超える光学的放射が操作者アクセスエリアに現れる可能性を減らすための手段(例：インタロック、バリア、ガード又は同等のもの)を備えなければならない。LED を低電力で用いる場合、JIS C 7550 又は IEC 62471 に適合する必要はない。</p> <p>注記 1 LED の低電力の使用例には次のようなものがあり、通常適合する。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 表示灯 — 家庭用娯楽デバイスに用いるような赤外線デバイス — コンピュータとコンピュータ周辺機器などとの間の 	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三条続き				4.3.13.6	データ転送用の赤外線デバイス —オプトカプラ —その他、類似の低電力デバイス 4.3.13.6 その他の種類 その他の種類の放射については、適否は、目視検査によって判定する。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.3.8	5.3.8 前掲略	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	2.8.3 2.8.6 4.4.1	2.8.3 不遇の再発生 安全インタロックは、カバー、防護物、扉などが閉位置以外の状態で、何かの拍子に危険が再び発生することがないように設計しなければならない。図 2Aのテストフイニング (2.1.1.1参照) によって操作することができるアクセス可能な安全インタロックは、何かの拍子に危険を再び発生するおそれがあるものとみなす。安全インタロックスイッチの選択に当たっては、何かの拍子に不安全な状態を発生しないように、通常動作で生じる機械的衝撃力及び振動を考慮しなければならない。 2.8.6 前掲略 4.4.1 前掲略	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	2.8.3 2.8.6 4.4.1	2.8.3 前掲略 2.8.6 前掲略 4.4.1 前掲略	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.3.1	5.3.1 前掲略	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	1.5.5 1.6.2 2.6.3.2 2.6.3.3	1.5.5 相互接続ケーブル 機器の一部として備わっている相互接続ケーブルは、この規格の関連する要求事項に適合しなければならず、かつ、着脱又は非着脱の方式にかかわらず、この規格でいう危険があってはならない。 1.6.2 入力電流 定常状態における機器の入力電流は、通常負荷をかけた状態で、定格電流の110%以下でなければならない。 2.6.3.2 保護接地導体の寸法 機器とともに提供される電源コードの保護接地導体は、表 3B (3.2.5 参照) の最小導体寸法に適合しなければならない。ただし、クラス 0I 機器の保護接地用口出線導体及び接地接続線であって、単芯の場合は、次のいずれかでなければならない。 - 直径が 1.6 mm の軟銅線又はこれと同等以上の強さ及び太さをもち、容易に腐食しない金属線 - 断面積が 1.25 mm ² 以上の単芯コード又は単芯ケーブル。適否は、目視検査及び測定によって判定する。 2.6.3.3 保護ボンディング導体の寸法 保護ボンディング導体は、次の中の一つに適合しなければならない。 -表 3B (3.2.5 参照) の最小導体寸法	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き				<p>-2.6.3.4 の要求事項, 及びその回路の保護電流定格が 16 A を超える場合は, 表 2D の最小導体寸法</p> <p>- コンポーネントだけの場合は, そのコンポーネントへの電源供給用導体以上のものその回路の保護電流定格 (表 2D 及び 2.6.3.4 の試験に用いる。) は, 過電流保護デバイスの使用及び位置に依存する。保護電流定格は, 次の a), b) 又は c) の適用可能な一番小さいものを採用しなければならない。</p> <p>a) タイプ A プラグ接続形機器の場合, その保護電流定格は, 機器を保護するために外部 (例 建造物内の配線, 主電源のプラグ又は機器のラック) に備えられた最小 16 A の過電流保護デバイスの定格とする。</p> <p>b) タイプ B プラグ接続形機器及び恒久接続形機器 (2.7.1 参照) の場合, その保護電流定格は, 機器の外部に備えるために機器設置指示書に示した過電流保護デバイスの最大定格 (1.7.2.3 参照)。</p> <p>c) a) 又は b) の場合も, 過電流保護デバイスが機器の中又は一部として備えられているときは, その保護電流定格は, 接地が要求される回路又は部分を保護する過電流保護デバイスの定格とする。</p> <p>2.7.1 2.7.1 基本要事項 過電流, 短絡及び地絡に対する一次回路の保護が, 機器の一部として, 又は建造物の設備の一部として備わってなければならない。</p> <p>2.7.3 2.7.3 短絡に対するバックアップ保護 短絡に対する適切なバックアップ保護ができていない</p>		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き				2.7.4	<p>場合は、保護デバイスは流れ得る最大故障電流（短絡電流を含む。）を遮断するのに十分な遮断容量をもたなければならない。</p> <p>2.7.4 保護デバイスの数及び取付場所</p> <p>一次回路の保護システム又は保護デバイスは、故障電流が流れる通路（例えば、相導体間、相導体と中性線との間、相導体と保護接地用導体との間、又は相導体と保護ボンディング導体との間）に過電流が流れた場合に、それを検知し、その過電流を遮断するのに必要な数だけ、必要な場所に取り付けなければならない。</p> <p>機器が次のいずれかに該当する場合は、機器内の地絡故障に対する保護は要求しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 大地への接続がない場合 - 一次回路と大地に接続した全ての部分との間に二重絶縁又は強化絶縁がある場合。 	
				2.7.5	<p>2.7.5 複数のデバイスによる保護</p> <p>保護デバイスを電源の複数の極に用いる場合、その保護デバイスは同じ場所に取り付けなければならない。</p>	
				3.1.1	<p>3.1.1 電流定格及び過電流保護</p> <p>内部配線及び相互接続ケーブルは、通常負荷で機器を運転したときに流れる電流によって、導体の絶縁物がある最大許容温度を超えることがないように十分な大きさの断面積をもっていなければならない。</p>	
				3.2.5.1	<p>3.2.5.1 前掲略</p>	
				3.3.4	<p>3.3.4 端子に接続する導体寸法</p> <p>端子は、表 3D に示す公称断面積をもつ導体を接続でき</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					なければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	1.3.2	1.3.2 前掲略	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	別基準 (J55022) で規定
第十九条	表示等 (一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意 (家庭用品品質表示法 (昭和三十七年法律第四百号) によるものを除く。) を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	1.7.1.1 1.7.2.1 1.7.9 1.7.11 1.7.12 3.4.10 3.4.11 5.1.7.1	1.7.1.1 前掲略 1.7.2.1 前掲略 1.7.9 前掲略 1.7.11 耐久性 この規格で要求する表示は、耐久性があり、かつ、容易に判読できなければならない。表示の耐久性に関しては、通常使用による影響を考慮しなければならない。 1.7.12 取り外すことができる部分 この規格で要求する表示は、取り替えることによって表示が誤解される可能性が生じる場合は、取外し可能な部品の表面に行ってはならない。 3.4.10 前掲略 3.4.11 複数の電源 複数の電源 (例えば、異なる電圧の若しくは周波数、又はバックアップ電源のようなもの) から受電するユニットの場合は、遮断デバイスごとに、そのユニットから全ての電源を取り除くための必要な事項を適切に指示した容易に人目に付く表示をしなければならない。 5.1.7.1 前掲略	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条続き				5.1.8.2	5.1.8.2 前掲略	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の第三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	この規格の対象である情報技術機器は、長期使用製品安全表示制度の対象になっていない。
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限る、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6950-1(2012)+追補 1(2014) 規格名：情報技術機器-安全性-第1部：一般要求事項

白 紙

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	JIS C 61558-1 (以下、第1部) 4.1 6.101	第1部 4.1 変圧器は、製造業者の指示書によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。 6.101 定格無負荷出力電圧は、交流 15 000 V 以下でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 4.1 第1部 箇条 10 15.1.101 第1部 16.1	第1部 4.1 前掲略 第1部 箇条 10 入力電圧設定の変更 第1部 2 個以上の定格入力電圧のある変圧器は、電圧設定を工具を使わずには変更できないように構成する。 15.1.101 アークホーンは、発生する火花が繰り返し消滅するような構造でなければならない。試験中、変圧器の絶縁故障が生じてはならない。この試験の後、変圧器は、箇条 11 及び箇条 18 に規定する試験に耐えなければならない。 第1部 16.1 一般変圧器は適切な機械的強度をもち、通常の使用で予想され得る手荒い扱いに耐えるように構成しなければならない。試験後、変圧器にはこの規格の要求事	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				<p>項による損傷があつてはならない。特に、危険な充電部は、9.1.2 に規定するように検査したとき可触となつてはならない。絶縁隔壁は破損せず、ハンドル、レバー、ノブ及び同種のものはいずれのシャフト上で動いてはならない。</p> <p>箇条 19 構造（全細分箇条を含む）</p> <p>第1部 箇条20 第1部 箇条20 部品 スイッチ、プラグ、ヒューズ、ランプホルダ、コンデンサ、可とうケーブル、可とうコードなどの部品は、合理的に適用できる限り関連する JIS 又は該当する場合、電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和 37 年通商産業省令第 85 号）に適合しなければならない。また、20.1~20.11 に規定する部品に対する要求事項は、これらの部品規格に追加して適用する。</p> <p>第1部 21.1 第1部 21.1 変圧器の諸部品間の内部配線及び電気接続は、適切に保護するか、又は封入しなければならない。</p> <p>第1部 21.2 第1部 21.2 絶縁線が通過する金属板の開口部は 1.5 mm 以上の半径で丸められているか、又は、開口部は絶縁材料のブッシングを用いなければならない。</p> <p>第1部 21.3 第1部 21.3 非絶縁導体は互いの距離及びエンクロージャからの距離を適切に維持するように固定してなければならない。</p>		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第 2 項 続き				第 1 部 21.4	第 1 部 21.4 外部からの導体を入力又は出力端子に接続する場合、内部配線が緩んではならない。	
				第 1 部 22.2	第 1 部 22.2 入力及び出力の配線用に個別の入口がなければならない。	
				第 1 部 22.3	第 1 部 22.3 固定形変圧器は、それを通常の方法で支持物に固定した後、外部配線の単線又は可とうの導体を接続できるように設計しなければならない。	
				第 1 部 22.9	第 1 部 22.9 関連する第 2 部で他に規定しない限り、外部可とうケーブル又はコードは X 形取付け、Y 形取付け又は Z 形取付けによって変圧器に取り付けなければならない。	
				第 1 部 22.9.1	第 1 部 22.9.1Z 形取付けに関しては、変圧器のエンクロージャと外部可とうケーブル又はコードとを共にモールドすることがコードの絶縁に悪影響を及ぼしてはならない。	
				第 1 部 22.9.2	第 1 部 22.9.2 入口の開口部は、外部可とうケーブル又はコードの保護被覆が破損の危険なしに差し込めるよう設計し、そのような形状をもつか、又は入口にブッシングを使用しなければならない。 導体とエンクロージャとの間の絶縁は、導体の絶縁で構成し、更に、次を追加しなければならない。 － クラス 0 I 変圧器又はクラス I 変圧器については、少な	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第 2 項 続き				第 1 部 22.9.3	<p>くとも基礎絶縁</p> <ul style="list-style-type: none"> - クラス II 変圧器については、少なくとも二重又は強化絶縁 <p>第 1 部 22.9.3 入口ブッシングは、次の事項に適合しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 外部可とうケーブル又はコードに対する破損を防止するような形状で、 - 確実に固定でき、- 工具を使用せずに取外すことができず、 - 天然ゴム製であってはならない。ただし、クラス 0 I 変圧器又はクラス I 変圧器の、特別なコードをもつ X 形取付け、Y 形取付け及び Z 形取付け用の外部可とうケーブル又はコードのゴムシースと一体成形の部分である場合を除く。 	
				第 1 部 22.9.4	<p>第 1 部 22.9.4 運転中動くようなコードをもつ変圧器は、コードが変圧器に入る部分で過剰なたわみに対して適切に保護するように構成しなければならない。コードの保護物は、絶縁材料でできていてしっかりと固定していなければならない。適否は、図 7 に示す往復動部がある装置で行う次の試験によって判定する。往復動部は角度 90°（垂直の一方の側に 45°）で動き、Z 形取付けの曲げ回数は</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				第1部 22.9.5	<p>20 000 回，その他の取付けに対しては 10 000 回とする。</p> <p>曲げの速さは，毎分 60 回とする。</p> <p>第 1 部 22.9.5 外部可とうケーブル又はコードを用いることを意図した据置形変圧器及び可搬形変圧器は，導体の変圧器に接続される場所でねじれを含む応力を除去し，導体の絶縁物を磨耗から保護するためのコード固定部を備えなければならない。</p> <p>X 形取付けに対しては，次のようにコード固定部を設計し配置しなければならない。－ 通常の使用で締め付けたり緩めたりする場合，コードを破損せず，また，破損するおそれがなく，－ コードの締め付けねじが手で触れられたり，このねじが可触導電部と接触している場合，コードはこれらに触れることができない。</p> <p>沿面距離及び空間距離は，箇条 26 に規定する値未満に短縮してはならない。</p>	
				第1部 22.9.6	<p>第 1 部 22.9.6 接続のため内部に備えられる電源ケーブル又は外部可とうケーブル若しくはコードのスペースは，次による。</p> <p>a) 固定配線並びに X 形取付け及び Y 形取付けは，次の設計とする。</p> <p>－ カバーがある場合，取り付ける前に導体の適切な接続及</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第 2 項 続き				<p>び位置を確認できる、</p> <ul style="list-style-type: none"> - カバーがある場合、導体又はその絶縁物に損傷の危険を与えずにカバーを取り付けることができることを保証する、 - 可搬形変圧器については、X 形取付け及び Y 形取付けでコードが導体から滑り外れそうにない端末である場合を除き、導体の非絶縁端部は、端末から外れた場合、可触導電部と接触できないように設計しなければならない。 <p>第 1 部 23 外部導体用端子（全細分箇条を含む）</p> <p>第 1 部 24.1 絶縁破壊の場合充電し得るクラス 0 I 変圧器又はクラス I 変圧器の可触導電部は、変圧器内で保護接地接続端子に永久、かつ、確実に接続しなければならない</p> <p>第 1 部 24.2 固定配線への接続用の保護接地接続端子、及び X 形取付けによる保護接地接続端子は、箇条 23 の要求事項に適合しなければならない。</p> <p>第 1 部 24.52 ピンのプラグに接地用口出し線を設けたコードを使用したクラス 0 I 変圧器又は外部可とうケーブル又はコードのあるクラス I 変圧器については、端子の配置、又はコード固定部と端子との間の導体の長さは、コードがコード固定部から外れる場合に電流導体が保護接地接続導体の前に引張られるものでなければならない。</p>		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第 2 項 続き				第 1 部 25.3	第 1 部 25.3 絶縁材料に起こりうる縮み又は変形を補償するために金属部に十分な弾力性がない限り，電気接続部は陶器又は純マイカ以外の絶縁材料を通じて接触圧力が伝達されないように設計しなければならない。	
				第 1 部 25.4	第 1 部 25.4 シートメタルねじは，通電部の接続に使用してはならない。	
				第 1 部 25.5	第 1 部 25.5 変圧器の異なる部品の間を機械的に接続するねじは，接続部が通電したり，保護接地接続回路の一部となる場合は緩み止めに対して固定しなければならない。	
第三条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 15.1	第 1 部 15.1 一般 変圧器は，通常の使用中に起こり得る短絡又は過負荷によって危険となつてはならない。 第 1 部 15.2, 15.3 及び 15.4 の試験で変圧器をその定格周囲温度 (25℃又は ta) で運転したとき，温度は表 3 に示す値を超えてはならない。試験中，変圧器は炎，熔融金属，危険量の有毒又は発火ガスを放出してはならず，温度は表 3 に示す値を超えてはならない。すべての試験中及び試験後，変圧器は箇条 9 に適合しなければならない。試験後，おおよそ周囲温度まで冷却したとき，絶縁システムは 18.3 の耐電圧試験に合格しなければならない。	
				第 1 部 15.3.1	第 1 部 15.3.1 出力端子を短絡させる。組み込まれた過負	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				第1部 8.2	なければならない。 第1部 8.2 IP00 変圧器，又は機器用変圧器には，製造業者又は責任のある販売業者の名称（又は商標）及び形名（又はカタログ品番）だけを表示してもよい。その他の特性は，変圧器のデータシート又は変圧器に添付する製造業者の説明書に記載する。	
				第1部 8.3	第1部 8.3 変圧器が異なる定格入力電圧に対して調整できる場合，変圧器の調整された電圧は容易に，かつ，はっきりと識別できなければならない。	
				第1部 8.4	第1部 8.4 タップ又は複数の出力巻線をもつ変圧器には，次の表示をしなければならない。 －変圧器が出力電圧の頻繁な変更を伴う特殊な用途に意図されない限り，各タップ又は巻線に対する定格出力電圧。	
				第1部 8.5	第1部 8.5 ヒューズを組み込んだ非本質的耐短絡変圧器，及びヒューズで保護するように設計された非耐短絡変圧器には，該当する場合，関連する JIS に従いヒューズの時間－電流特性の記号を後又は前に置き，アンペア又はミリアンペアで保護ヒューズリンクの定格電流を表示する。	
				第1部 8.6	第1部 8.6 中性導体専用の端子は，中性の記号を表示する。	
				第1部 8.7	第1部 8.7 変圧器のデザインから明らかでない限り，変圧器はそれを接続する方法をはっきり示す表示と一緒に供	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				<p>第1部 8.8</p> <p>第1部 8.9</p> <p>第1部 8.10</p> <p>8.11</p>	<p>給しなければならない。</p> <p>第1部 8.8X形取付け，Y形取付け又はZ形取付けの変圧器については，指示書には次の情報又は同等のものを記載しなければならない。</p> <p>－特別に準備したコード付きのX形取付けに関して， “この変圧器の外部可とうケーブル又はコードが破損した場合は，製造業者又はサービス代理店で入手できる特別なコード又は組立品で取替える。”</p> <p>第1部 8.9 屋内専用の変圧器には対応する記号を表示する。</p> <p>第1部 8.10 クラスⅡ変圧器については，記号が技術情報の一部であることが明らかのように，また決して製造業者の名称その他の識別と混同されないように，電源情報の隣（例えば定格銘板上）に IEC 60417-5172(DB：2002-10)の図記号を表示する（IEC 61140 の 7.2.3 参照）。</p> <p>8.11 機器上又は指示書で記号を使用する場合，記号は次による。</p> <p>記号又は図記号 V</p> <p>説明又はタイトル ボルト（略）</p> <p>記号又は図記号（略）</p> <p>説明又はタイトル 出力巻線の一端を保護接地に接続する</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				<p>第1部 8.12</p> <p>第1部 8.13</p> <p>8.14</p> <p>第1部 箇条10</p> <p>第1部 22.8</p>	<p>本質的耐短絡点火変圧器 (略)</p> <p>第1部 8.12 調整装置の様々な位置及びスイッチの様々な位置は、数字、文字又は他の視覚手段によって示す。</p> <p>第1部 8.13 ねじ又はその他の簡単に取外しできる部品には表示しない。</p> <p>8.14 設置又は使用のため事前に特別な注意の必要がある場合、その情報を与えなければならない(カタログ、データシート又は説明書による)。</p> <p>変圧器の最終的な安全性は、最終的に変圧器を組み込む機器の制御装置に依存する。したがって、このことを指示書に明記しなければならない。</p> <p>第1部 箇条10 前掲略</p> <p>第1部 22.8 クラス I 変圧器の各電源コードは、変圧器の保護接地接続端子、及び該当するプラグの保護接地接続点に接続する緑/黄色のコードをもたなければならない。</p>	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<p>■該当</p> <p>□非該当</p>	<p>第1部 14.3</p> <p>15.1.101</p> <p>第1部 16.1</p>	<p>14.3 絶縁階級が明示されない絶縁システムの加速エージング試験該当する場合(14.2, 19.12.3 及び 26.3 参照)、変圧器の充電部(コア及び巻線)には次の加速エージング試験を実施する。</p> <p>15.1.101 前掲略</p> <p>第1部 16.1 前掲略</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				19.1.1	19.1.1 入出力巻線（一つ又は複数）間の絶縁は、少なくとも、基礎絶縁で構成しなければならない。 入力巻線と本体との間及び入力巻線と鉄心との間の絶縁は、定格入力電圧に従った寸法をもつ基礎絶縁によって構成しなければならない。出力回路（一つ又は複数）と本体との間及び出力回路（一つ又は複数）と鉄心との間の絶縁は、機能絶縁でなければならない。これらの絶縁は、15.101 及び 18.4 の試験によって十分に判定できる。	
				第 1 部 19.9	第 1 部 19.9 クラス II 変圧器の付加絶縁として使用する入力及び出力巻線を分離する絶縁材料、及び天然又は合成ゴム製部品は、耐劣化性をもつか、又は、どのような割れが生じようとも、沿面距離が箇条 26 に規定する値を下回って短縮しないように配置し寸法取りしていなければならない。	
				第 1 部 19.12.1	第 1 部 19.12.1 すべてのタイプの変圧器で、次を防止するための予防措置が講じられなければならない。 － 入力又は出力巻線又はこれらの巻線の一部の過度の変位、 － 内部配線又は外部接続用電線の過度の変位、 － 配線の破損又は接続の緩みの場合、巻線部又は内部配線の過度の変位。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				<p>第1部 箇条20 第1部 箇条20 前掲略</p> <p>第1部 22.9.4 第1部 22.9.4 前掲略</p> <p>第1部 22.9.5 第1部 22.9.5 前掲略</p> <p>第1部 24.3 第1部 24.3 保護接地接続端子のすべての部分は、これらの部分と接触する接地接続導体の銅、又はすべての他の金属との間の接触で生じる腐食の危険がないものでなければならない。</p> <p>第1部 26.3 第1部 26.3 絶縁物を通しての距離 (dti)付加絶縁、二重絶縁又は強化絶縁については、表 13、及び附属書 C.1 及び附属書 D.1 の欄 2)b), 2)c)及び 7)の角括弧内に示す絶縁物を通しての距離 (dti) とする。絶縁は JIS C 4003 及び IEC 60216 で与える耐熱材料分類又は 14.3 の試験を満足しなければならない。</p> <p>第1部 26.3.2 第1部 26.3.2 薄いシートの絶縁材料からなる絶縁の場合、絶縁にはあらゆる場所に規定数以上の層及び次の dti がなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 層が分離できないものである場合 [一つにのり (糊) 付けされている] ・ 3 層が必要である。 <p>第1部 14.3 の試験を満たすならば、絶縁物を通しての距</p>		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				第 1 部 28	<p>離に関する要求事項はない。</p> <p>第 1 部 28 耐腐食性</p> <p>そのさび（錆）によって変圧器が安全でなくなるような鉄部は適切に防せい（錆）保護しなければならない。</p>	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<p>箇条 7</p> <p>第 1 部 8.1</p> <p>第 1 部 8.9</p> <p>第 1 部 17.1</p> <p>第 1 部 17.2</p> <p>17.101</p> <p>第 1 部 19.16</p>	<p>箇条 7 分類（全細分箇条を含む）</p> <p>第 1 部 8.1 n) IP00 以外の場合、保護等級 IP の表示</p> <p>第 1 部 8.9 前掲略</p> <p>第 1 部 17.1 エンクロージャによって提供される保護等級（IP コード）</p> <p>IP00 として表示し、試験しなければならない IP1X を除き、変圧器の分類及び変圧器に表示した IP 特性数字によって、変圧器のエンクロージャにはじんあい（塵埃）、固形物及び湿気の侵入に対する保護等級を備えていなければならない。</p> <p>第 1 部 17.2 湿度処理</p> <p>変圧器は、通常の使用で発生し得る湿度条件に耐えなければならない。適否は、この細分箇条に記載する湿度処理及びその直後の箇条 18 の試験によって判定する。</p> <p>17.101 特定用途用変圧器は、IPX4 以上の保護等級を備えなければならない。</p> <p>第 1 部 19.16 200 VA 以下の定格出力の可搬形変圧器は、</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き				第1部 19.17 第1部 19.18	IP20 又はそれ以上の変圧器でなければならない。IPX0 の変圧器については、そのような変圧器は屋内使用だけに意図されていることを使用指示書で述べなければならない。 第1部 19.17 IPX1~IPX6 の変圧器には、最小 5 mm 径又は面積 20 mm ² で最小幅が 3 mm の効果的な排水口がなければならない。 第1部 19.18 IPX1 以上の変圧器は、該当する場合、一体成形プラグを備えなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 19.2 第1部 19.9 第1部 箇条20 第1部 21.2 第1部 21.5 第1部 22.5	第1部 19.2 セルロイドのように高い可燃性であることが明らかな材料は、変圧器の構成に使用してはならない。含浸されない限り、綿、絹、紙及びこれに類する繊維材料は、絶縁物として使用してはならない。ワックス及びこれに類する含浸物は、その移動（マイグレーション）が適切に制限されない限り、使用してはならない。 第1部 19.9 前掲略 第1部 箇条20 前掲略 第1部 21.2 前掲略 第1部 21.5 通常の使用で 14.1 によって与えられる限界値を超える温度にさらされる絶縁体は、耐熱及び非吸湿性の絶縁材料を備えなければならない。 第1部 22.5 IPX0 の変圧器及び IPX0 を超える“屋内専	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				第1部 22.6 第1部 22.8 第1部 22.9.4 第1部 27.1	用”の変圧器の電源コードは、次のいずれかでなければならぬ。 － 質量が 3 kg 以下の変圧器の場合、ライトビニルコード（コード記号 60227 IEC 52）以上、又はオーディナリータフゴムシース付きコード（コード記号 60245 IEC 53）。 第1部 22.6 変圧器が 16 A 以下の定格出力での入力電流をもつ単相可搬形変圧器である限り、電源コードは JIS C 8283 による電気器具接続器を用いたコードセットでもよい。 第1部 22.8 前掲略 第1部 22.9.4 前掲略 第1部 27.1 耐熱性（全細分箇条を含む） 絶縁材料製の変圧器のすべての部分は、耐熱性をもっていなければならない。	
第七条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	第1部 箇条9 第1部 9.1.1	第1部 箇条9 感電に対する保護 変圧器は（エンクロージャなどで）封入し、危険な充電部との偶然的接触に対する適切な保護を備え、コンデンサに蓄積された電荷による感電のリスクがないものでなければならない。 第1部 9.1.1 危険な充電部の決定 充電部は二重絶縁又は強化絶縁によって電源から分離し、	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号 続き				第1部 9.1.1.1	かつ，変圧器に定格入力電圧で給電したときに 9.1.1.1 又は 9.1.1.2 の要求事項を満たす場合は危険な充電部として扱わない。 第1部 9.1.1.1 電圧は交流35V ピーク又はリップルフリーの直流60V 以下でなければならない。	
				第1部 9.1.2	第1部 9.1.2 危険な充電部との接触変圧器は，危険な充電部との接触に対する適切な保護を備えた構造でなければならない。	
				第1部 15.1	第1部 15.1 前掲略	
				第1部 15.5.1	第1部 15.5.1 試験中，変圧器が故障したとき，遮断は入力回路でなければならない。 変圧器は安全に故障し，試験中及び試験後 15.5.2 の要求事項に適合しなければならない。	
				第1部 16.1	第1部 16.1 前掲略	
				第1部 19.7	第1部 19.7 抵抗器又はコンデンサによって可触導電部に接続された導電部は，二重絶縁又は強化絶縁によって危険な充電部から分離しなければならない。	
				第1部 19.11	第1部 19.11 ハンドル，レバー，ノブ及び同種のは絶縁材料でできているか，付加絶縁によって適切に覆われているか，又はこれらのシャフト又は固定具が絶縁不良のと	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号 続き				第1部 19.12.1 第1部 19.14 第1部 19.20 第1部 19.20.1 第1部 19.21 19.101 19.102 第1部 22.9.6 第1部 23.6	<p>き充電する可能性のある場合、こうした絶縁物によってシャフト又は固定具から分離していなければならない。</p> <p>第1部 19.12.1 前掲略</p> <p>第1部 19.14 感電を防止するカバーは、しっかりと固定しなければならない。固定には二つ以上の独立した手段によって達成し、そのうち一つは工具の使用を必要としない。</p> <p>第1部 19.20 SELV 及び PELV 回路の充電部は互いに、また他の回路から電気的に分離しなければならない。</p> <p>第1部 19.20.1 SELV 回路の充電部は、保護接地、充電部又は他の回路の部分となる保護接地導体に接続してはならない。</p> <p>第1部 19.21 FELV 回路については、直接又は間接の接触に対する保護を確保するため次の要求事項を満たさなければならない。</p> <p>19.101 出力回路（一つ又は複数）は、保護接地に接続しなければならない。</p> <p>19.102 鉄心は、保護接地に接続しなければならない。</p> <p>第1部 22.9.6 前掲略</p> <p>第1部 23.6 端子ブロック及びこれに類する装置は、それらの危険な充電部が触れられない場合でも、工具を使わず</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号 続き				第1部 23.7	には触れられないものでなければならない。 第1部 23.7 X 形取付けによる変圧器の端子又は端末は、導体を取り付けたときにより線の素線が外れる場合、充電部と可触導電部との間、また、クラスII変圧器の場合、充電部及び可触導電部から付加絶縁だけによって分離した導電部の間に、偶然の接触の危険がないように配置し、又は遮へい（蔽）しなければならない。	
				第1部 23.9	第1部 23.9 保護接地接続導体接続用の端子のねじ以外の端子のねじは可触導電部と接触してはならず、クラスII変圧器については、ねじをできる限り緩めた場合、基礎又は付加絶縁だけによって可触導電部から分離された導電部も接触してはならない。	
				第1部 H2.1	第1部 H2.1 前掲略	
第七条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	第1部 箇条9 第1部 9.1.1 第1部 9.1.1.2	第1部 箇条9 前掲略 第1部 9.1.1 前掲略 第1部 9.1.1.2 電圧が交流 35 V（ピーク）、又はリップルフリーの直流 60 V を超える場合、接触電流は次の値を超えてはならない。 -交流の場合：0.7 mA（ピーク） -直流の場合：2.0 Ma	
				第1部 9.2	第1部 9.2 危険な放電に対する保護一次入力プラグをもつ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第2号 続き					<p>変圧器の場合，プラグの刃は，プラグを引抜いてから1秒後に測定したとき，危険な充電部であってはならない。一次入力プラグをもたない変圧器の場合，変圧器の電源接続用端子は，電源の遮断から5秒後に測定したとき，危険な充電部であってはならない。</p> <p>第1部 15.1 第1部 15.1 前掲略</p> <p>15.1.101 15.1.101 前掲略</p> <p>第1部 16.1 第1部 16.1 前掲略</p> <p>第1部 17.2 第1部 17.2 前掲略</p> <p>第1部 18.1 第1部 18.1 絶縁抵抗，耐電圧及び漏えい電流 一般 変圧器の絶縁抵抗，耐電圧及び漏えい電流は適切でなければならない。</p> <p>19.1 19.1 入出力回路は，相互を電氣的に分離し，また，その構造は，意図的な動作による場合を除き，直接又は他の金属部を介して間接的にこれらの回路間にいかなる接続も生じない構造でなければならない。 適否は，箇条 18 及び箇条 26 を考慮に入れ，検査及び測定によって判定する。</p> <p>19.1.1 19.1.1 前掲略</p> <p>第1部 19.8 第1部 19.8 二重絶縁又は強化絶縁によって分離される導電部，例えば充電部及び本体又は一次回路及び二次回路</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第2号 続き				<p>第1部 19.12.1 19.19</p> <p>第1部 19.21</p> <p>第1部 19.22</p> <p>第1部 19.23</p>	<p>は、そのインピーダンスが変圧器の耐久期間中それほど変化しそうでない 2 個以上の別々の部品でできていれば、抵抗器又は Y2 コンデンサによって橋絡してよい（導電ブリッジ）。</p> <p>第1部 19.12.1 前掲略</p> <p>19.19 可とう性のあるケーブル又はコードを用いて接続するように設計した変圧器には、保護接地導体のある、取外しできない可とう性のあるケーブル又はコードが接続できなければならない。クラス I 据置形変圧器が取外しできない可とうケーブル又はコードを備えている場合、ケーブル又はコードは保護接地導体を備え、また、プラグは保護導体接点を備えなければならない。</p> <p>第1部 19.21 前掲略</p> <p>第1部 19.22 クラス II 変圧器には保護接地接続手段を施してはならない。しかし、端子がクラス II の絶縁によって可触導電部から絶縁されている限り、機器システム内に設置するように意図された固定したクラス II 変圧器は、変圧器内に接続をもたない保護接地接続導体の電氣的な連続性を維持するために内部端子をもつことができる。</p> <p>第1部 19.23 クラス III 変圧器には、保護接地接続手段を施してはならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第2号 続き				第1部 23.5 第1部 24 第1部 H2.1	第1部 23.5 固定配線の接続用に使う端子及びクラス0 I 変圧器を除く X 形取付けの端子は、異なる極性のそれらの関連する端子、及びある場合は、保護接地接続端子の近くに配置しなければならない。 第1部 24 保護接地接続（全細分箇条を含む） 第1部 H2.1 前掲略	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 14.1 第1部 14.3 第1部 15.1 15.1.101 第1部 15.5.1 第1部 16.1 第1部 17.1 第1部 17.2 第1部 18.1 19.1 19.1.1 19.1.2	第1部 14.1 温度上昇 一般要求事項 変圧器及びその支持物は通常の使用では過熱してはならない 第1部 14.3 前掲略 第1部 15.1 前掲略 15.1.101 前掲略 第1部 15.5.1 前掲略 第1部 16.1 前掲略 第1部 17.1 前掲略 第1部 17.2 前掲略 第1部 18.1 前掲略 19.1 前掲略 19.1.1 前掲略 19.1.2 中間導電部を本体又は鉄心に接続せずに入出力巻線間に配置する変圧器の場合、中間導電部と入力巻線との	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				第 1 部 19.6	間、又は中間導電部と出力巻線との間の絶縁は、少なくとも基礎絶縁によって構成しなければならない。基礎絶縁は、定格入力電圧に従ったものでなければならない。 第 1 部 19.6 クラス 0 I 変圧器，クラス I 変圧器及びクラス II 変圧器については，いずれかの電線，ねじ，ナット，ワッシャー，ばね又はこれに類するものが緩んだり位置から抜けた場合，これらの変圧器は通常の使用で，付加絶縁又は強化絶縁を越えての沿面距離又は空間距離，及び入力と出力の端子との間の距離が箇条 26 に規定する値の 50 %未満に短縮することがないように構成しなければならない。クラス 0 I 変圧器については，更に，基礎絶縁の沿面距離及び空間距離の値が減少して箇条 26 に規定した値を下回る場合，通常の使用時における機械的ストレスに耐えるよう確実に固定しなければならない。	
				第 1 部 19.9	第 1 部 19.9 前掲略	
				第 1 部 19.12.1	第 1 部 19.12.1 前掲略	
				第 1 部 19.12.2	第 1 部 19.12.2 ほつれ止めなしのボビン（フランジなしのボビン）を使用する場合，各層の最後の巻きは変位を防止しなければならない。	
				第 1 部 19.12.3	第 1 部 19.12.3 基礎絶縁，付加絶縁又は強化絶縁を与える絶縁システム内の絶縁巻線は，次の要求を満たさなければ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き					<p>ならない。</p> <p>a)巻線の絶縁が追加の中間絶縁なしに巻線部品に基礎絶縁を与えるために使用する場合は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 絶縁電線は、附属書 K に適合しなければならない。 － 一つの絶縁巻線の絶縁は、1 層以上で構成していなければならない。 <p>19.19 前掲略</p> <p>第 1 部 19.20 第 1 部 19.20 前掲略</p> <p>第 1 部 19.20.2 第 1 部 19.20.2PELV 回路については、次の要求事項を満たさなければならない。直接接触に対する保護は、表 8a による二重又は強化絶縁用の試験電圧に合格できる絶縁物によって確保する。</p> <p>第 1 部 19.21 第 1 部 19.21 前掲略</p> <p>第 1 部 21.1 第 1 部 21.1 前掲略</p> <p>第 1 部 21.3 第 1 部 21.3 前掲略</p> <p>第 1 部 21.4 第 1 部 21.4 外部からの導体を入力又は出力端子に接続する場合、内部配線が緩んではならない。</p> <p>第 1 部 22.9.1 第 1 部 22.9.1 前掲略</p> <p>第 1 部 22.9.2 第 1 部 22.9.2 前掲略</p> <p>第 1 部 22.9.3 第 1 部 22.9.3 前掲略</p> <p>第 1 部 22.9.5 第 1 部 22.9.5 前掲略</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				第 1 部 23.1	第 1 部 23.1 固定配線に永久に接続することを意図した変圧器，及び Y 形又は Z 形取付けによって外部可とうコードに接続するもの以外の変圧器は，ねじ，ナット又は同等の効果的な接続端子を用いなければならない。 導体のはんだ付けした接合部で破断するとき，危険な充電部と他の導電部との間の沿面距離及び空間距離が箇条 26 に規定する値の 50%未満まで短縮しないように隔壁が装備されている場合を除き，導体をその位置に維持するためにはんだ付けだけに依存しないように導体が配置され又は固定されていれば，X 形取付けの変圧器に対してはんだ付け接続を外部導体用に使用することができる。	
				第 1 部 23.3	第 1 部 23.3 Y 形取付け又は Z 形取付けを除き，締付手段を締めたり緩めたりする場合，端子が緩くならず，内部巻線に応力がかからず，沿面距離及び空間距離が箇条 26 の規定値を下回って短縮しないように端子を取り付けなければならない。	
				26.1	26.1 グループ IIIa (JIS C 0664 参照) 用の沿面距離，空間距離及び絶縁物を通しての距離は表 13 に示す値以上でなければならない。	
				第 1 部 26.2.3	第 1 部 26.2.3 セメント接合絶縁部セメント接合部又は一つに接着された部分をもつ変圧器については，接合部を通	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				第1部 26.2.4.1	した最小沿面距離及び空間距離は要求しない。絶縁物を通しての距離 (dti) だけを適用する。この場合、JIS C 0664 の 4.1.1.2.1 (インパルス耐電圧試験) を満足しなければならない。	
				第1部 26.2.4.1	第1部 26.2.4.1 じんあい及び湿気の侵入に対して封入された又は密封された部分を備え、次の試験を満足する変圧器については、最小規定沿面距離は汚損度 1 (P1) の低減値でよい。この場合、JIS C 0664 の 4.1.1.2.1 (インパルス耐電圧試験) を満たさなければならない。	
				第1部 26.2.4.2	第1部 26.2.4.2 じんあい及び湿気の侵入に対して封入された、又は密閉された部分を備え、次の試験を満足する変圧器については、最小沿面距離及び空間距離は不要である。絶縁物を通しての距離 (dti) の値だけを適用する。この場合、JIS C 0664 の 4.1.1.2.1 (インパルス耐電圧試験) も満足しなければならない	
				第1部 26.3	第1部 26.3 前掲略	
				第1部 26.3.2	第1部 26.3.2 前掲略	
				第1部 27.4	第1部 27.4 耐トラッキング性	
					IPX0 以外の IP 定格の変圧器については、導電部をその位置に保持する絶縁部は、汚損度 3 にさらされる場合、少なくとも材料グループ IIIa に相当するトラッキングに	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				第 1 部 H3.1	対して耐性をもたなければならない。 第 1 部 H3.1 基礎絶縁だけによって分離された異なる極性をもつ充電部については、これらの沿面距離及び空間距離を順次短絡させて H.2 の要求事項を満たせば、その沿面距離及び空間距離は箇条 26 に規定する値より小さい値でもよい。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 14.1 第 1 部 15.1 15.1.101 第 1 部 15.5.1 19.1.1 第 1 部 19.2 第 1 部 27.3 第 1 部 27.3.1 第 1 部 27.3.2 第 1 部 H2.1	第 1 部 14.1 前掲略 第 1 部 15.1 前掲略 15.1.101 前掲略 第 1 部 15.5.1 前掲略 19.1.1 前掲略 第 1 部 19.2 前掲略 第 1 部 27.3 耐火性 絶縁材料による変圧器のすべての部品は、耐着火性及び耐延焼性をもたなければならない。 第 1 部 27.3.1 外部可触部 絶縁材料の外部の部分は、耐着火性及び耐拡散性をもたなければならない。 第 1 部 27.3.2 内部の部分 所定の位置にある通電部を（所定の位置に）保持する絶縁材料の部分は、耐着火性及び耐拡散性をもたなければならない。 第 1 部 H2.1 前掲略	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	第 1 部 14.1	第 1 部 14.1 前掲略	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条 続き		体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 15.1	第 1 部 15.1 前掲略	
第 十 一 条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 4.1	第 1 部 4.1 前掲略	
第 十 一 条第 2 項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 16.1 第 1 部 19.6 第 1 部 19.10 第 1 部 19.12.1 第 1 部 箇条 20 第 1 部 22.9.4 第 1 部 22.9.5	第 1 部 16.1 前掲略 第 1 部 19.6 前掲略 第 1 部 19.10 絶縁塗装によって偶然の接触に対して危険な充電部の保護を確保する場合、この塗装は次の試験に合格しなければならない。 a) エージング試験 b) 衝撃試験 c) 引っかけ試験 第 1 部 19.12.1 前掲略 第 1 部 箇条 20 前掲略 第 1 部 22.9.4 前掲略 第 1 部 22.9.5 前掲略	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				第1部 25.1 第1部 25.2 第1部 25.6	第1部 25.1 電氣的又はその他のねじ接続部は、通常の使用で生じる機械的応力に耐えなければならない。 第1部 25.2 絶縁材料のめねじに使用するねじは、かん合の長さが 3 mm にねじの公称直径の 1/3 を加えた長さ、又は 8 mm のどちらか短い方以上でなければならない。 第1部 25.6 ねじグランドは、次の試験に適合しなければならない。 ねじグランドはパッキングの内径未満で一番近いミリメートルの直径の円筒形の金属棒を取り付ける。次に、表 12 に示す力をグランドの軸から 250 mm の点で 1 分間スパナに加えて、適切なスパナによってグランドを締め付ける。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	第1部 15.1	第1部 15.1 前掲略	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	第1部 4.1	第1部 4.1 前掲略	
第十四	使用方法を考慮	電気用品は、当該電気用品に通常想定される	■該当	第1部 15.1	第1部 15.1 前掲略	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条	した安全設計	無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当			
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	充電部の露出は無く、動力源、熱源が無いことから、始動、再始動及び停止による危険は想定されないと考えられるため、非該当が妥当と思われる。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	充電部の露出は無く、動力源、熱源が無いことから、始動、再始動及び停止による危険は想定されないと考え

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五 条第2項 続き						られるため、非 該当が妥当と思 われる。
第十五 条第3項	始動、再始動及 び停止による危 害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体 に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお それがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	充電部の露出は 無く、動力源、 熱源が無いこと から、始動、再 始動及び停止に よる危険は想定 されないと考え られるため、非 該当が妥当と思 われる。
第十六 条	保護協調及び組 合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系 統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異 常な電流に対する安全装置が確実に作動す るよう安全装置の作動特性を設定するとと もに、安全装置が作動するまでの間、回路が 異常な電流に耐えることができるものとす る。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部箇条10 11.1 11.2	第1部 箇条10 前掲略 11.1 パルス形点火装置以外の場合、その出力電流は、10% を超えて定格短絡出力電流と異なってはならない。 11.2 無負荷出力電圧は、定格出力電圧が 6kV 以下のもの は 10%、6kV を超えるものは 5%を超えて、定格無負荷 出力電圧と異なってはならない。ただし、パルス形点火装 置の場合、その無負荷出力電圧は、定格出力電圧の 90 % 以上でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き				15.1.101 19.1.1 第1部 箇条20 第1部 22.1 第1部 22.7 第1部 H2.4	15.1.101 前掲略 19.1.1 前掲略 第1部 箇条20 前掲略 第1部 22.1 この箇条で規定するすべてのケーブル，可とうコード及び接続手段には，これらを接続する変圧器の定格に適した適切な電流及び電圧の定格がなければならない。 第1部 22.7 外部可とうケーブル又はコードの公称断面積は，表 9 に示す値以上でなければならない。 第1部 H2.4 第1部 H2.3 に規定する任意の故障条件によって変圧器の安全性がヒューズの遮断に依存する場合は，ヒューズを電流計と取り替えて試験を繰り返す。{電流ヒューズの選定のための試験}	
第十七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 4.1	第1部 4.1 前掲略	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	第1部 8.15	第1部 8.15 表示は耐久性があり容易に判読可能でなけれ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条		注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 8.15A	ばならない。 第 1 部 8.15A クラス 0 I 変圧器には、電源プラグ又は本体の見やすい箇所に次の内容の表示をしなければならない。	
第二十条第 1 項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三 第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に至るおそれがある旨				
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-3:2014 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

白 紙

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	JIS C 61558-1 (以下、第 1 部) 4.1 6.101	第 1 部 4.1 変圧器は、製造業者の指示書によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。 6.101 定格出力電圧は、交流 250V 以下でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 4.1 第 1 部 箇条 10 第 1 部 12 12.101 12.102	第 1 部 4.1 前掲略 第 1 部 箇条 10 入力電圧設定の変更 2 個以上の定格入力電圧のある変圧器は、電圧設定を工具を使わずには変更できないように構成する。 第 1 部 12 それぞれの異なるタイプの変圧器については、無負荷出力電圧制限に関する要求事項を第 2 部で規定する。整流器を組み込んだ変圧器については、整流器の入力端子及び出力端子が端子又は端末に接続されている場合、これらの両端で出力電圧を測定する。 12.101 無負荷出力電圧は、交流 275V 以下でなければならない。 12.102 無負荷出力電圧と負荷時出力電圧との差は、過大	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				16.1	<p>であってはならない。</p> <p>16.1 機械的強度 一般</p> <p>変圧器は適切な機械的強度をもち、通常の使用で予想され得る手荒い扱いに耐えるように構成しなければならない。</p> <p>かみそり用電源装置については、16.101 の試験によって適否を判定する。</p>	
				箇条 19	<p>箇条 19 構造 (全細分箇条を含む)</p>	
				箇条 20	<p>箇条 20 部品</p> <p>スイッチ、プラグ、ヒューズ、ランプホルダ、コンデンサ、可とうケーブル、可とうコードなどの部品は、合理的に適用できる限り関連する JIS 又は該当する場合、電気用品の技術上の基準を定める省令 (昭和 37 年通商産業省令第 85 号) に適合しなければならない。また、20.1~20.11 に規定する部品に対する要求事項は、これらの部品規格に追加して適用する。</p>	
				第1部 21.1	<p>第1部 21.1 変圧器の諸部品間の内部配線及び電気接続は、適切に保護するか、又は封入しなければならない。</p>	
				第1部 21.2	<p>第1部 21.2 絶縁線が通過する金属板の開口部は 1.5 mm 以上の半径で丸められているか、又は、開口部は絶縁材料のブッシングを用いなければならない。</p>	
				第1部 21.3	<p>第1部 21.3 非絶縁導体は互いの距離及びエンクロージャ</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				22.2	からの距離を適切に維持するように固定してなければならない。 22.2 入力及び出力の配線用に個別の入口がなければならない。外部配線用の入口及び出口の開口部は、コードの保護被覆が破損の危険なしに差し込むことができるように設計しなければならない。 かみそり用電源装置は、取付箱をもつか、又は取付箱とともに用いるように設計しなければならない。	
				第1部 22.3	第1部 22.3 固定形変圧器は、それを通常の方法で支持物に固定した後、外部配線の単線又は可とうの導体を接続できるように設計しなければならない。	
				第1部 22.9	第1部 22.9 関連する第2部で他に規定しない限り、外部可とうケーブル又はコードは X 形取付け、Y 形取付け又は Z 形取付けによって変圧器に取り付けなければならない。	
				第1部 22.9.1	第1部 22.9.1Z 形取付けに関しては、変圧器のエンクロージャと外部可とうケーブル又はコードとを共にモールドすることがコードの絶縁に悪影響を及ぼしてはならない。	
				第1部 22.9.2	第1部 22.9.2 入口の開口部は、外部可とうケーブル又はコードの保護被覆が破損の危険なしに差し込めるよう設計し、そのような形状をもつか、又は入口にブッシングを	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				<p>第1部 22.9.3</p> <p>使用しなければならない。 導体とエンクロージャとの間の絶縁は、導体の絶縁で構成し、更に、次を追加しなければならない。 - クラス 0 I 変圧器又はクラス I 変圧器については、少なくとも基礎絶縁 - クラス II 変圧器については、少なくとも二重又は強化絶縁</p> <p>第1部 22.9.3 入口ブッシングは、次の事項に適合しなければならない。 - 外部可とうケーブル又はコードに対する破損を防止するような形状で、 - 確実に固定でき、- 工具を使用せずに取外すことができず、 - 天然ゴム製であってはならない。ただし、クラス 0 I 変圧器又はクラス I 変圧器の、特別なコードをもつ X 形取付け、Y 形取付け及び Z 形取付け用の外部可とうケーブル又はコードのゴムシースと一体成形の部分である場合を除く。</p> <p>第1部 22.9.4</p> <p>第1部 22.9.4 運転中動くようなコードをもつ変圧器は、コードが変圧器に入る部分で過剰なたわみに対して適切に保護するように構成しなければならない。コードの保護</p>		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 2 項 続き				第 1 部 22.9.5	<p>物は、絶縁材料でできていてしっかりと固定していなければならない。適否は、図 7 に示す往復動部がある装置で行う次の試験によって判定する。往復動部は角度 90°（垂直の一方の側に 45°）で動き、Z 形取付けの曲げ回数は 20 000 回、その他の取付けに対しては 10 000 回とする。曲げの速さは、毎分 60 回とする。</p> <p>第 1 部 22.9.5 外部可とうケーブル又はコードを用いることを意図した据置形変圧器及び可搬形変圧器は、導体に変圧器に接続される場所でねじれを含む応力を除去し、導体の絶縁物を磨耗から保護するためのコード固定部を備えなければならない。</p> <p>X 形取付けに対しては、次のようにコード固定部を設計し配置しなければならない。－ 通常の使用で締め付けたり緩めたりする場合、コードを破損せず、また、破損するおそれがなく、－ コードの締め付けねじが手で触れられたり、このねじが可触導電部と接触している場合、コードはこれらに触れることができない。</p> <p>沿面距離及び空間距離は、箇条 26 に規定する値未満に短縮してはならない。</p>	
				第 1 部 22.9.6	<p>第 1 部 22.9.6 接続のため内部に備えられる電源ケーブル又は外部可とうケーブル若しくはコードのスペースは、次</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 2 項 続き				による。 a)固定配線並びに X 形取付け及び Y 形取付けは、次の設計とする。 - カバーがある場合、取り付ける前に導体の適切な接続及び位置を確認できる、 - カバーがある場合、導体又はその絶縁物に損傷の危険を与えずにカバーを取り付けることができることを保証する、 - 可搬形変圧器については、X 形取付け及び Y 形取付けでコードが導体から滑り外れそうにない端末である場合を除き、導体の非絶縁端部は、端末から外れた場合、可触導電部と接触できないように設計しなければならない。 第 1 部 23 外部導体用端子（全細分箇条を含む） 第 1 部 24.1 絶縁破壊の場合充電し得るクラス 0 I 変圧器又はクラス I 変圧器の可触導電部は、変圧器内で保護接地接続端子に永久、かつ、確実に接続しなければならない 第 1 部 24.2 固定配線への接続用の保護接地接続端子、及び X 形取付けによる保護接地接続端子は、箇条 23 の要求事項に適合しなければならない。 第 1 部 24.5 第 1 部 24.5 2 ピンのプラグに接地用口出し線を設けたコードを使用したクラス 0 I 変圧器又は外部可とうケーブル		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 2 項 続き				第 1 部 25.3 第 1 部 25.4 第 1 部 25.5	ル又はコードのあるクラス I 変圧器については、端子の配置、又はコード固定部と端子との間の導体の長さは、コードがコード固定部から外れる場合に電流導体が保護接地接続導体の前に引張られるものでなければならない。 第 1 部 25.3 絶縁材料に起こりうる縮み又は変形を補償するために金属部に十分な弾力性がない限り、電気接続部は陶器又は純マイカ以外の絶縁材料を通じて接触圧力が伝達されないように設計しなければならない。 第 1 部 25.4 シートメタルねじは、通電部の接続に使用してはならない。 第 1 部 25.5 変圧器の異なる部品の間を機械的に接続するねじは、接続部が通電したり、保護接地接続回路の一部となる場合は緩み止めに対して固定しなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	第 1 部 15.1	第 1 部 15.1 短絡及び過負荷に対する保護 一般 変圧器は、通常の使用中に起こり得る短絡又は過負荷によって危険となつてはならない。 15.2、15.3 及び 15.4 の試験で変圧器をその定格周囲温度（25°C又は ta）で運転したとき、温度は表 3 に示す値を超えてはならない。試験中、変圧器は炎、溶融金属、危険量の有毒又は発火ガスを放出してはならず、温度は表 3 に示す値を超えてはならない。すべての試験中及び試験	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 1 項 続き				第 1 部 15.3.1 第 1 部 27.2 第 1 部 H2.1	後、変圧器は箇条 9 に適合しなければならない。試験後、おおよそ周囲温度まで冷却したとき、絶縁システムは 18.3 の耐電圧試験に合格しなければならない。 第 1 部 15.3.1 出力端子を短絡させる。組み込まれた過負荷保護装置は、入力電圧が定格入力電圧の 0.9~1.1 倍のいずれの値においても温度が表 3 に示す値を超える前に作動しなければならない。 27.2 IP20 以上の変圧器は、故障条件下で、発火源として作用してはならず、巻線間の絶縁破壊が生じてはならない。さらに、危険な充電部が可触であってはならない。 第 1 部 H2.1 電子回路は、故障状態が感電、火災又は危険な機能故障に関して変圧器を危険にしないよう設計して使用する。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	8.1	8.1 変圧器には、次の事項を表示する。 a) ボルトでの定格入力電圧又は定格入力電圧範囲。 b)~g) (略) h) 変圧器の種類を示す 8.11 による記号。 i)~m) (略) n) 変圧器については、IP00 よりも高い場合、保護等級 IP の表示。 o)~u) (略)	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 2 項 続き				第 1 部 8.2	第 1 部 8.2 IP00 変圧器，又は機器用変圧器には，製造業者又は責任のある販売業者の名称（又は商標）及び形名（又はカタログ品番）だけを表示してもよい。その他の特性は，変圧器のデータシート又は変圧器に添付する製造業者の説明書に記載する。	
				第 1 部 8.3	第 1 部 8.3 変圧器が異なる定格入力電圧に対して調整できる場合，変圧器の調整された電圧は容易に，かつ，はっきりと識別できなければならない。	
				第 1 部 8.4	第 1 部 8.4 タップ又は複数の出力巻線をもつ変圧器には，次の表示をしなければならない。 －変圧器が出力電圧の頻繁な変更を伴う特殊な用途に意図されない限り，各タップ又は巻線に対する定格出力電圧。	
				第 1 部 8.5	第 1 部 8.5 ヒューズを組み込んだ非本質的耐短絡変圧器，及びヒューズで保護するように設計された非耐短絡変圧器には，該当する場合，関連する JIS に従いヒューズの時間－電流特性の記号を後又は前に置き，アンペア又はミリアンペアで保護ヒューズリンクの定格電流を表示する。	
				第 1 部 8.6	第 1 部 8.6 中性導体専用の端子は，中性の記号を表示する。	
				8.7	8.7 変圧器のデザインから明らかでない限り，変圧器はそれを接続する方法をはっきり示す表示と一緒に供給しな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				第1部 8.8	<p>なければならない。単極スイッチをもつかみそり用電源装置の場合、スイッチは、活線側に接続しなければならない。</p> <p>第1部 8.8 X形取付け、Y形取付け又はZ形取付けの変圧器については、指示書には次の情報又は同等のものを記載しなければならない。</p> <p>－特別に準備したコード付きのX形取付けに関して、 “この変圧器の外部可とうケーブル又はコードが破損した場合は、製造業者又はサービス代理店で入手できる特別なコード又は組立品で取替える。”</p>	
				第1部 8.9	<p>第1部 8.9 屋内専用の変圧器には対応する記号を表示する。</p>	
				第1部 8.10	<p>第1部 8.10 クラスⅡ変圧器については、記号が技術情報の一部であることが明らかなように、また決して製造業者の名称その他の識別と混同されないように、電源情報の隣（例えば定格銘板上）に IEC 60417-5172(DB：2002-10)の図記号を表示する（IEC 61140 の 7.2.3 参照）。</p>	
				8.11	<p>8.11 機器上又は指示書で記号を使用する場合、記号は次による。</p> <p>記号又は図記号 V</p> <p>説明又はタイトル ボルト (略)</p> <p>記号又は図記号 (略)</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				第1部 8.12 8.13 第1部 8.14 8.100A 第1部 箇条10 第1部 22.8	説明又はタイトル かみそり用電源装置及びかみそり用変圧器 第1部 8.12 調整装置の様々な位置及びスイッチの様々な位置は、数字、文字又は他の視覚手段によって示す。 8.13 ねじ又はその他の簡単に取外しできる部品には表示しない。 かみそり用電源装置については、装置を通常使用の場合と同様に取り付けたときに見えるように、エンクロージャの正面に定格出力電圧及び 8.11 の記号を表示しなければならない。 第1部 8.14 設置又は使用のため事前に特別な注意の必要がある場合、その情報を与えなければならない(カタログ、データシート又は説明書による)。 8.100A 変圧器には、電気設備技術基準の解釈第 218 条 (IEC60364 規格の適用) に従って配線するものである旨を表示しなければならない。 第1部 箇条10 前掲略 第1部 22.8 クラス I 変圧器の各電源コードは、変圧器の保護接地接続端子、及び該当するプラグの保護接地接続点に接続する緑/黄色のコードをもたなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であ	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 14.3	第1部 14.3 絶縁階級が明示されない絶縁システムの加速エージング試験該当する場合 (14.2, 19.12.3 及び 26.3 参	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き	維持	るものとする。		<p>照)，変圧器の充電部（コア及び巻線）には次の加速エージング試験を実施する。</p> <p>16.1</p> <p>第 1 部 19.9</p> <p>第 1 部 19.12.1</p> <p>箇条 20</p> <p>第 1 部 22.9.4</p> <p>第 1 部 22.9.5</p> <p>第 1 部 24.3</p>	<p>照)，変圧器の充電部（コア及び巻線）には次の加速エージング試験を実施する。</p> <p>16.1 前掲略</p> <p>第 1 部 19.9 クラスⅡ変圧器の付加絶縁として使用する入力及び出力巻線を分離する絶縁材料，及び天然又は合成ゴム製部品は，耐劣化性をもつか，又は，どのような割れが生じようとも，沿面距離が箇条 26 に規定する値を下回って短縮しないように配置し寸法取りしていなければならない。</p> <p>第 1 部 19.12.1 すべてのタイプの変圧器で，次を防止するための予防措置が講じられなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 入力又は出力巻線又はこれらの巻線の一部の過度の変位， - 内部配線又は外部接続用電線の過度の変位， - 配線の破損又は接続の緩みの場合，巻線部又は内部配線の過度の変位。 <p>適否は，検査及び箇条 16 の試験によって判定する。</p> <p>箇条 20 前掲略</p> <p>第 1 部 22.9.4 前掲略</p> <p>第 1 部 22.9.5 前掲略</p> <p>第 1 部 24.3 保護接地接続端子のすべての部分は，これら</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				<p>第 1 部 26.3</p> <p>第 1 部 26.3 絶縁物を通しての距離 (dti) 付加絶縁，二重絶縁又は強化絶縁については，表 13，及び附属書 C.1 及び附属書 D.1 の欄 2)b), 2)c)及び 7)の角括弧内に示す絶縁物を通しての距離 (dti) とする。絶縁は JIS C 4003 及び IEC 60216 で与える耐熱材料分類又は 14.3 の試験を満足しなければならない。</p> <p>第 1 部 26.3.2</p> <p>第 1 部 26.3.2 薄いシートの絶縁材料からなる絶縁の場合，絶縁にはあらゆる場所に規定数以上の層及び次の dti がなければならない。</p> <p>－ 層が分離できないものである場合 [一つにのり (糊) 付けされている]</p> <p>・ 3 層が必要である。</p> <p>14.3 の試験を満たすならば，絶縁物を通しての距離に関する要求事項はない。</p> <p>第 1 部 28</p> <p>第 1 部 28 耐腐食性</p> <p>そのさび (錆) によって変圧器が安全でなくなるような鉄部は適切に防せい (錆) 保護しなければならない。</p>		
第五条	使用者及び使用	電気用品は、想定される使用者及び使用され	■該当	箇条 7	箇条 7 分類 (全細分箇条を含む)	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き	場所を考慮した 安全設計	る場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	□非該当	8.1 n) 第 1 部 8.9 第 1 部 17.1 第 1 部 17.2 第 1 部 19.16 第 1 部 19.17	8.1 n) 変圧器については、IP00 よりも高い場合、保護等級 IP の表示。かみそり用電源装置については、IP21 よりも高い場合、保護等級 IP の表示。 第 1 部 8.9 前掲略 第 1 部 17.1 エンクロージャによって提供される保護等級 (IP コード) IP00 として表示し、試験しなければならない IP1X を除き、変圧器の分類及び変圧器に表示した IP 特性数字によって、変圧器のエンクロージャにはじんあい (塵埃)、固形物及び湿気の侵入に対する保護等級を備えていなければならない。 第 1 部 17.2 湿度処理 変圧器は、通常の使用で発生し得る湿度条件に耐えなければならない。適否は、この細分箇条に記載する湿度処理及びその直後の箇条 18 の試験によって判定する。 第 1 部 19.16 200 VA 以下の定格出力の可搬形変圧器は、IP20 又はそれ以上の変圧器でなければならない。IPX0 の変圧器については、そのような変圧器は屋内使用だけに意図されていることを使用指示書で述べなければならない。 第 1 部 19.17 IPX1～IPX6 の変圧器には、最小 5mm 経又は	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五條 続き				第1部 19.18	面積20mm ² で最小幅が3mmの効果的な排水口がなければならぬ。 第1部 19.18 IPX1 以上の変圧器は，該当する場合，一体成形プラグを備えなければならない。	
第六條	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 19.2 第1部 19.9 箇条 20 第1部 21.2 第1部 21.5 第1部 22.5	第1部 19.2 セルロイドのように高い可燃性であることが明らかな材料は，変圧器の構成に使用してはならない。含浸されない限り，綿，絹，紙及びこれに類する繊維材料は，絶縁物として使用してはならない。ワックス及びこれに類する含浸物は，その移動（マイグレーション）が適切に制限されない限り，使用してはならない。 第1部 19.9 前掲略 箇条 20 前掲略 第1部 21.2 前掲略 第1部 21.5 通常の使用で 14.1 によって与えられる限界値を超える温度にさらされる絶縁導体は，耐熱及び非吸湿性の絶縁材料を備えなければならない。 第1部 22.5 IPX0 の変圧器及び IPX0 を超える“屋内専用”の変圧器の電源コードは，次のいずれかでなければならない。 - 質量が 3kg 以下の変圧器の場合，ライトビニルコード（コード記号 60227 IEC 52）以上，又はオーディナリータ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				第 1 部 22.6 第 1 部 22.8 第 1 部 22.9.4 第 1 部 27.1	<p>フゴムシース付きコード（コード記号 60245 IEC 53）。</p> <p>第 1 部 22.6 変圧器が 16 A 以下の定格出力での入力電流をもつ単相可搬形変圧器である限り，電源コードは JIS C 8283 による電気器具接続器を用いたコードセットでもよい。</p> <p>第 1 部 22.8 前掲略</p> <p>第 1 部 22.9.4 前掲略</p> <p>第 1 部 27.1 耐熱性（全細分箇条を含む）</p> <p>絶縁材料製の変圧器のすべての部分は，耐熱性をもっていなければならない。</p>	
第七条 第 1 号	感電に対する保護	<p>電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。</p> <p>一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 非該当</p>	第 1 部 箇条 9 第 1 部 9.1.1 第 1 部 9.1.1.1	<p>第 1 部 箇条 9 感電に対する保護</p> <p>変圧器は（エンクロージャなどで）封入し，危険な充電部との偶然の接触に対する適切な保護を備え，コンデンサに蓄積された電荷による感電のリスクがないものでなければならない。</p> <p>第 1 部 9.1.1 危険な充電部の決定</p> <p>充電部は二重絶縁又は強化絶縁によって電源から分離し，かつ，変圧器に定格入力電圧で給電したときに 9.1.1.1 又は 9.1.1.2 の要求事項を満たす場合は危険な充電部として扱わない。</p> <p>第 1 部 9.1.1.1</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号 続き				第1部 9.1.2	電圧は交流35Vピーク又はリップルフリーの直流60V以下でなければならない。 第1部 9.1.2 危険な充電部との接触変圧器は、危険な充電部との接触に対する適切な保護を備えた構造でなければならない。	
				第1部 15.1	第1部 15.1 前掲略	
				第1部 15.5.1	第1部 15.5.1 試験中、変圧器が故障したとき、遮断は入力回路でなければならない。 変圧器は安全に故障し、試験中及び試験後 15.5.2 の要求事項に適合しなければならない。	
				16.1	16.1 前掲略	
				第1部 19.7	第1部 19.7 抵抗器又はコンデンサによって可触導電部に接続された導電部は、二重絶縁又は強化絶縁によって危険な充電部から分離しなければならない。	
				第1部 19.11	第1部 19.11 ハンドル、レバー、ノブ及び同種のは絶縁材料でできているか、付加絶縁によって適切に覆われているか、又はこれらのシャフト又は固定具が絶縁不良のとき充電する可能性のある場合、こうした絶縁物によってシャフト又は固定具から分離していなければならない。	
				第1部 19.12.1	第1部 19.12.1 前掲略	
				第1部 19.14	第1部 19.14 感電を防止するカバーは、しっかりと固定	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号 続き					<p>しなければならない。固定には二つ以上の独立した手段によって達成し、そのうち一つは工具の使用を必要としなければならない。</p> <p>第1部 19.20 SELV 及び PELV 回路の充電部は互いに、また他の回路から電氣的に分離しなければならない。</p> <p>第1部 19.20.1 SELV 回路の充電部は、保護接地、充電部又は他の回路の部分となる保護接地導体に接続してはならない。</p> <p>第1部 19.21 FELV 回路については、直接又は間接の接触に対する保護を確保するため次の要求事項を満たさなければならない。</p> <p>19.101 出力回路と保護設置との間は、接続してはならない。</p> <p>19.102 出力回路と本体との間は、接続してはならない。</p> <p>第1部 22.9.6 前掲略</p> <p>第1部 23.6 端子ブロック及びこれに類する装置は、それらの危険な充電部が触れられない場合でも、工具を使わずには触れられないものでなければならない。</p> <p>第1部 23.7 X 形取付けによる変圧器の端子又は端末は、導体を取り付けたときにより線の素線が外れる場合、充電部と可触導電部との間、また、クラスⅡ変圧器の場合、充</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号 続き				第1部 23.9 第1部 27.2 第1部 H2.1	電部及び可触導電部から付加絶縁だけによって分離した導電部の間に、偶然の接触の危険がないように配置し、又は遮へい（蔽）しなければならない。 第1部 23.9 保護接地接続導体接続用の端子のねじ以外の端子のねじは可触導電部と接触してはならず、クラスⅡ変圧器については、ねじをできる限り緩めた場合、基礎又は付加絶縁だけによって可触導電部から分離された導電部も接触してはならない。 第1部 27.2 前掲略 第1部 H2.1 前掲略	
第七条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	第1部 箇条9 第1部 9.1.1 第1部 9.1.1.2 第1部 9.2	第1部 箇条9 前掲略 第1部 9.1.1 前掲略 第1部 9.1.1.2 電圧が交流 35 V（ピーク）、又はリップルフリーの直流 60 V を超える場合、接触電流は次の値を超えてはならない。 -交流の場合：0.7 mA（ピーク） -直流の場合：2.0 Ma 第1部 9.2 危険な放電に対する保護一次入力プラグをもつ変圧器の場合、プラグの刃は、プラグを引抜いてから 1 秒後に測定したとき、危険な充電部であってはならない。一次入力プラグをもたない変圧器の場合、変圧器の電源接続	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第2号 続き				<p>第1部 15.1 16.1</p> <p>第1部 17.2</p> <p>第1部 18.1</p> <p>19.1</p> <p>第1部 19.8</p> <p>第1部 19.12.1</p>	<p>用端子は，電源の遮断から5秒後に測定したとき，危険な充電部であってはならない。</p> <p>第1部 15.1 前掲略</p> <p>16.1 前掲略</p> <p>第1部 17.2 前掲略</p> <p>第1部 18.1 絶縁抵抗，耐電圧及び漏えい電流 一般 変圧器の絶縁抵抗，耐電圧及び漏えい電流は適切でなければならない。</p> <p>19.1 入出力回路は，相互を電氣的に分類し，また，その構造は，意図的な行為による場合を除き，直接又は他の導電部を介して間接的にこれらの回路間にいかなる接続も生じない構造でなければならない。 適否は，箇条 18 及び箇条 26 を考慮して，検査によって判定する。</p> <p>第1部 19.8 二重絶縁又は強化絶縁によって分離される導電部，例えば充電部及び本体又は一次回路及び二次回路は，そのインピーダンスが変圧器の耐久期間中それほど変化しそうにない 2 個以上の別々の部品でできていおば，抵抗器又は Y2 コンデンサによって橋絡してよい（導電ブリッジ）。</p> <p>第1部 19.12.1 前掲略</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第2号 続き				第1部 19.19	第1部 19.19 可とうケーブル又はコードによって接続するように設計されたクラスⅠ可搬形変圧器は、保護接地接続導体を備えた取外しできない可とうケーブル又はコード、及び保護接地接点をもつプラグを備えなければならない。クラスⅠ据置形変圧器が取外しできない可とうケーブル又はコードを備えている場合、ケーブル又はコードは保護接地導体を備え、また、プラグは保護導体接点を備えなければならない。	
				第1部 19.21	第1部 19.21 前掲略	
				第1部 19.22	第1部 19.22 クラスⅡ変圧器には保護接地接続手段を施してはならない。	
				第1部 19.23	第1部 19.23 クラスⅢ変圧器には、保護接地接続手段を施してはならない。	
				第1部 23.5	第1部 23.5 固定配線の接続用に使う端子及びクラスⅠ変圧器を除く X 形取付けの端子は、異なる極性のそれらの関連する端子、及びある場合は、保護接地接続端子の近くに配置しなければならない。	
				第1部 24	第1部 24 保護接地接続（全細分箇条を含む）	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、か	■該当 □非該当	第1部 14.1	第1部 14.1 温度上昇 一般要求事項	
					変圧器及びその支持物は通常の使用では過熱してはなら	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き		つ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。		ない		
			第1部 14.3	第1部 14.3 前掲略		
			第1部 15.1	第1部 15.1 前掲略		
			第1部 15.5.1	第1部 15.5.1 前掲略		
			16.1	16.1 前掲略		
			第1部 17.1	第1部 17.1 前掲略		
			第1部 17.2	第1部 17.2 前掲略		
			第1部 18.1	第1部 18.1 前掲略		
			19.1	19.1 前掲略		
			19.1.1	19.1.1 入出力巻線間の絶縁は、動作電圧に対する二重絶縁又は強化絶縁でなければならない。		
			19.1.2	19.1.2 中間導電部（例えば、鉄心）を本体に接続せずに、入出力巻線間に配置する変圧器の場合、入力巻線と中間導電部との絶縁は、少なくとも動作電圧に対する基礎絶縁で構成しなければならない。出力巻線と中間導電部との間の巻線は、動作電圧に対する付加絶縁で構成しなければならない。		
			第1部 19.6	第1部 19.6 クラス0 I 変圧器、クラス I 変圧器及びクラス II 変圧器については、いずれかの電線、ねじ、ナット、ワッシャー、ばね又はこれに類するものが緩んだり位置から抜けた場合、これらの変圧器は通常の使用で、付加絶縁		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き					<p>又は強化絶縁を越えての沿面距離又は空間距離，及び入力と出力の端子との間の距離が箇条 26 に規定する値の 50% 未満に短縮することがないように構成しなければならない。</p> <p>第 1 部 19.9 第 1 部 19.9 前掲略</p> <p>第 1 部 19.12.1 第 1 部 19.12.1 前掲略</p> <p>第 1 部 19.12.2 第 1 部 19.12.2 ほつれ止めなしのボビン（フランジなしのボビン）を使用する場合，各層の最後の巻きは変位を防止しなければならない。</p> <p>第 1 部 19.12.3 第 1 部 19.12.3 基礎絶縁，付加絶縁又は強化絶縁を与える絶縁システム内の絶縁巻線は，次の要求を満たさなければならない。</p> <p>a)巻線の絶縁が追加の中間絶縁なしに巻線部品に基礎絶縁を与えるために使用する場合は，次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 絶縁電線は，附属書 K に適合しなければならない。 － 一つの絶縁巻線の絶縁は，1 層以上で構成してなければならない。 <p>第 1 部 19.19 第 1 部 19.19 前掲略</p> <p>第 1 部 19.20 第 1 部 19.20 前掲略</p> <p>第 1 部 19.20.2 第 1 部 19.20.2 PELV 回路については，次の要求事項を満たさなければならない。直接接触に対する保護は，表 8a</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				による二重又は強化絶縁用の試験電圧に合格できる絶縁物によって確保する。 第1部 19.21 19.103 外部配線接続用の入力端子と出力端子との間は、それらの端子への導体の挿入点間で測定した距離が25mm以上になるように配置しなければならない。 19.111 埋込取付用の変圧器又はかみそり用電源装置の埋込取付箱は、JIS C8462（規格群）に適合しなければならない。 第1部 21.1 第1部 21.3 第1部 21.4 外部からの導体を入力又は出力端子に接続する場合、内部配線が緩んではならない。 第1部 22.9.1 第1部 22.9.2 第1部 22.9.3 第1部 22.9.5 第1部 23.1 固定配線に永久に接続することを意図した変圧器、及び Y 形又は Z 形取付けによって外部可とうコードに接続するもの以外の変圧器は、ねじ、ナット又は同等の効果的な接続端子を用いなければならない。		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				第 1 部 23.3	<p>導体のはんだ付けした接合部で破断するとき、危険な充電部と他の導電部との間の沿面距離及び空間距離が箇条 26 に規定する値の 50% 未満まで短縮しないように隔壁が装備されている場合を除き、導体をその位置に維持するためにはんだ付けだけに依存しないように導体が配置され又は固定されていれば、X 形取付けの変圧器に対してはんだ付け接続を外部導体用に使用することができる。</p> <p>第 1 部 23.3 Y 形取付け又は Z 形取付けを除き、縮付手段を締めたり緩めたりする場合、端子が緩くならず、内部巻線に応力がかかからず、沿面距離及び空間距離が箇条 26 の規定値を下回って短縮しないように端子を取り付けなければならない。</p>	
				第 1 部 26.1	<p>第 1 部 26.1 グループ IIIa (JIS C 0664 参照) 用の沿面距離、空間距離及び絶縁物を通しての距離は表 13 に示す値以上でなければならない。</p>	
				第 1 部 26.2.3	<p>第 1 部 26.2.3 セメント接合絶縁部セメント接合部又は一つに接着された部分をもつ変圧器については、接合部を通した最小沿面距離及び空間距離は要求しない。絶縁物を通しての距離 (dti) だけを適用する。この場合、JIS C 0664 の 4.1.1.2.1 (インパルス耐電圧試験) を満足しなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				第1部 26.2.4.1	第1部 26.2.4.1 じんあい及び湿気の侵入に対して封入された又は密封された部分を備え、次の試験を満足する変圧器については、最小規定沿面距離は汚損度 1 (P1) の低減値でよい。この場合、JIS C 0664 の 4.1.1.2.1 (インパルス耐電圧試験) を満たさなければならない。	
				第1部 26.2.4.2	第1部 26.2.4.2 じんあい及び湿気の侵入に対して封入された、又は密閉された部分を備え、次の試験を満足する変圧器については、最小沿面距離及び空間距離は不要である。絶縁物を通しての距離 (dti) の値だけを適用する。この場合、JIS C 0664 の 4.1.1.2.1 (インパルス耐電圧試験) も満足しなければならない	
				第1部 26.3	第1部 26.3 前掲略	
				第1部 26.3.2	第1部 26.3.2 前掲略	
				第1部 27.2	第1部 27.2 前掲略	
				第1部 27.4	第1部 27.4 耐トラッキング性 IPX0 以外の IP 定格の変圧器については、導電部をその位置に保持する絶縁部は、汚損度 3 にさらされる場合、少なくとも材料グループ IIIa に相当するトラッキングに対して耐性をもたなければならない。	
				第1部 H3.1	第1部 H3.1 基礎絶縁だけによって分離された異なる極性をもつ充電	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き					部については、これらの沿面距離及び空間距離を順次短絡させて H.2 の要求事項を満たせば、その沿面距離及び空間距離は箇条 26 に規定する値より小さい値でもよい。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 14.1 第 1 部 15.1 第 1 部 15.5.1 第 1 部 19.2 第 1 部 27.2 第 1 部 27.3 第 1 部 27.3.1 第 1 部 27.3.2 第 1 部 H2.1	第 1 部 14.1 前掲略 第 1 部 15.1 前掲略 第 1 部 15.5.1 前掲略 第 1 部 19.2 前掲略 第 1 部 27.2 前掲略 第 1 部 27.3 耐火性 絶縁材料による変圧器のすべての部品は、耐着火性及び耐延焼性をもたなければならない。 第 1 部 27.3.1 外部可触部 絶縁材料の外部の部分は、耐着火性及び耐拡散性をもたなければならない。 第 1 部 27.3.2 内部の部分 所定の位置にある通電部を（所定の位置に）保持する絶縁材料の部分は、耐着火性及び耐拡散性をもたなければならない。 第 1 部 H2.1 前掲略	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 14.1 第 1 部 15.1 第 1 部 15.5.1	第 1 部 14.1 前掲略 第 1 部 15.1 前掲略 第 1 部 15.5.1 前掲略	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 4.1	第1部 4.1 前掲略	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	16.1 第1部 19.6 第1部 19.10 第1部 19.12.1 箇条 20 第1部 22.9.4 第1部 22.9.5 第1部 25.1 第1部 25.2	16.1 前掲略 第1部 19.6 前掲略 第1部 19.10 絶縁塗装によって偶然的接触に対して危険な充電部の保護を確保する場合、この塗装は次の試験に合格しなければならない。 a) エージング試験 b) 衝撃試験 c) 引っかき試験 第1部 19.12.1 前掲略 箇条 20 前掲略 第1部 22.9.4 前掲略 第1部 22.9.5 前掲略 第1部 25.1 電氣的又はその他のねじ接続部は、通常の使用で生じる機械的応力に耐えなければならない。 第1部 25.2 絶縁材料のめねじに使用するねじは、かん合の長さが 3 mm にねじの公称直径の 1/3 を加えた長さ、	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				第1部 25.6	又は 8 mm のどちらか短い方以上でなければならない。 第1部 25.6 ねじグラントは、次の試験に適合しなければならない。 ねじグラントはパッキングの内径未満で一番近いミリメートルの直径の円筒形の金属棒を取り付ける。次に、表 12 に示す力をグラントの軸から 250 mm の点で 1 分間スパナに加えて、適切なスパナによってグラントを締め付ける。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 15.1	第1部 15.1 前掲略	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 4.1	第1部 4.1 前掲略	
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 15.1	第1部 15.1 前掲略	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	充電部の露出は無く、動力源、熱源が無いことから、始動、再始動及び停止による危険は想定されないと考えられるため、非該当が妥当と思われる。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	充電部の露出は無く、動力源、熱源が無いことから、始動、再始動及び停止による危険は想定されないと考えられるため、非該当が妥当と思われる。
第十五	始動、再始動及	電気用品は、不意な動作の停止によって人体	<input type="checkbox"/> 該当	—	—	充電部の露出は

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き				12.102	12.102 無負荷出力電圧と負荷時出力電圧との差は、過大であってはならない。	
				第1部 箇条13	第1部 13 短絡電圧短絡電圧の表示がある場合、測定した短絡電圧はこの表示値の20%以内でなければならない。	
				第1部 13A	第1部 13A 2次短絡電流特性定格2次短絡電流を表示するものは、その値が8A以下の場合、定格周波数に等しい周波数の定格入力電圧に等しい電圧の下で測定した2次短絡電流は、定格2次短絡電流以下でなければならない。	
				19.112	19.112 かみそり用電源装置は、出力回路にコンセントを備えなければならない。同時に複数のプラグを差し込むことが可能であってはならない。20.5 に示すプラグのどれかを差し込んで二つのコンセントを橋絡することが可能であってはならない。	
				箇条20	箇条20 前掲略	
				第1部 22.1	第1部 22.1 この箇条で規定するすべてのケーブル、可とうコード及び接続手段には、これらを接続する変圧器の定格に適した適切な電流及び電圧の定格がなければならない。	
				第1部 22.7	第1部外部可とうケーブル又はコードの公称断面積は、表9 に示す値以上でなければならない。 第1部 H2.4	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き				第 1 部 H2.4	H2.3 に規定する任意の故障条件によって変圧器の安全性がヒューズの遮断に依存する場合は、ヒューズを電流計と取り替えて試験を繰り返す。	
第十七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 4.1	第 1 部 4.1 前掲略	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 8.15 第 1 部 8.15A	第 1 部 8.15 表示は耐久性があり容易に判読可能でなければならない。 第 1 部 8.15A クラス 0 I 変圧器には、電源プラグ又は本体の見やすい箇所に次の内容の表示をしなければならない。	
第二十 条第 1 項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き		に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三 第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第二十条	表示等（長期使	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置	<input type="checkbox"/> 該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第3項	用製品安全表示制度による表示)	を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	■非該当			
第二十条第4項	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-5(2014) 規格名：変圧器，リアクトル，電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

白 紙

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	JIS C 61558-1 (以下、第 1 部) 4.1 6.101	第 1 部 4.1 変圧器は、製造業者の指示書によって使用、設置及び維持管理するとき、通常の使用時に起こり得るような不注意な使用時でも人又は環境に対して合理的に予測できる危険を引起こさないように設計し製造しなければならない。 6.101 定格出力電圧は、交流 24V 以下又はリップルフリーの直流 33V 以下でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 4.1 第 1 部 箇条 10 12.101 12.102 第 1 部 16.1	第 1 部 4.1 前掲略 第 1 部 箇条 10 入力電圧設定の変更 2 個以上の定格入力電圧のある変圧器は、電圧設定を工具を使わずには変更できないように構成する。 12.101 無負荷出力電圧は、交流 33V 以下又はリップルフリーの直流 46V 以下でなければならない。 12.102 無負荷出力電圧と負荷時出力電圧との差は、過大であってはならない。 第 1 部 16.1 一般変圧器は適切な機械的強度をもち、通常の使用で予想され得る手荒い扱いに耐えるように構成しなければならない。試験後、変圧器にはこの規格の要求事項による損傷があってはならない。特に、危険な充電部は、	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				<p>第1部 箇条19</p> <p>第1部 箇条20</p> <p>第1部 21.1</p> <p>第1部 21.2</p> <p>第1部 21.3</p> <p>第1部 21.4</p>	<p>9.1.2 に規定するように検査したとき可触となつてはならない。絶縁隔壁は破損せず、ハンドル、レバー、ノブ及び同種のはそれらのシャフト上で動いてはならない。</p> <p>箇条 19 構造 (全細分箇条を含む)</p> <p>第1部 箇条20 部品 スイッチ、プラグ、ヒューズ、ランプホルダ、コンデンサ、可とうケーブル、可とうコードなどの部品は、合理的に適用できる限り関連する JIS 又は該当する場合、電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和 37 年通商産業省令第 85 号)に適合しなければならない。また、20.1~20.11 に規定する部品に対する要求事項は、これらの部品規格に追加して適用する。</p> <p>第1部 21.1 変圧器の諸部品間の内部配線及び電気接続は、適切に保護するか、又は封入しなければならない。</p> <p>第1部 21.2 絶縁線が通過する金属板の開口部は 1.5 mm 以上の半径で丸められているか、又は、開口部は絶縁材料のブッシングを用いなければならない。</p> <p>第1部 21.3 非絶縁導体は互いの距離及びエンクロージャからの距離を適切に維持するように固定してなければならない。</p> <p>第1部 21.4 外部からの導体を入力又は出力端子に接続す</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二條 第2項 続き				<p>第1部 22.2</p> <p>22.3</p> <p>第1部 22.9</p> <p>第1部 22.9.1</p> <p>第1部 22.9.2</p>	<p>る場合、内部配線が緩んではならない。</p> <p>第1部 22.2 入力及び出力の配線用に個別の入口がなければならぬ。</p> <p>22.3 固定形変圧器は、それを通常の方法で支持物に固定した後、外部配線の単線又は可とうの導体を接続できるように設計しなければならない。</p> <p>第1部 22.9 関連する第2部で他に規定しない限り、外部可とうケーブル又はコードは X 形取付け、Y 形取付け又は Z 形取付けによって変圧器に取り付けなければならない。</p> <p>第1部 22.9.1Z 形取付けに関しては、変圧器のエンクロージャと外部可とうケーブル又はコードとを共にモールドすることがコードの絶縁に悪影響を及ぼしてはならない。</p> <p>第1部 22.9.2 入口の開口部は、外部可とうケーブル又はコードの保護被覆が破損の危険なしに差し込めるよう設計し、そのような形状をもつか、又は入口にブッシングを使用しなければならない。</p> <p>導体とエンクロージャとの間の絶縁は、導体の絶縁で構成し、更に、次を追加しなければならない。</p> <p>－クラス 0 I 変圧器又はクラス I 変圧器については、少なくとも基礎絶縁</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				第1部 22.9.3	<ul style="list-style-type: none"> - クラスⅡ変圧器については、少なくとも二重又は強化絶縁 第1部 22.9.3 入口ブッシングは、次の事項に適合しなければならない。 - 外部可とうケーブル又はコードに対する破損を防止するような形状で、 - 確実に固定でき、- 工具を使用せずに取外すことができず、 - 天然ゴム製であってはならない。ただし、クラス0Ⅰ変圧器又はクラスⅠ変圧器の、特別なコードをもつX形取付け、Y形取付け及びZ形取付け用の外部可とうケーブル又はコードのゴムシースと一体成形の部分である場合を除く。 	
				第1部 22.9.4	<p>第1部 22.9.4 運転中動くようなコードをもつ変圧器は、コードが変圧器に入る部分で過剰なたわみに対して適切に保護するように構成しなければならない。コードの保護物は、絶縁材料でできていてしっかりと固定していなければならない。適否は、図7に示す往復動部がある装置で行う次の試験によって判定する。往復動部は角度90°（垂直の一方の側に45°）で動き、Z形取付けの曲げ回数は20000回、その他の取付けに対しては10000回とする。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二條 第2項 続き				第1部 22.9.5	<p>曲げの速さは、毎分 60 回とする。</p> <p>第 1 部 22.9.5 外部可とうケーブル又はコードを用いることを意図した据置形変圧器及び可搬形変圧器は、導体に変圧器に接続される場所でねじれを含む応力を除去し、導体の絶縁物を磨耗から保護するためのコード固定部を備えなければならない。</p> <p>X 形取付けに対しては、次のようにコード固定部を設計し配置しなければならない。－ 通常の使用で締め付けたり緩めたりする場合、コードを破損せず、また、破損するおそれがなく、－ コードの締め付けねじが手で触れられたり、このねじが可触導電部と接触している場合、コードはこれらに触れることができない。</p> <p>沿面距離及び空間距離は、箇条 26 に規定する値未満に短縮してはならない。</p>	
				第1部 22.9.6	<p>第 1 部 22.9.6 接続のため内部に備えられる電源ケーブル又は外部可とうケーブル若しくはコードのスペースは、次による。</p> <p>a)固定配線並びに X 形取付け及び Y 形取付けは、次の設計とする。</p> <p>－ カバーがある場合、取り付ける前に導体の適切な接続及び位置を確認できる、</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				第1部 箇条23 第1部 24.1 第1部 24.2 第1部 24.5 25.3	- カバーがある場合、導体又はその絶縁物に損傷の危険を与えずにカバーを取り付けることができることを保証する、 - 可搬形変圧器については、X 形取付け及び Y 形取付けでコードが導体から滑り外れそうにない末端である場合を除き、導体の非絶縁端部は、端末から外れた場合、可触導電部と接触できないように設計しなければならない。 第1部 箇条23 外部導体用端子（全細分箇条を含む） 第1部 24.1 絶縁破壊の場合充電し得るクラス0 I 変圧器又はクラス I 変圧器の可触導電部は、変圧器内で保護接地接続端子に永久、かつ、確実に接続しなければならない 第1部 24.2 固定配線への接続用の保護接地接続端子、及び X 形取付けによる保護接地接続端子は、箇条 23 の要求事項に適合しなければならない。 第1部 24.52 ピンのプラグに接地用口出し線を設けたコードを使用したクラス0 I 変圧器又は外部可とうケーブル又はコードのあるクラス I 変圧器については、端子の配置、又はコード固定部と端子との間の導体の長さは、コードがコード固定部から外れる場合に電流導体が保護接地接続導体の前に引張られるものでなければならない。 25.3 絶縁材料に起こりうる縮み又は変形を補償するため	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				第1部 25.4 第1部 25.5	に金属部に十分な弾力性がない限り、電気接続部は陶器又は純マイカ以外の絶縁材料を通じて接触圧力が伝達されないように設計しなければならない。 第1部 25.4 シートメタルねじは、通電部の接続に使用してはならない。 第1部 25.5 変圧器の異なる部品の間を機械的に接続するねじは、接続部が通電したり、保護接地接続回路の一部となる場合は緩み止めに対して固定しなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 15.1 第1部 15.3.1	第1部 15.1 一般 変圧器は、通常の使用中に起こり得る短絡又は過負荷によって危険となつてはならない。 第1部 15.2, 15.3 及び 15.4 の試験で変圧器をその定格周囲温度 (25°C又は ta) で運転したとき、温度は表 3 に示す値を超えてはならない。試験中、変圧器は炎、熔融金属、危険量の有毒又は発火ガスを放出してはならず、温度は表 3 に示す値を超えてはならない。すべての試験中及び試験後、変圧器は箇条 9 に適合しなければならない。試験後、おおよそ周囲温度まで冷却したとき、絶縁システムは 18.3 の耐電圧試験に合格しなければならない。 第1部 15.3.1 出力端子を短絡させる。組み込まれた過負荷保護装置は、入力電圧が定格入力電圧の 0.9~1.1 倍のい	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項 続き				第1部 27.2 第1部 H2.1	<p>ずれの値においても温度が表 3 に示す値を超える前に作動しなければならない。</p> <p>第1部 27.2 IP20 以上の変圧器は、故障条件下で、発火源として作用してはならず、巻線間の絶縁破壊が生じてはならない。さらに、危険な充電部が可触であってはならない。</p> <p>第1部 H2.1 電子回路は、故障状態が感電、火災又は危険な機能故障に関して変圧器を危険にしないよう設計して使用する。</p>	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	8.1 第1部 8.2 第1部 8.3	<p>8.1 変圧器には、次の事項を表示する。</p> <p>a) ボルトでの定格入力電圧又は定格入力電圧範囲。</p> <p>b)～g) (略)</p> <p>h) 変圧器には、8.11 に示す図記号の一つを表示しなければならない。</p> <p>i)～u) (略)</p> <p>第1部 8.2 IP00 変圧器、又は機器用変圧器には、製造業者又は責任のある販売業者の名称（又は商標）及び形名（又はカタログ品番）だけを表示してもよい。その他の特性は、変圧器のデータシート又は変圧器に添付する製造業者の説明書に記載する。</p> <p>第1部 8.3 変圧器が異なる定格入力電圧に対して調整できる場合、変圧器の調整された電圧は容易に、かつ、はつき</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				第1部 8.4	りと識別できなければならない。 第1部 8.4 タップ又は複数の出力巻線をもつ変圧器には、次の表示をしなければならない。 －変圧器が出力電圧の頻繁な変更を伴う特殊な用途に意図されない限り、各タップ又は巻線に対する定格出力電圧。	
				第1部 8.5	第1部 8.5 ヒューズを組み込んだ非本質的耐短絡変圧器、及びヒューズで保護するように設計された非耐短絡変圧器には、該当する場合、関連する JIS に従いヒューズの時間－電流特性の記号を後又は前に置き、アンペア又はミリアンペアで保護ヒューズリンクの定格電流を表示する。	
				第1部 8.6	第1部 8.6 中性導体専用の端子は、中性の記号を表示する。	
				第1部 8.7	第1部 8.7 変圧器のデザインから明らかでない限り、変圧器はそれを接続する方法をはっきり示す表示と一緒に供給しなければならない。	
				第1部 8.8	第1部 8.8X 形取付け、Y 形取付け又は Z 形取付けの変圧器については、指示書には次の情報又は同等のものを記載しなければならない。 －特別に準備したコード付きの X 形取付けに関して、 “この変圧器の外部可とうケーブル又はコードが破損した場合は、製造業者又はサービス代理店で入手できる特別なコード又は組立品で取替える。”	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				第1部 8.9 第1部 8.10 8.11 第1部 8.12 第1部 8.13 第1部 8.14	第1部 8.9 屋内専用の変圧器には対応する記号を表示する。 第1部 8.10 クラスⅡ変圧器については、記号が技術情報の一部であることが明らかのように、また決して製造業者の名称その他の識別と混同されないように、電源情報の隣（例えば定格銘板上）に IEC 60417-5172(DB：2002-10)の図記号を表示する（IEC 61140 の 7.2.3 参照）。 8.11 機器上又は指示書で記号を使用する場合、記号は次による。 記号又は図記号 V 説明又はタイトル ボルト （略） 記号又は図記号 (略) 説明又はタイトル フェイルセーフのベル及びチャイム変圧器 （略） 第1部 8.12 調整装置の様々な位置及びスイッチの様々な位置は、数字、文字又は他の視覚手段によって示す。 第1部 8.13 ねじ又はその他の簡単に取外しできる部品には表示しない。 第1部 8.14 設置又は使用のため事前に特別な注意の必要がある場合、その情報を与えなければならない（カタログ、データシート又は説明書による）。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				8.100A 第1部 箇条10 第1部 22.8	8.100A 変圧器には、電気設備技術基準の解釈第 218 条（IEC60364 規格の適用）に従って配線するものである旨を表示しなければならない。 第1部 箇条10 前掲略 第1部 22.8 クラス I 変圧器の各電源コードは、変圧器の保護接地接続端子、及び該当するプラグの保護接地接続点に接続する緑／黄色のコードをもたなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	第1部 14.3 第1部 16.1 第1部 19.9 第1部 19.12.1	14.3 絶縁階級が明示されない絶縁システムの加速エージング試験該当する場合（14.2、19.12.3 及び 26.3 参照）、変圧器の充電部（コア及び巻線）には次の加速エージング試験を実施する。 第1部 16.1 前掲略 第1部 19.9 クラス II 変圧器の付加絶縁として使用する入力及び出力巻線を分離する絶縁材料、及び天然又は合成ゴム製部品は、耐劣化性をもつか、又は、どのような割れが生じようとも、沿面距離が箇条 26 に規定する値を下回って短縮しないように配置し寸法取りしていなければならない。 第1部 19.12.1 すべてのタイプの変圧器で、次を防止するための予防措置が講じられなければならない。 － 入力又は出力巻線又はこれらの巻線の一部の過度の変	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き					位, - 内部配線又は外部接続用電線の過度の変位, - 配線の破損又は接続の緩みの場合、巻線部又は内部配線の過度の変位。 適否は、検査及び箇条 16 の試験によって判定する。 第 1 部 箇条 20 前掲略 第 1 部 22.9.4 前掲略 第 1 部 22.9.5 前掲略 第 1 部 24.3 第 1 部 24.3 保護接地接続端子のすべての部分は、これらの部分と接触する接地接続導体の銅、又はすべての他の金属との間の接触で生じる腐食の危険がないものでなければならない。 第 1 部 26.3 第 1 部 26.3 絶縁物を通しての距離 (dti)付加絶縁、二重絶縁又は強化絶縁については、表 13、及び附属書 C.1 及び附属書 D.1 の欄 2)b), 2)c)及び 7)の角括弧内に示す絶縁物を通しての距離 (dti) とする。絶縁は JIS C 4003 及び IEC 60216 で与える耐熱材料分類又は 14.3 の試験を満足しなければならない。 第 1 部 26.3.2 第 1 部 26.3.2 薄いシートの絶縁材料からなる絶縁の場合、絶縁にはあらゆる場所に規定数以上の層及び次の dti がなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				第 1 部 28	<p>－ 層が分離できないものである場合 [一つにのり (糊) 付けされている]</p> <p>・ 3 層が必要である。</p> <p>第 1 部 14.3 の試験を満たすならば、絶縁物を通しての距離に関する要求事項はない。</p> <p>第 1 部 28 耐腐食性</p> <p>そのさび (錆) によって変圧器が安全でなくなるような鉄部は適切に防せい (錆) 保護しなければならない。</p>	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<p>箇条 7</p> <p>第 1 部 8.1</p> <p>第 1 部 8.9</p> <p>第 1 部 17.1</p> <p>第 1 部 17.2</p> <p>第 1 部 19.16</p>	<p>箇条 7 分類 (全細分箇条を含む)</p> <p>第 1 部 8.1 n)</p> <p>IP00 以外の場合、保護等級 IP の表示</p> <p>第 1 部 8.9 前掲略</p> <p>第 1 部 17.1 エンクロージャによって提供される保護等級 (IP コード)</p> <p>第 1 部 17.2 湿度処理</p> <p>変圧器は、通常の使用で発生し得る湿度条件に耐えなければならない。適否は、この細分箇条に記載する湿度処理及びその直後の箇条 18 の試験によって判定する。</p> <p>第 1 部 19.16 200 VA 以下の定格出力の可搬形変圧器は、IP20 又はそれ以上の変圧器でなければならない。IPX0 の変圧器については、そのような変圧器は屋内使用だけに意</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き				第1部 19.17 第1部 19.18	<p>図されていることを使用指示書で述べなければならない。</p> <p>第1部 19.17IPX1~IPX6 の変圧器には、最小 5 mm 径又は面積 20 mm² で最小幅が 3 mm の効果的な排水口がなければならない。</p> <p>第1部 19.18IPX1 以上の変圧器は、該当する場合、一体成形プラグを備えなければならない。</p>	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 19.2 第1部 19.9 第1部 箇条20 第1部 21.2 第1部 21.5 第1部 22.5	<p>第1部 19.2 セルロイドのように高い可燃性であることが明らかな材料は、変圧器の構成に使用してはならない。含まれない限り、綿、絹、紙及びこれに類する繊維材料は、絶縁物として使用してはならない。ワックス及びこれに類する含浸物は、その移動（マイグレーション）が適切に制限されない限り、使用してはならない。</p> <p>第1部 19.9 前掲略</p> <p>第1部 箇条20 前掲略</p> <p>第1部 21.2 前掲略</p> <p>第1部 21.5 通常の使用で 14.1 によって与えられる限界値を超える温度にさらされる絶縁体は、耐熱及び非吸湿性の絶縁材料を備えなければならない。</p> <p>第1部 22.5 IPX0 の変圧器及び IPX0 を超える“屋内専用”の変圧器の電源コードは、次のいずれかでなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				第 1 部 22.6 第 1 部 22.8 第 1 部 22.9.4 第 1 部 27.1	<p>－ 質量が 3 kg 以下の変圧器の場合、ライトビニルコード（コード記号 60227 IEC 52）以上、又はオーディナリータフゴムシース付きコード（コード記号 60245 IEC 53）。</p> <p>第 1 部 22.6 変圧器が 16 A 以下の定格出力での入力電流をもつ単相可搬形変圧器である限り、電源コードは JIS C 8283 による電気器具接続器を用いたコードセットでもよい。</p> <p>第 1 部 22.8 前掲略</p> <p>第 1 部 22.9.4 前掲略</p> <p>第 1 部 27.1 耐熱性（全細分箇条を含む）</p> <p>絶縁材料製の変圧器のすべての部分は、耐熱性をもっていなければならない。</p>	
第七条 第 1 号	感電に対する保護	<p>電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。</p> <p>一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 非該当</p>	第 1 部 箇条 9 第 1 部 9.1.1	<p>第 1 部 箇条 9 感電に対する保護</p> <p>変圧器は（エンクロージャなどで）封入し、危険な充電部との偶然の接触に対する適切な保護を備え、コンデンサに蓄積された電荷による感電のリスクがないものでなければならない。</p> <p>第 1 部 9.1.1 危険な充電部の決定</p> <p>充電部は二重絶縁又は強化絶縁によって電源から分離し、かつ、変圧器に定格入力電圧で給電したときに 9.1.1.1 又は 9.1.1.2 の要求事項を満たす場合は危険な充電部とし</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号 続き					て扱わない。	
				第1部 9.1.1.1	第1部 9.1.1.1 電圧は交流35Vピーク又はリップルフリーの直流60V以下でなければならない。	
				第1部 9.1.2	第1部 9.1.2 危険な充電部との接触変圧器は、危険な充電部との接触に対する適切な保護を備えた構造でなければならない。	
				9.101	9.101 出力端子に導体を接続している間、入力回路の巻線及び危険な充電部との偶然の接触に対する保護が確保されなければならない。	
				第1部 15.1	第1部 15.1 前掲略	
				第1部 15.5.1	第1部 15.5.1 試験中、変圧器が故障したとき、遮断は入力回路でなければならない。 変圧器は安全に故障し、試験中及び試験後 15.5.2 の要求事項に適合しなければならない。	
				第1部 16.1	第1部 16.1 前掲略	
			19.101	19.101 関連機器規格によって許容する機器用変圧器を除き、出力巻線と保護接地との間に接続があってはならない。		
			19.102	19.102 関連機器規格によって許容する機器用変圧器を除き、出力巻線と本体との間に接続があってはならない。		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号 続き				第1部 19.7	第1部 19.7 抵抗器又はコンデンサによって可触導電部に接続された導電部は、二重絶縁又は強化絶縁によって危険な充電部から分離しなければならない。	
				第1部 19.11	第1部 19.11 ハンドル、レバー、ノブ及び同種のは絶縁材料でできているか、付加絶縁によって適切に覆われているか、又はこれらのシャフト又は固定具が絶縁不良のとき充電する可能性のある場合、こうした絶縁物によってシャフト又は固定具から分離してなければならない。	
				第1部 19.12.1	第1部 19.12.1 前掲略	
				第1部 19.14	第1部 19.14 感電を防止するカバーは、しっかりと固定しなければならない。固定には二つ以上の独立した手段によって達成し、そのうち一つは工具の使用を必要としなければならない。	
				第1部 19.20	第1部 19.20 SELV 及び PELV 回路の充電部は互いに、また他の回路から電気的に分離しなければならない。	
				第1部 19.20.1	第1部 19.20.1 SELV 回路の充電部は、保護接地、充電部又は他の回路の部分となる保護接地導体に接続してはならない。	
				第1部 19.21	第1部 19.21 FELV 回路については、直接又は間接の接触に対する保護を確保するため次の要求事項を満たさなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号 続き				第1部 22.9.6 第1部 23.6 第1部 23.7 第1部 23.9 第1部 27.2 第1部 H2.1	第1部 22.9.6 前掲略 第1部 23.6 端子ブロック及びこれに類する装置は、それらの危険な充電部が触れられない場合でも、工具を使わずには触れられないものでなければならない。 第1部 23.7 X 形取付けによる変圧器の端子又は端末は、導体を取り付けたときにより線の素線が外れる場合、充電部と可触導電部との間、また、クラスⅡ変圧器の場合、充電部及び可触導電部から付加絶縁だけによって分離した導電部の間に、偶然の接触の危険がないように配置し、又は遮へい（蔽）しなければならない。 第1部 23.9 保護接地接続導体接続用の端子のねじ以外の端子のねじは可触導電部と接触してはならず、クラスⅡ変圧器については、ねじをできる限り緩めた場合、基礎又は付加絶縁だけによって可触導電部から分離された導電部も接触してはならない。 第1部 27.2 前掲略 第1部 H2.1 前掲略	
第七条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	第1部 箇条9 第1部 9.1.1 第1部 9.1.1.2	第1部 箇条9 前掲略 第1部 9.1.1 前掲略 第1部 9.1.1.2 電圧が交流 35 V（ピーク）、又はリップルフリーの直流 60 V	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第2号 続き				<p>第1部 9.2</p> <p>第1部 15.1</p> <p>第1部 16.1</p> <p>第1部 17.2</p> <p>第1部 18.1</p> <p>19.1</p> <p>第1部 19.8</p>	<p>を超える場合、接触電流は次の値を超えてはならない。</p> <p>－交流の場合：0.7 mA（ピーク）</p> <p>－直流の場合：2.0 Ma</p> <p>第1部 9.2危険な放電に対する保護一次入力プラグをもつ変圧器の場合、プラグの刃は、プラグを引抜いてから1秒後に測定したとき、危険な充電部であってはならない。一次入力プラグをもたない変圧器の場合、変圧器の電源接続用端子は、電源の遮断から5秒後に測定したとき、危険な充電部であってはならない。</p> <p>第1部 15.1 前掲略</p> <p>第1部 16.1 前掲略</p> <p>第1部 17.2 前掲略</p> <p>第1部 18.1 絶縁抵抗、耐電圧及び漏えい電流 一般変圧器の絶縁抵抗、耐電圧及び漏えい電流は適切でなければならない。</p> <p>19.1 入出力回路は、相互を電氣的に分離し、また、その構造は、意図的な行為による場合を除き、直接又は他の導電部を介して間接的にこれらの回路間にいかなる接続も生じない構造でなければならない。適否は箇条 18 及び箇条 26 を考慮して検査及び測定によって判定する。</p> <p>第1部 19.8 二重絶縁又は強化絶縁によって分離される導</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第2号 続き				<p>電部，例えば充電部及び本体又は一次回路及び二次回路は，そのインピーダンスが変圧器の耐久期間中それほど変化しそうでない 2 個以上の別々の部品でできていれば，抵抗器又は Y2 コンデンサによって橋絡してよい（導電ブリッジ）。</p> <p>第1部 19.12.1 第1部 19.12.1 前掲略</p> <p>第1部 19.19 第1部 19.19 可とうケーブル又はコードによって接続するように設計されたクラス I 可搬形変圧器は，保護接地接続導体を備えた取外しできない可とうケーブル又はコード，及び保護接地接点をもつプラグを備えなければならない。クラス I 据置形変圧器が取外しできない可とうケーブル又はコードを備えている場合，ケーブル又はコードは保護接地導体を備え，また，プラグは保護導体接点を備えなければならない。</p> <p>第1部 19.21 第1部 19.21 前掲略</p> <p>第1部 19.22 第1部 19.22 クラス II 変圧器には保護接地接続手段を施してはならない。しかし，端子がクラス II の絶縁によって可触導電部から絶縁されている限り，機器システム内に設置するように意図された固定したクラス II 変圧器は，変圧器内に接続をもたない保護接地接続導体の電気的な連続性を維持するために内部端子をもつことができる。</p>		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第2号 続き				第1部 19.23 第1部 23.5 第1部 24 第1部 H2.1	第1部 19.23 クラスⅢ変圧器には、保護接地接続手段を施してはならない。 第1部 23.5 固定配線の接続用に使う端子及びクラス0Ⅰ変圧器を除く X 形取付けの端子は、異なる極性のそれらの関連する端子、及びある場合は、保護接地接続端子の近くに配置しなければならない。 第1部 24 保護接地接続（全細分箇条を含む） 第1部 H2.1 前掲略	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	14.1 第1部 14.3 第1部 15.1 第1部 15.5.1 第1部 16.1 第1部 17.1 第1部 17.2 第1部 18.1 19.1 19.1.1	14.1 温度上昇 一般要求事項 変圧器及びその支持物は通常の使用では過熱してはならない 第1部 14.3 前掲略 第1部 15.1 前掲略 第1部 15.5.1 前掲略 第1部 16.1 前掲略 第1部 17.1 前掲略 第1部 17.2 前掲略 第1部 18.1 前掲略 19.1 前掲略 19.1.1 入力巻線（一つ又は複数）間の絶縁は、動作電圧に対する二重絶縁又は強化絶縁で構成しなければならない	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				19.1.2	<p>い。</p> <p>19.1.2 中間導電部（例えば、鉄心）を本体に接続せずに、入出力巻線間に配置する変圧器の場合、入出力巻線と中間導電部との間の絶縁は、少なくとも動作電圧に対する基礎絶縁で構成しなければならず、出力巻線と中間導電部との間の絶縁は、少なくとも動作電圧に対する付加絶縁によって構成しなければならない。</p>	
				第 1 部 19.6	<p>第 1 部 19.6 クラス 0 I 変圧器、クラス I 変圧器及びクラス II 変圧器については、いずれかの電線、ねじ、ナット、ワッシャー、ばね又はこれに類するものが緩んだり位置から抜けた場合、これらの変圧器は通常の使用で、付加絶縁又は強化絶縁を越えての沿面距離又は空間距離、及び入力と出力の端子との間の距離が箇条 26 に規定する値の 50 %未満に短縮することがないように構成しなければならない。クラス 0 I 変圧器については、更に、基礎絶縁の沿面距離及び空間距離の値が減少して箇条 26 に規定した値を下回る場合、通常の使用時における機械的ストレスに耐えるよう確実に固定しなければならない。</p>	
				第 1 部 19.9	第 1 部 19.9 前掲略	
				第 1 部 19.12.1	第 1 部 19.12.1 前掲略	
				第 1 部 19.12.2	第 1 部 19.12.2 ほつれ止めなしのボビン（フランジなしの	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				第1部 19.12.3	ボビン) を使用する場合、各層の最後の巻きは変位を防止しなければならない。 第1部 19.12.3 基礎絶縁、付加絶縁又は強化絶縁を与える絶縁システム内の絶縁巻線は、次の要求を満たさなければならない。 a)巻線の絶縁が追加の中間絶縁なしに巻線部品に基礎絶縁を与えるために使用する場合は、次による。 － 絶縁電線は、附属書 K に適合しなければならない。 － 一つの絶縁巻線の絶縁は、1 層以上で構成してなければならない。	
				第1部 19.19	第1部 19.19 前掲略	
				第1部 19.20	第1部 19.20 前掲略	
				第1部 19.20.2	第1部 19.20.2PELV 回路については、次の要求事項を満たさなければならない。直接接触に対する保護は、表 8a による二重又は強化絶縁用の試験電圧に合格できる絶縁物によって確保する。	
				第1部 19.21	第1部 19.21 前掲略	
				19.103	19.103 外部配線接続用の入出力端子は、これらの端子への導体の導入点間で測定した距離が 25mm 以上となるように配置しなければならない。	
				第1部 21.1	第1部 21.1 前掲略	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				第 1 部 21.3 第 1 部 21.4 第 1 部 22.9.1 第 1 部 22.9.2 第 1 部 22.9.3 第 1 部 22.9.5 第 1 部 23.1 第 1 部 23.3	第 1 部 21.3 前掲略 第 1 部 21.4 外部からの導体を入力又は出力端子に接続する場合、内部配線が緩んではならない。 第 1 部 22.9.1 前掲略 第 1 部 22.9.2 前掲略 第 1 部 22.9.3 前掲略 第 1 部 22.9.5 前掲略 第 1 部 23.1 固定配線に永久に接続することを意図した変圧器、及び Y 形又は Z 形取付けによって外部可とうコードに接続するもの以外の変圧器は、ねじ、ナット又は同等の効果的な接続端子を用いなければならない。 導体のはんだ付けした接合部で破断するとき、危険な充電部と他の導電部との間の沿面距離及び空間距離が箇条 26 に規定する値の 50%未満まで短縮しないように隔壁が装備されている場合を除き、導体をその位置に維持するためにはんだ付けだけに依存しないように導体が配置され又は固定されていれば、X 形取付けの変圧器に対してはんだ付け接続を外部導体用に使用することができる。 第 1 部 23.3 Y 形取付け又は Z 形取付けを除き、締付手段を締めたり緩めたりする場合、端子が緩くならず、内部巻線に応力がかからず、沿面距離及び空間距離が箇条 26	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				第1部 26.1	の規定値を下回って短縮しないように端子を取り付けなければならない。 第1部 26.1 グループIIIa (JIS C 0664 参照)用の沿面距離、空間距離及び絶縁物を通しての距離は表 13 に示す値以上でなければならない。	
				第1部 26.2.3	第1部 26.2.3 セメント接合絶縁部セメント接合部又は一つに接着された部分をもつ変圧器については、接合部を通した最小沿面距離及び空間距離は要求しない。絶縁物を通しての距離 (dti) だけを適用する。この場合、JIS C 0664 の 4.1.1.2.1 (インパルス耐電圧試験) を満足しなければならない。	
				第1部 26.2.4.1	第1部 26.2.4.1 じんあい及び湿気の侵入に対して封入された又は密封された部分を備え、次の試験を満足する変圧器については、最小規定沿面距離は汚損度 1 (P1) の低減値でよい。この場合、JIS C 0664 の 4.1.1.2.1 (インパルス耐電圧試験) を満たさなければならない。	
				第1部 26.2.4.2	第1部 26.2.4.2 じんあい及び湿気の侵入に対して封入された、又は密閉された部分を備え、次の試験を満足する変圧器については、最小沿面距離及び空間距離は不要である。絶縁物を通しての距離 (dti) の値だけを適用する。この場合、JIS C 0664 の 4.1.1.2.1 (インパルス耐電圧試験) も満	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				第1部 26.3 第1部 26.3.2 第1部 27.2 第1部 27.4 第1部 H3.1	足しなければならない 第1部 26.3 前掲略 第1部 26.3.2 前掲略 第1部 27.2 前掲略 第1部 27.4 耐トラッキング性 IPX0 以外の IP 定格の変圧器については、導電部をその位置に保持する絶縁部は、汚損度 3 にさらされる場合、少なくとも材料グループⅢa に相当するトラッキングに対して耐性をもたなければならない。 第1部 H3.1 基礎絶縁だけによって分離された異なる極性をもつ充電部については、これらの沿面距離及び空間距離を順次短絡させて H.2 の要求事項を満たせば、その沿面距離及び空間距離は箇条 26 に規定する値より小さい値でもよい。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	14.1 第1部 15.1 第1部 15.5.1 第1部 19.2 第1部 27.2 第1部 27.3	14.1 前掲略 第1部 15.1 前掲略 第1部 15.5.1 前掲略 第1部 19.2 前掲略 第1部 27.2 前掲略 第1部 27.3 耐火性 絶縁材料による変圧器のすべての部品は、耐着火性及び耐延焼性をもたなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き				第1部 27.3.1 第1部 27.3.2 第1部 H2.1	第1部 27.3.1 外部可触部 絶縁材料の外部の部分は、耐着火性及び耐拡散性をもたなければならない。 第1部 27.3.2 内部の部分 所定の位置にある通電部を（所定の位置に）保持する絶縁材料の部分は、耐着火性及び耐拡散性をもたなければならない。 第1部 H2.1 前掲略	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	14.1 第1部 15.1	14.1 前掲略 第1部 15.1 前掲略	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 4.1	第1部 4.1	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 16.1 第1部 19.6 第1部 19.10	第1部 16.1 前掲略 第1部 19.6 前掲略 第1部 19.10 絶縁塗装によって偶発の接触に対して危険な充電部の保護を確保する場合、この塗装は次の試験に合格しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				a)エージング試験 b)衝撃試験 c)引っかけ試験 第1部 19.12.1 第1部 19.12.1 前掲略 第1部 箇条20 第1部 箇条20 前掲略 第1部 22.9.4 第1部 22.9.4 前掲略 第1部 22.9.5 第1部 22.9.5 前掲略 第1部 25.1 第1部 25.1 電氣的又はその他のねじ接続部は、通常の使用で生じる機械的応力に耐えなければならない。 第1部 25.2 第1部 25.2 絶縁材料のめねじに使用するねじは、かん合の長さが 3 mm にねじの公称直径の 1/3 を加えた長さ、又は 8 mm のどちらか短い方以上でなければならない。 第1部 25.6 第1部 25.6 ねじグランドは、次の試験に適合しなければならない。 ねじグランドはパッキングの内径未満で一番近いミリメートルの直径の円筒形の金属棒を取り付ける。次に、表 12 に示す力をグランドの軸から 250 mm の点で 1 分間スパナに加えて、適切なスパナによってグランドを締め付ける。		
第十二 条	化学的危険源による危害又は損	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第1部 15.1	第1部 15.1 前掲略	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	傷の防止	に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。				
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 4.1	第 1 部 4.1 前掲略	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第 1 部 15.1	第 1 部 15.1 前掲略	
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	充電部の露出は無く、動力源、熱源が無いことから、始動、再始動及び停止による危険は想定されないと考えられるため、非該当が妥当と思われる。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	充電部の露出は無く、動力源、熱源が無いことから、始動、再始動及び停止による危険は想定されないと考えられるため、非該当が妥当と思われる。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	充電部の露出は無く、動力源、熱源が無いことから、始動、再始動及び停止による危険は想定されないと考えられるため、非該当が妥当と思われる。
第十六条	保護協調及び組	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	第1部箇条 10	第1部 箇条 10 前掲略	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条	合せ	統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当	11.1	11.1 変圧器を定格入力周波数の定格入力電圧に接続したとき、定格出力電圧が、定格値に対して次の範囲内でなければならない。	
				第1部 11.2	第1部 11.2 変圧器が定格出力、定格出力電圧、定格出力電流及び定格力率を表示している場合、これらの値は互いに矛盾してはならない。変圧器に定格出力電流が指定されていない場合は、定格出力及び定格出力電圧から定格出力電流を計算する。	
				第1部 箇条13	第1部 13 短絡電圧短絡電圧の表示がある場合、測定した短絡電圧はこの表示値の20%以内でなければならない。	
				第1部 13A	第1部 13A 2次短絡電流特性定格2次短絡電流を表示するものは、その値が8A以下の場合、定格周波数に等しい周波数の定格入力電圧に等しい電圧の下で測定した2次短絡電流は、定格2次短絡電流以下でなければならない。	
				15.101	15.101 変圧器に定格入力電圧の1.1倍の電圧を印加し、短絡を行ってから5秒後に測定したときに、最大短絡出力電流は、10A以下でなければならない。	
				第1部 箇条20	第1部 箇条20 前掲略	
				第1部 22.1	第1部 22.1 この箇条で規定するすべてのケーブル、可とうコード及び接続手段には、これらを接続する変圧器の規格に適した適切な電流及び電圧の定格がなければならない	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六条続き				第1部 22.7 第1部 H2.4	い。 第1部 22.7 外部可とうケーブル又はコードの公称断面積は、表 9 に示す値以上でなければならない。 第1部 H2.4 第1部 H2.3 に規定する任意の故障条件によって変圧器の安全性がヒューズの遮断に依存する場合は、ヒューズを電流計と取り替えて試験を繰り返す。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	第1部 4.1	第1部 4.1 前掲略	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	第1部 8.15 第1部 8.15A	第1部 8.15 表示は耐久性があり容易に判読可能でなければならない。 第1部 8.15A クラス 0 I 変圧器には、電源プラグ又は本体の見やすい箇所に次の内容の表示をしなければならない。	
第二十条第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。	□該当 ■非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き	示)	<p>一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のもの)に限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第2項	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2項 続き		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 61558-2-8:2014 規格名：変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性－第 2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第4項 続き		(ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				